# 平成27年度兵庫県環境配慮型製品調達方針 (グリーン調達方針)

# 目 次

1		目的	
${\rm I\hspace{1em}I}$	. 基本原	[則	1
${\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I}$	. 特定調	達品目	1
IV		目標	
덺	記		2
11.1			
		<u> </u>	
		類	
		ィス家具等	
		機器	
		コピー機等	
		プリンタ等	
		ファクシミリ	
	5 <b>–</b> 4	スキャナ	39
		プロジェクタ	
		カートリッジ等	
		計算機等	
	6 – 1		
		磁気ディスク装置	
		ディスプレイ	
		記録用メディア	
		ィス機器等	
		シュレッダー	
		デジタル印刷機	
	7 – 3	<del></del>	
	7 - 4	6.7.V+_n	
	7 — 5		
	8. 移動	電話	69
	9. 家電	<b>製品</b>	72
	9 — 1	電気冷蔵庫等	72
		テレビジョン受信機	
		電気便座	
		電子レンジ	
		コンディショナー等	
	10-1	エアコンディショナー	81
		ガスヒートポンプ式冷暖房機	
		ストーブ	
		器等 	
		電気給湯器	
		ガス温水機器	
		石油温水機器	
	11 — 4		
		照明器具	
	12-2	ランプ	102
		]車等	
		自動車	

13-2 ITS対応車載器	105
13-3 タイヤ	105
13- 4 エンジン油	106
14. 消火器	107
15. 制服·作業服	
16. インテリア・寝装寝具	
16- 1 カーテン等	111
16-2 カーペット	113
16-3 毛布等	115
16-4 ベッド	117
17. 作業手袋	120
18. その他繊維製品	121
18-1 テント・シート類	121
18-2 防球ネット	123
18-3 旗・のぼり・幕類	125
18-4 モップ	127
19. 設備	128
20. 災害備蓄用品	134
20-1 災害備蓄用品(飲料水)	
20-2 災害備蓄用品(食料)	
20-3 災害備蓄用品(生活用品・資材)	137
21. 公共工事	
22. 役務	
22-1 省エネルギー診断	
22-2 印刷	
22-3 食堂	
22-4 自動車専用タイヤ更生	
22-5 自動車整備	
22-6 庁舎管理等	
22-7 輸配送	
22-8 旅客輸送(自動車 <u>)</u>	
22-9 照明機能提供業務	
22-10 小売業務	
22-11 クリーニング	
22-12 自動販売機設置	
22-13 引越輸送	
22-14 会議運営	208

# 環境配慮型調達方針

#### I 意義·目的

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。

このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があるが、このような中で、 我々の生活や経済活動を支える物品及び役務に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが 急務となっており、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務(以下「環境物品等」という。) への需要の転換を促進していかなければならない。

環境物品等への需要の転換を進めるためには、環境物品等の供給を促進するための施策とともに、環境物品等の優先的購入を促進することによる需要面からの取組を合わせて講じることが重要である。環境物品等の優先的購入は、これらの物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすものである。また、環境物品等の優先的購入は誰もが身近な課題として積極的に取り組む必要があるものであり、調達主体がより広範な環境保全活動を行う第一歩となるものである。

兵庫県では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」[通称「グリーン購入法」](平成12年法律第100号)第10条第1項の規定に基づき環境物品等の調達の推進を図るための方針としてこの方針を定め、庁内におけるグリーン購入の一層の推進を図るものとする。

### Ⅱ 基本原則

1 資源採取から製造、流通、使用、廃棄までの製品のライフサイクル全体を通して生じる環境負荷が相対的に小さいものを調達する。

また、環境負荷の大小の判断に当たっては以下の事項を考慮する。

- (1) 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が従前より削減されていること。 すなわち、オゾン層破壊物質、重金属、有機塩素化合物等、環境中に放出されると環境や人の健康への 被害を生ずるおそれのある物質を使用していないか、使用量を削減しているかどうかを考慮する。
- (2) 資源やエネルギーの消費が少ないこと。 すなわち、少ない資源や、エネルギーで製造され、また、流通段階や使用中に資源やエネルギー消費量 が少ないかどうかを考慮する。
- (3) 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- (4) 再生された素材や再使用された部位・部品を多く使用していること。
- (5) 長期使用が可能なこと。

すなわち、耐久消費財などについて、修理や部品交換の容易さ、保守・修理サービス期間の長さ、機能拡張性などを考慮する。

- (6) 再使用が可能なこと。
  - すなわち、再使用が可能なように設計され、購入者が容易に利用できる回収・リサイクルシステムが有るかどうか考慮する。
- (7) リサイクルが可能なこと。
  - すなわち、リサイクルしやすい素材を使用しているか、素材ごとに分離・分解・分別が容易な設計がされているか、購入者が容易に利用できる回収・リサイクルシステムがあるかどうかを考慮する。
- (8) 処理や処分が容易なこと。
  - すなわち、焼却や埋立処分による環境負荷を相対的に小さいものとなるように配慮して設計されているかどうかを考慮する。
- 2 環境保全に積極的な事業者により製造され、販売されている製品・サービスを調達する。

すなわち、製品そのものについての環境負荷を考慮することに加えて、その製品を製造、販売している事業者が、環境に関する法令や規制を遵守することはもちろん、環境に関する経営方針や体制を持ち、適切な環境管理・監査を行い、環境に関する情報を公開し環境保全に積極的に取り組んでいるかどうかを考慮する。

3 製品や製造・販売・サービス事業者に関する環境情報を積極的に入手・活用して調達する。

#### Ⅲ 特定調達品目

重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類及びその判断基準並びに当該基準を満たす物品等の調達の推進に関する基本的事項を別記のとおりとする。

#### Ⅳ 調達の目標

紙類及び文具類(特定調達品目に該当するものに限る)を購入するに当たっては、原則として100%環境 配慮型製品とする。

#### 別記

#### 1. 定 義

この別記において、「判断の基準」、「配慮事項」は下記のとおりとする。

「判 断 の 基 準」: 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第 6 条第 2 項第 2

号に規定する特定調達物品等であるための基準

「配 慮 事 項」: 特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達する

に当たって、更に配慮することが望ましい事項

### 2. 紙 類

(1) 品目及び判断の基準等

#### 【情報用紙】

#### コピー用紙

#### 【判断の基準】

- ①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用 割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使 用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考5の算定式により総 合的に評価した総合評価値が80以上であること。
- ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、 伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関す る法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、 間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発 生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバー ジンパルプには適用しない。
- ③製品に総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値)が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載出来ない場合は、ウエブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。

### 【配慮事項】

- ①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。
- ②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易 さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれ かをいう。
  - ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保に

ついて配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用 するパルプ

- イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材(廃木材、建設発生木材、低位利用木材(林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材)及び廃植物繊維)を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
- 2 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。
- 3 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。

また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

4 「総合評価値」とは備考5に示されるYの値をいう。

「指標値」とは、備考5に示される $x_1,x_2,x_3,x_4$ の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、 備考5に示される $x_5,x_6$ の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考5の y1,y2,y3,y4,y5 について示される式により算出された数値をいう。

5 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

 $Y = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5$ 

 $y_1 = x_1 - 20$   $(70 \le x_1 \le 100)$ 

 $y_2 = x_2 + x_3$   $(0 \le x_2 + x_3 \le 30)$ 

 $y_3 = 0.5 \times x_4$   $(0 \le x_4 \le 30)$ 

 $y_4 = -x_5 + 75$   $(60 \le x_5 \le 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$ 

 $y_5 = -2.5x_6 + 170$   $(62 \le x_6 \le 68, x_6 < 62 \rightarrow x_6 = 62, x_6 > 68 \rightarrow x_6 = 68)$ 

Y 及び y<sub>1</sub>,y<sub>2</sub>,y<sub>3</sub>,y<sub>4</sub>,y<sub>5</sub>,x<sub>1</sub>,x<sub>2</sub>,x<sub>3</sub>,x<sub>4</sub>,x<sub>5</sub>,x<sub>6</sub>は次の数値を表す。

Y (総合評価値):  $y_1,y_2,y_3,y_4,y_5$  の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y<sub>1</sub>: 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y<sub>2</sub>: 森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数 点第二位を四捨五入した数値

y<sub>3</sub>: その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第 二位を四捨五入した数値

v<sub>4</sub>: 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y<sub>5</sub>: 坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x<sub>1</sub>: 最低保証の古紙パルプ配合率(%)

x<sub>2</sub>: 森林認証材パルプ利用割合(%)

 $x_2 = (森林認証材パルプ/バージンパルプ) × (100-x_1)$ 

x<sub>3</sub>:間伐材パルプ利用割合(%)

 $x_3 = (間伐材パルプ/バージンパルプ) × (100-x_1)$ 

x<sub>4</sub>: その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合(%)

 $x_4 = (その他の持続可能性を目指したパルプ/バージンパルプ) × (100-<math>x_1$ )

x<sub>5</sub>:白色度(%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合(意図的に白色度を下げる場合)は加点対象とならない。

x<sub>6</sub>: 坪量(g/m³)

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の±5%の範囲内については許容する。

- 6 調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、 紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品 の調達には留意が必要である。
- 7 調達を行う各機関は、コピー用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や 製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウエブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体 機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。
- 8 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林から の産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性 の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

- 9 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン(平成21年2月13日)」に準拠して行うものとする。
- 10 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン(平成21年2月13日)」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材が等しく使われているとみなす方式をいう。

#### フォーム用紙

#### 【判断の基準】

- ①古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。
- ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、 伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関 する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただ し、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場 から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造さ れたバージンパルプには適用しない。
- ③塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/mg以下であること。

#### 【配盧事項】

- ①バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は 持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであ ること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合 板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源 により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

# インクジェットカラ ープリンター用塗工 紙

#### 【判断の基準】

- ①古紙パルプ配合率70%以上であること。
- ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、 伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関 する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただ し、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場 から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造さ れたバージンパルプには適用しない。
- ③塗工量が両面で20g/m以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/mとする。

#### 【配慮事項】

- ①バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は 持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであ ること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合 板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源 により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 備考) 紙の材料原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林から の産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

#### 【印刷用紙】

### 塗工されていない 印刷用紙

#### 【判断の基準】

①次のいずれかの要件を満たすこと。

### 塗工されている印 刷用紙

- ア. 塗工されていないものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。
- イ. 塗工されているものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証 材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性 を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及 び塗工量を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が 80以上であること。
- ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、 伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関す る法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、 間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発 生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバー ジンパルプには適用しない。
- ③製品の総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値)がウエブサイト等で容易に確認できること。
- ④再生利用しにくい加工が施されていないこと。

#### 【配盧事項】

- ①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。
- ②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及 び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれか をいう。
  - ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
  - イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材(廃木材、建設発生木材、低位利用木材(林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材)及び廃植物繊維)を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
  - 2 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。
  - 3 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び塗工量をいう。

また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

4 「総合評価値」とは備考5に示される Y₁又は Y₂の値をいう。

「指標値」とは、備考 5 に示される  $x_1,x_2,x_3,x_4$  の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考 5 に示される  $x_5,x_6$  の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考 5 の  $y_1,y_2,y_3,y_4,y_5$  について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。

5 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

 $Y_1 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4$ 

 $Y_2 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_5$ 

 $y_1 = x_1 - 10$   $(60 \le x_1 \le 100)$ 

 $y_2 = x_2 + x_3$   $(0 \le x_2 + x_3 \le 40)$ 

 $y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \le x_4 \le 40)$ 

 $y_4 = -x_5 + 75$   $(60 \le x_5 \le 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$ 

 $y_5 = -0.5x_6 + 20$   $(0 < x_6 \le 10 \rightarrow x_6 = 10, 10 < x_6 \le 20 \rightarrow x_6 = 20, 20 < x_6 \le 30 \rightarrow x_6 = 30, x_6 \ge 30 \rightarrow x_6 = 40)$ 

Y<sub>1</sub>,Y<sub>2</sub>及び y<sub>1</sub>,y<sub>2</sub>,y<sub>3</sub>,y<sub>4</sub>,y<sub>5</sub>,x<sub>1</sub>,x<sub>2</sub>,x<sub>3</sub>,x<sub>4</sub>,x<sub>5</sub>,x<sub>6</sub>は次の数値を表す。

- Y<sub>1</sub> (塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値): y<sub>1</sub>,y<sub>2</sub>,y<sub>3</sub>,y<sub>4</sub>の合計値を算出し小数 点以下を切り捨てた数値
- $Y_2$  (塗工されている印刷用紙に係る総合評価値):  $y_1,y_2,y_3,y_5$  の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値
- v<sub>1</sub>: 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値
- y<sub>2</sub>: 森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点 第二位を四捨五入した数値
- y<sub>3</sub>: その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二 位を四捨五入した数値
- y<sub>4</sub>: 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値(ファンシーペーパー又は抄色紙(色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。)には適用しない。)

ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準(印刷参照)に示された A ランク(紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの)の紙である場合は 5、それ以外の紙である場合は 0

y<sub>5</sub>: 塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x<sub>1</sub>:最低保証の古紙パルプ配合率(%)

x<sub>2</sub>: 森林認証材パルプ利用割合(%)

 $x_2 = (森林認証材パルプ/バージンパルプ) × (100-x_1)$ 

x3:間伐材パルプ利用割合(%)

 $x_3 = (間伐材パルプ/バージンパルプ) × (100-x_1)$ 

x4: その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合(%)

 $x_4 = (その他の持続可能性を目指したパルプ/バージンパルプ) × (100-x<sub>1</sub>)$ 

x5: 白色度(%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合(意図的に白色度を下げる場合)は加点対象とならない。

x<sub>6</sub>: 塗工量(g/m³)

塗工量(両面への塗布量)は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

6 調達を行う各機関は、コピー用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製

品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウェブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。

7 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林から の産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の 証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

- 8 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン (平成21年2月13日)」に準拠して行うものとする。
- 9 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン (平成21年2月13日)」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材が等しく使われているとみなす方式をいう。

#### 【衛生用紙】

トイレットペーパー	【判断の基準】 〇古紙パルプ配合率100%であること。
ティッシュ ペーパー	【配慮事項】 〇製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易 さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

#### (2) 古紙及び古紙パルプ配合率

各品目において判断の基準となっている古紙及び関連する用語、古紙パルプ配合率の定義は、以下のとおりとする。

#### 【古紙及び関連する用語の定義】

古紙	市中回収古紙及び産業古紙。
市中回収古紙	店舗、事務所及び家庭などから発生する使用済みの紙であって、紙製造
	事業者により紙の原料として使用されるもの(商品として出荷され流通
	段階を経て戻るものを含む。)。

原紙の製紙工程後の加工工程から発生し、紙製造事業者により紙の原料
として使用されるもの。
ただし、紙製造事業者等(当該紙製造事業者の子会社、関連会社等の関
係会社を含む。)の紙加工工場、紙製品工場、印刷工場及び製本工場な
ど、紙を原料として使用する工場若しくは事業場において加工を行う場
合、又は当該紙製造事業者が製品を出荷する前に委託により他の事業者
に加工を行わせる場合に発生するものであって、商品として出荷されず
に当該紙製造事業者により紙の原料として使用されるものは、古紙とし
ては取り扱わない(当該紙製造事業者等の手を離れ、第三者を介した場
合は、損紙を古紙として取り扱うための意図的な行為を除き、古紙とし
て取り扱う。)。
以下のいずれかに該当するもの。
・製紙工程において発生し、そのまま製紙工程に戻され原料として使用
されるもの(いわゆる「回流損紙」。ウェットブローク及びドライブ
ローク)。
・製紙工場又は事業場内に保管されて原料として使用されるもの(いわ
ゆる「仕込損紙」)。
・上記産業古紙の定義において、「ただし書き」で規定されているもの。
日本標準産業分類(平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 175 号)の中分
類に掲げる「紙製造業 (142)」であり、小分類の「洋紙製造業 (1421)」
「板紙製造業(1422)」「機械すき和紙製造業(1423)」及び「手すき和
紙製造業(1424)」をいう。
金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号) 第 193 条の規定に基づく「財
務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条の各項に定め
るものをいう。

# 【古紙パルプ配合率の定義】

古紙パルプ配合率= <u>古紙パルプ</u> ×100 (%)

パルプは含水率 10%の重量とする。 上記算定式の分母及び分子には損紙は含まないものとする。

#### 3. 文具類

#### (1) 品目及び判断の基準等

#### 文具類共通

#### 【判断の基準】

- ○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、 紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木 質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプ が使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。ただし、間 伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生 する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージ ンパルプには適用しない。
  - ①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されている こと。
  - ②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国 又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
  - ③次の要件を満たすこと。
    - ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。
    - イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

#### 【配慮事項】

- ①古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。
- ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであ ること。
- ③材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能 な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。た だし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であ る木材は除く。
- ④材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易 さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 注)文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準 (●印)を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準(●印)を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみに上記の判断の基準を適用する。

	F
シャープペンシル	【配慮事項】   〇残芯が可能な限り少ないこと。
シャープペンシル 替芯	〔判断の基準は容器に適用〕
	F =
ボールペン	│【配慮事項】 │○芯が交換できること。
マーキングペン	【配慮事項】
	○消耗品が交換又は補充できること。
鉛筆	
スタンプ台	【判断の基準】
	●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあって
	は、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合 にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
	【配慮事項】
	○インク又は液が補充できること。
 	【判断の基準】
	●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製
	品全体重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただ
	し、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、
	製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっ
	ては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
	[ T T & T T T
	│【配慮事項】 │ 〇インク又は液が補充できること。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
印章セット	│【配慮事項】 │〇液が補充できること。
CD 7/5	一〇夜が開元できること。
印箱	
公印	
ゴム印	
回転ゴム印	
定規   トレー	
トレー   消しゴム	   〔判断の基準は巻紙(スリーブ)又はケースに適用〕
ステープラー(汎用型)	-····· - · - ·
用空/	●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプ
	ラスチック重量の70%以上使用されていること(機構部分を除く。)。   それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
	てもめがの物口にのりては、人会規共進の刊劇の奉竿を裥だりこと。
	【配慮事項】
	〇再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は
	分別の工夫がなされていること。

ステープラー(汎 用型以外)	【配慮事項】 〇再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は 分別の工夫がなされていること。
ステープラー針リ ムーバー	【配慮事項】 〇再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は 分別の工夫がなされていること。
連射式クリップ (本体)	【判断の基準】 ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
事務用修正具(テープ)	【判断の基準】 ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
	【配慮事項】 〇消耗品が交換できること。
事務用修正具(液状)	〔判断の基準は容器に適用〕
クラフトテープ	【判断の基準】 ●テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
	【配慮事項】 ①粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
粘着テープ(布粘 着)	【判断の基準】 ●テープ基材(ラミネート層を除く。)については再生プラスチックが プラスチック重量の40%以上使用されていること。
両面粘着紙テープ	【判断の基準】 ●テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。また、

	の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における 森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであるこ と。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製 材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製 造されたバージンパルプには適用しない。
	【配慮事項】 〇バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
製本テープ	〔判断の基準はテープ基材に適用〕
ブックスタンド	【判断の基準】  ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	【配慮事項】 〇再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は 分別の工夫がなされていること。
マグネット(玉)	77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77
マグネット(バー)	
テープカッター	
パンチ (手動)	
モルトケース (紙 めくり用スポンジ ケース)	
紙めくりクリーム	〔判断の基準は容器に適用〕
鉛筆削(手動)	【配慮事項】 〇再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は 分別の工夫がなされていること。
O A ク リーナー (ウェットタイ プ)	【判断の基準】 〔判断の基準は容器に適用〕 ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
	〇内容物が補充できること。

OAクリーナー	〔判断の基準は容器に適用〕
(液タイプ)	
	【配慮事項】   ○中央地が対象である。
<i>₩</i> → ,	〇内容物が補充できること。 - 「************************************
ダストブロワー	【判断の基準】
	●フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されていない。
	用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。
	な記載がなされていること。
レターケース	Fuller o # #1
メディアケース	【判断の基準】  ●次のいずれかの要件を満たすこと。
	●次のいすれかの安件を両だすこと。   ①主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが
	製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコン
	シューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重
	量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文
	具類共通の判断の基準を満たすこと。
	②CD及びDVD及びBD用にあっては、厚さ5mm程度以下のスリムタイプ
	ケースであること。 - ②技物を原料しまるプラスエックでもって環境分差低減効果が疎認。
	③植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認 されたものが使用されていること。
マウスパッド	されたののが使用されていること。
_	【判断の基準】
OAフィルター   (枠あり)	【刊剧の基準】   ●次のいずれかの要件を満たすこと。
(作 め) り / 	①文具類共通の判断の基準を満たすこと、又は植物を原料とするプ
	ラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用さ
	れていること。
	②枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されてい
	ること。
丸刃式紙裁断機	【配慮事項】
	〇再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は
± . 5 . 1 . 7	分別の工夫がなされていること。
カッターナイフ	F== -E-+
│ カッティングマッ │ ト	│【配慮事項】 │○マットの両面が使用できること。
-	しくットの両面が使用できること。
デスクマット	Fuller of the N
OHPフィルム	【判断の基準】  ●次のいずれかの要件を満たすこと。
	●次のいすれかの安件を凋たすこと。   ①再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されている
	こと。
	②インクジェット用のものにあっては、上記①の要件を満たすこと、
	又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が
	確認されたものが使用されていること。
絵筆	【判断の基準】
	●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製
	品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシュ

	ーマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%
	以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通
	の判断の基準を満たすこと。
 絵の具	[判断の基準は容器に適用]
111	
墨汁	〔判断の基準は容器に適用〕
のり(液状)	[判断の基準は容器に適用]
(補充用を含む。)	「TIT」点 去 +II 】
のり (澱粉のり)	
(補充用を含む。)	○内谷物が補允できること。
のり (固形)	〔判断の基準は容器・ケースに適用〕
のり (テープ)	
	【配慮事項】
	○消耗品が交換できること。
ファイル	【判断の基準】
	●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ
	配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使
	用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原
	木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手
	続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造さ
	れたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残
	材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用
	こと。
	①文具類共通の判断の基準を満たすこと。
	②クリアホルダーにあっては、上記①の要件を満たすこと、又は、
	植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認
	されたものが使用されていること。
	[本] 表 古 不 ]
	造されたバージンパルプには適用しない。
(補充用を含む。) のり(固形) のり(テープ)	【配慮事項】  ○消耗品が交換できること。  【判断の基準】  ●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地適用しない。それ以外の場合にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。  ①文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②クリアホルダーにあっては、上記①の要件を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。  【配慮事項】  ①表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。  【配慮事項】  ①表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。  ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製

バインダー	【判断の基準】
	●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ
	配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使
	用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原
	木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手
	続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造さ
	れたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残
	材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用
	しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満
	たすこと。
	【配慮事項】
	①表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄でき
	る構造になっていること。
	②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持
	続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであるこ
	と。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製
	材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製
	造されたバージンパルプには適用しない。
ファイリング用品	
アルバム	
つづりひも	【判断の基準】
	●次のいずれかの要件を満たすこと。
	①主要材料が紙の場合にあっては、原料として使用した古紙パルプ
	の重量が製品全体重量の70%以上であること。また、紙の原料に
	バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、
	伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関
	する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし し、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場
	から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造さ
	れたバージンパルプには適用しない。
	②主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが
	製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコ
	ンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体
	重量の60%以上使用されていること。
	③上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を
	満たすこと。
	【配慮事項】
	【記憶事項】   ○バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持
	続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであるこ
	と。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製
	材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製
	造されたバージンパルプには適用しない。
カードケース	

#### 事務用封筒(紙製)

#### 【判断の基準】

●古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

#### 【配盧事項】

〇バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

#### 窓付き封筒(紙製)

#### 【判断の基準】

- ●古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。[窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ配合率の判断の基準を窓部分には適用しない。]
- ●窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。

#### 【配盧事項】

〇バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

# けい紙

#### 【判断の基準】

#### 起案用紙

●古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパ

<b>/−</b> ト	ルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ●塗工されているものについては塗工量が両面で30g/m³以下であり、塗工されていないものについては白色度が70%程度以下であること。 【配慮事項】 〇バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
パンチラベル	【配慮事項】 〇粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するも のであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
タックラベル	【判断の基準】
インデックス	●主要材料が紙の場合にあっては、原料として使用した古紙パルプの
付箋紙	重量が製品全体重量の70%以上であること(粘着部分を除く。)。ま
	た、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その 原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域にお ける森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものである こと。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・ 製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により 製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっ ては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
	  【配慮事項】
	①バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
付箋フィルム	【配慮事項】 〇粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。
 黒板拭き	
ホワイトボード用 イレーザー	
額縁	

ごみ箱	【判断の基準】  ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通
	の判断の基準を満たすこと。
リサイクルボック   ス	【判断の基準】  ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通
	の判断の基準を満たすこと。
缶・ボトルつぶし 機(手動)	
名札 (机上用)	
名札 (衣服取付型・首下げ型)	
鍵かけ	
(フックを含む。)	
チョーク	【判断の基準】 ●再生材料が製品全体重量比で10%以上使用されていること。
グラウンド用白線	【判断の基準】 ●再生材料が製品全体重量比で70%以上使用されていること。
梱包用バンド	【判断の基準】  ●主要材料が紙の場合にあっては、古紙パルプ配合率100%であること。  ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが製品全体重量の25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。

- 備考)1 本項の判断の基準の対象とする「ステープラー(汎用型)」とは、JISS6036の2.に規定するステープラつづり針の種類10号を使用するハンディタイプのものをいう。また、「ステープラー(汎用型以外)」とは、ステープラー(汎用型)以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。
  - 2 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル(フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー(とじ具)、コンピュータ用キャップ式等)及び穴をあけずにとじる各種ファイル(フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等)等をいう。
  - 3 「バインダー」とは、MP バインダー、リングバインダー等をいう。
  - 4 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。
  - 5 「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本基本方針「2.紙類」の「(2)古紙及び古紙 パルプ配合率」による。
  - 6 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を

再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

- 7 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- 8 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境 負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 9 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。
- 10 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合(カートリッジ等)は、交換可能な部分すべてを、消耗部分が交換不可能な場合(ワンウエイ)は、当該部分(インク等)のみを製品全体重量から除く。
- 1 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材(台紙)を製品全体重量から除く。
- 12 ダストブロワーに係る判断の基準における「フロン類」とは、フロン類の使用の合理 化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号)第2条第1項に定める物質を いう。判断の基準において使用できる物質は、二酸化炭素、ジメチルエーテル及びハイド ロフルオロオレフィン(HFO1234ze)等。
- 13 ダストブロワーに係る判断の基準については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第64号)第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。
- 14 本項の判断の基準の対象となる「メディアケース」は、CD、DVD 及び BD 用とする。
- 15 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

### 4. オフィス家具等

#### (1) 品目及び判断の基準等

いす

机

棚

収納用什器 (棚以 外)

ローパーティショ ン

コートハンガー

傘立て

掲示板

黒板

ホワイトボード

#### 【判断の基準】

- ○大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器にあっては①の要件を、それ以外の場合にあっては、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は②、木質の場合は③、紙の場合は④の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、紙が含まれる場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。
  - ①表 1 に示された区分の製品にあっては、次のア、イ及びウの要件 を、それ以外の場合にあっては、イ及びウの要件を満たすこと。 ア. 区分ごとの基準を上回らないこと。
    - イ. 単一素材分解可能率が85%以上であること。
    - ウ. 表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がな されていること。
  - ②再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されていること。
  - ③次の要件を満たすこと。
    - ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
    - イ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m²h以下 又はこれと同等のものであること。
  - ④次の要件を満たすこと。
    - ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。
    - イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
  - ⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後 5 年以上とすること。

#### 【配盧事項】

- ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。)の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。

- ③使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
- ④材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能 な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。た だし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であ る木材は除く。
- ⑤材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。
- ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易 さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。
  - 2 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の 95%以上であるものをいう。
  - 3 判断の基準①の「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。
    - 単一素材分解可能率(%)=単一素材まで分解可能な部品数/製品部品数×100

次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。

- ①盗難、地震や操作上起こりうる転倒を防止するための部品(錠前、転倒防止機構部品、 安定保持部品等)
- ②部品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品 (ヒンジ、 引出レール等)
- ③日本工業規格又はこれに準ずる部品の固定又は連結等に使用する付属のネジ
- 4 「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本基本方針「2. 紙類」の「(2)古紙及び古紙 パルプ配合率」による。
- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境 負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 7 放散速度が 0.02mg/m<sup>2</sup> h 以下と同等のものとは、次によるものとする。
- ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。JIS S 1031に適合するオフィス用机・テーブル、JIS S 1032に適合するオフィス用いす、JIS S 1039に適合する書架・物品棚、及び JIS S 1033に適合するオフィス用収納家具は、本基準を満たす。

イ. 上記 ア. 以外の木質材料については、JIS A 1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

8 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

#### 表 1 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器(収納庫)の棚板に係る機能重量の基準

区 分	基準
収納庫(カルテ収納棚等の特殊用途は除く。)の棚板	0. 1
棚(書架・軽量棚・中量棚)の棚板	0. 1

備考)棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。

機能重量の基準=棚板重量(kg) ÷棚耐荷重(kg)

#### 表2 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること。
リノユーヘ配應設計	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること。
	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること。
	再生可能材料部品の分 離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに 簡易に分離・分解できる接合方法であること。
リサイクル配慮設計	離・万幣の谷易化	その他の部品は容易に取り外しができること。
	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること。
	一円工具/赤こしての利用	材質ごとに分別できる工夫を図っていること。

- 5. 画像機器等
- 5-1 コピー機等
- (1) 品目及び判断の基準等

#### コピー機

#### 【判断の基準】

#### 複合機

拡張性のあるデージタルコピー機

# 

- ①使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を 使用することが可能であること。
- ②次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ア. リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機(以下「コピー機等」という。)であること。
  - イ、特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。
- ③使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。

#### <個別事項>

- (1)コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機
  - ア. モノクロコピー機又は拡張性のあるモノクロデジタルコピー機 (大判機を除く。)にあっては、表 1 - 1に示された区分ごとの基 準を満たすこと。
  - イ.カラーコピー機又は拡張性のあるカラーデジタルコピー機(大判機を除く。)にあっては、表1-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。
  - ウ. 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機にあっては、表3に示された区分ごとの基準を満たすこと。
- ②複合機 (インクジェット方式を除く)
  - ア. モノクロ複合機 (大判機を除く。) にあっては、表 2 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと。
  - イ.カラー複合機(大判機を除く。)にあっては、表2-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。
  - ウ. 大判複合機にあっては、表3に示された区分ごとの基準を満たす こと。

#### 【配慮事項】

- ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が 含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使 用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。
- ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。特に希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な 限り使用されていること。
- ⑤紙の使用量を削減できる機能を有すること。
- ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ

及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。
  - 2 「リユースに配慮したコピー機等」とは、製造時にリユースを行なうシステムが構築・維持され、そのシステムから製造されたものであり、以下の「再生型機」及び「部品リユース型機」を指す。
    - ア.「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解・洗浄・修理し、新品同等品質又は一定品質に満たない部品を交換し、専用ラインで組み立てた製品をいう。
    - イ.「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解・洗浄・修理し、新造機と同一品質を保証できる部品を新造機と同等の製造ラインで組み立てた製品をいう。
  - 3 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
  - 4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
  - 5 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油 化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
  - 6 「大判機」とは、幅が 406mm 以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2 判又はそれ以上の媒体用に設計された製品が含まれる。
  - 7 「希少金属類」とは、昭和 59 年 8 月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小 委員会において特定された 31 鉱種(希土類は 17 元素を 1 鉱種として考慮)の金属をいう。
  - 8 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
  - 9 リユースに配慮したコピー機等は、使用済みの製品を回収し、厳密な品質検査を経て生産工程に供給され、当該機器の製造が可能となることから、安定的な製品供給が必ずしも保証されない場合がある。このため、調達に当たり、環境側面に関して調達を行う各機関が特定調達物品等であること以外の入札等の要件を示す場合は、判断の基準の共通事項②ア及びイについて併記すること。
  - 10 コピー機等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本基本方針に示した品目「トナーカートリッジ」の判断の基準 ⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとすること。
  - 1 1 判断の基準<共通事項>①については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。
  - 12 リユースに配慮したコピー機等の判断の基準の個別事項については、使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要することから、表 1-1、表 1-2、表 2-1、表 2-2、及び表 3の基準を満たす製品が市場に供給されるまでの期間は、表 5-1から表 5-6の該当する要件を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

表 1-1 モノクロコピー機又は拡張性のあるモノクロデジタルコピー機(大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面要件	
ipm≦5	≦0.3		
5 <ipm≦20< td=""><td>≦0.04 × ipm+0.1</td><td>要件なし</td></ipm≦20<>	≦0.04 × ipm+0.1	要件なし	
20 <ipm≦24< td=""><td>≦0.06×ipm-0.3</td><td></td></ipm≦24<>	≦0.06×ipm-0.3		
24 <ipm≦30< td=""><td>≦0.06 ^ lpi11-0.3</td><td>基本製品に内蔵されている、</td></ipm≦30<>	≦0.06 ^ lpi11-0.3	基本製品に内蔵されている、	
30 <ipm≦37< td=""><td>≦0.11 × ipm- 1.8</td><td>あるいは任意の付属品</td></ipm≦37<>	≦0.11 × ipm- 1.8	あるいは任意の付属品	
37 <ipm≦40< td=""><td>≦0.11 × IpIII- 1.0</td><td></td></ipm≦40<>	≦0.11 × IpIII- 1.0		
40 <ipm≦65< td=""><td>≦0.16 × ipm-3.8</td><td>    基本製品内に内蔵されている</td></ipm≦65<>	≦0.16 × ipm-3.8	   基本製品内に内蔵されている	
65 <ipm≦90< td=""><td>≦0.2 × ipm-6.4</td><td>  本个表面内に内蔵されている</td></ipm≦90<>	≦0.2 × ipm-6.4	本个表面内に内蔵されている	
90 <ipm< td=""><td>≦0.55 × ipm-37.9</td><td></td></ipm<>	≦0.55 × ipm-37.9		

- 備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm(分当たりの画像数)とは、1分間に A4 版又は 8.5″×11″の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 判用紙と8.5″×11″用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。以下表 1 2、表 2 1、表 2 2 及び表 3 において同じ。
  - 2 A3 判の用紙に対応可能な製品(幅が 275mm 以上の用紙を使用できる製品。)については、区分ごとの基準に 0.3kWh を加えたものを基準とする。以下表 1 2、表 2 1 及び表 2 2 において同じ。
  - 3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器 の製品標準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。 以下表 1-2、表 2-1及び表 2-2において同じ。

表 1-2 カラーコピー機又は拡張性のあるカラーデジタルコピー機(大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面印刷機能要件	
ipm≦10	<b>≦</b> 1.3		
10 <ipm≦15< td=""><td>≦0.06 × ipm+0.7</td><td>要件なし</td></ipm≦15<>	≦0.06 × ipm+0.7	要件なし	
15 <ipm≦19< td=""><td>&lt;0.15 x inm 0.65</td><td colspan="2"></td></ipm≦19<>	<0.15 x inm 0.65		
19 <ipm≦30< td=""><td>≦0.15 × ipm-0.65</td><td colspan="2">基本製品に内蔵されている、</td></ipm≦30<>	≦0.15 × ipm-0.65	基本製品に内蔵されている、	
30 <ipm≦35< td=""><td>≦0.2×ipm- 2.15</td><td>あるいは任意の付属品</td></ipm≦35<>	≦0.2×ipm- 2.15	あるいは任意の付属品	
35 <ipm≦75< td=""><td>≦0.2 ^ ipiii- 2.15</td><td>基本製品に内蔵されている</td></ipm≦75<>	≦0.2 ^ ipiii- 2.15	基本製品に内蔵されている	
75 <ipm< td=""><td>≦0.7 × ipm-39.65</td><td>  本个表面に内閣されている</td></ipm<>	≦0.7 × ipm-39.65	本个表面に内閣されている	

表2-1 モノクロ複合機(大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

		-
製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面印刷機能要件
ipm≦5	≦0.4	要件なし
5 <ipm≦24< td=""><td>≦0.07×ipm+0.05</td><td>女件なし</td></ipm≦24<>	≦0.07×ipm+0.05	女件なし
24 <ipm≦30< td=""><td>≦0.07 ^ lpH1+0.05</td><td>基本製品に内蔵されている、</td></ipm≦30<>	≦0.07 ^ lpH1+0.05	基本製品に内蔵されている、
30 <ipm≦37< td=""><td>≦0.11 × ipm- 1.15</td><td>おるいは任意の付属品</td></ipm≦37<>	≦0.11 × ipm- 1.15	おるいは任意の付属品
37 <ipm≦50< td=""><td>≦0.11 × IpIII- 1.15</td><td></td></ipm≦50<>	≦0.11 × IpIII- 1.15	
50 <ipm≦80< td=""><td>≦0.25 × ipm-8.15</td><td>基本製品に内蔵されている</td></ipm≦80<>	≦0.25 × ipm-8.15	基本製品に内蔵されている
80 <ipm< td=""><td>≦0.6 × ipm-36.15</td><td></td></ipm<>	≦0.6 × ipm-36.15	

表2-2 カラー複合機 (大判機を除く。) に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面印刷機能要件	
ipm≦10	<b>≦</b> 1.5		
10 <ipm≦15< td=""><td>≦0.1 × ipm+0.5</td><td>要件なし</td></ipm≦15<>	≦0.1 × ipm+0.5	要件なし	
15 <ipm≦19< td=""><td>&lt; 0.12 Vinm + 0.05</td><td></td></ipm≦19<>	< 0.12 Vinm + 0.05		
19 <ipm≦30< td=""><td>≦0.13×ipm+0.05</td><td>基本製品に内蔵されている、</td></ipm≦30<>	≦0.13×ipm+0.05	基本製品に内蔵されている、	
30 <ipm≦35< td=""><td>&lt;0.2 × in m 2.05</td><td colspan="2">あるいは任意の付属品</td></ipm≦35<>	<0.2 × in m 2.05	あるいは任意の付属品	
35 <ipm≦70< td=""><td>≦0.2×ipm-2.05</td><td></td></ipm≦70<>	≦0.2×ipm-2.05		
70 <ipm≦80< td=""><td>≦0.7 × ipm-37.05</td><td>基本製品に内蔵されている</td></ipm≦80<>	≦0.7 × ipm-37.05	基本製品に内蔵されている	
80 <ipm< td=""><td>≦0.75 × ipm-41.05</td><td></td></ipm<>	≦0.75 × ipm-41.05		

表3 大判コピー機、拡張性のある大判デジタルコピー機又は大判複合機に係るスリープ移行時間、 基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度(ipm)	スリープへの 移行時間	基本マーキングエンジンのス リープモード消費電力	待機時消費電力
ipm≦30	30 分	< 0.011/	< ∩ F\M
30 <ipm< td=""><td>60 分</td><td>≦8.2W</td><td>≦0.5W</td></ipm<>	60 分	≦8.2W	≦0.5W

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力 節減状態をいう。
  - 2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表4の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。
  - 3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の 製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」によ る。

表 4 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の 種類	接続の 種類	最大データ 速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能 許容値 (W)
		r<20	例: USB1.x、IEEE488、IEEE1284/パラ レル/セントロニクス、RS232C	0.2
	左伯	20≦r<500	例:USB2.x、IEEE1394/ファイヤワイヤ /i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
	有線 ファックス モデム 無線、無線周 波数 (RF)	r≧500	例:USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
インター フェース		任意	例:フラッシュメモリカード/スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
		任意	ファクシミリと複合機のみに適用	0.2
		任意	例:ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線 (IR)	任意	例:IrDA	0.1

コードレス電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAMに応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用例: 冷陰極蛍光ランプ(CCFL) あるいは、発光ダイオード(LED)、ハロゲン、熱陰極蛍光管(HCFT)、キセノン又は管状蛍光灯(TL) 技術等の CCFL ではない他の技術(ランプの大きさ、又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1 回のみ適用される)。	0.5
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力(Pout)が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02 × (Pout— 10.0)
タッチパネル ディスプレイ	該当なし	該当なし	<ul><li>モノクロ及びカラーの両方のタッチパネル ディスプレイに適用される。</li></ul>	0.2
内部ディスク ドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.15

備考)追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

表 5-1 リユースに配慮したコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM:1 分当たり のコピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピー機能
0 <cpm≦20< td=""><td>_</td><td>_</td><td>_</td><td>≦ 5W</td><td>≦30分</td><td>推奨</td></cpm≦20<>	_	_	_	≦ 5W	≦30分	推奨
20 <cpm≦44< td=""><td>≦3.85 × CPM+5W</td><td>≦15分</td><td>≦30 秒</td><td>≦15W</td><td>≦60分</td><td>必須</td></cpm≦44<>	≦3.85 × CPM+5W	≦15分	≦30 秒	≦15W	≦60分	必須
44 <cpm< td=""><td>≦3.85 × CPM+5W</td><td>≦15分</td><td>≦30 秒 (推奨)</td><td>≦20W</td><td>≦90分</td><td>必須</td></cpm<>	≦3.85 × CPM+5W	≦15分	≦30 秒 (推奨)	≦20W	≦90分	必須

備考) 1 「コピー速度」とは、1分当たりのコピー枚数(CPM)をいう。以下表5-2において同じ。 両面コピーについてはコピー枚数を2枚と計算する。

大判コピー機を除くコピー機については、A4 サイズの用紙を用いた場合のコピー速度とする。また、大判コピー機については、当該機器の最大サイズの 1 分当たりのコピー枚数を次のように A4 サイズの用紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。

- ①A2 サイズの用紙は、コピー枚数を 4 倍すること。
- ②A1 サイズの用紙は、コピー枚数を 8 倍すること。

- ③A0 サイズの用紙は、コピー枚数を 16 倍すること。
- 2 「両面コピー機能」とは、自動的に両面をコピー又は画像出力することができる機能と する。以下表5-3及び表5-5において同じ。
- 3 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備える ことができることが望ましいことをいう。以下表5-3及び表5-5において同じ。
- 4 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表5-3及び表5-5において同じ。
- 5 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現 される低電力状態をいう。以下表5-2から表5-6において同じ。
- 6 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態 をいう。以下表5-2、表5-5及び表5-6において同じ。
- 7 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則(平成 18年1月1日施行)別表第2による。以下表5-2から表5-6において同じ。
- 8 低電力モードの消費電力が常にオフモードの消費電力を満たす場合は、オフモードを備える必要はない。以下表5-2、表5-5及び表5-6において同じ。

表5-2 リユースに配慮した大判コピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM:1分当たり の コピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間
0 <cpm≦40< td=""><td>_</td><td>_</td><td>_</td><td>≦10W</td><td>≦30分</td></cpm≦40<>	_	_	_	≦10W	≦30分
40 <cpm< td=""><td>≦3.85 × CPM+5W</td><td>≦15分</td><td>≦30 秒 (推奨)</td><td>≦20W</td><td>≦90分</td></cpm<>	≦3.85 × CPM+5W	≦15分	≦30 秒 (推奨)	≦20W	≦90分

表 5 - 3 リユースに配慮した複合機(カラーコピー機能を有するものを含む。)に係る低電力モー ド消費電力等の基準

1 70 54 673 17					
画像再生速度	低電力モード	低電力モード	スリープ	スリープ	両面
(ipm : 1 分当たりの	消費電力	からの	モード	モード	コピー
画像出力枚数)	/ 月貝电刀	復帰時間	消費電力	への移行時間	機能
0 <ipm≦ 10<="" td=""><td>_</td><td>_</td><td>≦ 25W</td><td>≦ 15分</td><td>推奨</td></ipm≦>	_	_	≦ 25W	≦ 15分	推奨
10 <ipm≦ 20<="" td=""><td>_</td><td>_</td><td>≦ 70W</td><td>≦ 30分</td><td>推奨</td></ipm≦>	_	_	≦ 70W	≦ 30分	推奨
20 <ipm≦ 44<="" td=""><td>≦3.85 × ipm+50W</td><td>≦30 秒</td><td>≦ 80W</td><td>≦ 60分</td><td>必須</td></ipm≦>	≦3.85 × ipm+50W	≦30 秒	≦ 80W	≦ 60分	必須
44 <ipm≦100< td=""><td>≦3.85 × ipm+50W</td><td>≦30 秒(推奨)</td><td>≦ 95W</td><td>≦ 90分</td><td>必須</td></ipm≦100<>	≦3.85 × ipm+50W	≦30 秒(推奨)	≦ 95W	≦ 90分	必須
100 <ipm< td=""><td>≦3.85 × ipm+50W</td><td>≦30 秒(推奨)</td><td>≦105W</td><td>≦120分</td><td>必須</td></ipm<>	≦3.85 × ipm+50W	≦30 秒(推奨)	≦105W	≦120分	必須

- 備考)1 「スリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き出力動作が行われなかった場合、電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。以下表5-4について同じ。
  - 2 低電カモードの消費電力が常にスリープモードの消費電力を満たす場合は、スリープモードを備える必要はない。以下表5-4において同じ。
  - 3 低電力モードへの移行時間は出荷時に15分以下にセットする。以下表5-4から表5-6において同じ。

# 表5-4 リユースに配慮した大判複合機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの 出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	スリープモード 消費電力	スリープモード への移行時間
0 <ipm≦40< td=""><td>_</td><td>_</td><td>≦70W</td><td>≦30分</td></ipm≦40<>	_	_	≦70W	≦30分
40 <ipm< td=""><td>≦4.85 × ipm+50W</td><td>≦30 秒(推奨)</td><td>≦105W</td><td>≦90分</td></ipm<>	≦4.85 × ipm+50W	≦30 秒(推奨)	≦105W	≦90分

# 表5-5 リユースに配慮した拡張性のあるデジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (ipm:1分当たりの 画像出力枚数)	低電力モード消費電力	低電力モード からの 復帰時間	オフモード消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピー 機能
0 <ipm≦10< td=""><td>_</td><td>-</td><td>≦5W</td><td>≦15分</td><td>推奨</td></ipm≦10<>	_	-	≦5W	≦15分	推奨
10 <ipm≦20< td=""><td>_</td><td>1</td><td>≦5W</td><td>≦30分</td><td>推奨</td></ipm≦20<>	_	1	≦5W	≦30分	推奨
20 <ipm≦44< td=""><td>≦3.85 × ipm+5W</td><td>≦30 秒</td><td>≦15W</td><td>≦60分</td><td>必須</td></ipm≦44<>	≦3.85 × ipm+5W	≦30 秒	≦15W	≦60分	必須
44 <ipm≦100< td=""><td>≦3.85 × ipm+5W</td><td>≦30 秒(推奨)</td><td>≦20W</td><td>≦90分</td><td>必須</td></ipm≦100<>	≦3.85 × ipm+5W	≦30 秒(推奨)	≦20W	≦90分	必須
100 <ipm< td=""><td>≦3.85 × ipm+5W</td><td>≦30 秒(推奨)</td><td>≦20W</td><td>≦120分</td><td>必須</td></ipm<>	≦3.85 × ipm+5W	≦30 秒(推奨)	≦20W	≦120分	必須

# 表 5 - 6 リユースに配慮した拡張性のある大判デジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度(ipm:1 分当たりの画像出力枚 数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	オフモード 消費電力	オフモードへの 移行時間
0 <ipm≦40< td=""><td>_</td><td></td><td>≦65W</td><td>≦30分</td></ipm≦40<>	_		≦65W	≦30分
40 <ipm< td=""><td>≦4.85 × ipm+45W</td><td>_</td><td>≦100W</td><td>≦90分</td></ipm<>	≦4.85 × ipm+45W	_	≦100W	≦90分

# 5-2 プリンタ等

#### (1) 品目及び判断の基準等

# プリンタ

#### 【判断の基準】

#### プリンタ複合機

- | ①プリンタ又はプリンタ複合機(大判機を除く。)にあっては、次の基 | 準を満たすこと。
  - ア. モノクロプリンタ(高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。)にあっては、表 1 1 に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ複合機にあっては、表 1 2 に示された区分ごとの基準。
  - イ.カラープリンタ(高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。)にあっては、表2-1に示された区分ごとの基準。カラープリンタ複合機にあっては、表2-2に示された区分ごとの基準。
  - ウ. インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタにあっては、表3-1に示された区分ごとの基準。インクジェット方式のプリンタ複合機にあっては、表3-2に示された区分ごとの基準。
- ②大判機のうちインクジェット方式のプリンタ又はプリンタ複合機にあっては、表4-1に示された区分ごとの基準、インクジェット方式以外のプリンタにあっては、表4-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。
- ③使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。
- ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。

#### 【配慮事項】

- ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物 が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、 再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。
- ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計 上の工夫がなされていること。
- ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されている こと、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラス チックが可能な限り使用されていること。
- ④紙の使用量を削減できる機能を有すること。
- ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易 さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 「プリンタ複合機」とは、プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。
  - 2 「大判機」とは、幅が 406mm 以上の連続媒体に対応する製品を含み、A2 判又はそれ以 上の媒体用に設計された製品が含まれる。
  - 3 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
  - 4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び

含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、 上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。

- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 6 プリンタ等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を 有する場合にあっては、本基本方針の「5-6 カートリッジ等」に示した品目「トナー カートリッジ」に係る判断の基準⑤の「トナーの化学安全性が確認されていること」を満 たす場合は、特定調達物品等と同等の扱いとする。
- 7 判断の基準③については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。

表 1-1 モノクロプリンタ (インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。) に係る標準 消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面要件
ipm≦5	≦0.3	
5 <ipm≦20< td=""><td><math>\leq</math> 0.04 × ipm + 0.1</td><td>要件なし</td></ipm≦20<>	$\leq$ 0.04 × ipm + 0.1	要件なし
20 <ipm≦24< td=""><td>≦0.06×ipm−0.3</td><td></td></ipm≦24<>	≦0.06×ipm−0.3	
24 <ipm≦30< td=""><td>≥0.06 × Ipi11−0.3</td><td>基本製品に内蔵されている、</td></ipm≦30<>	≥0.06 × Ipi11−0.3	基本製品に内蔵されている、
30 <ipm<37< td=""><td>≦0.11×ipm−1.8</td><td>あるいは任意の付属品</td></ipm<37<>	≦0.11×ipm−1.8	あるいは任意の付属品
37≦ipm≦40	<u>≤</u> 0.11 ∧ lβ111−1.8	
40 <ipm≦65< td=""><td><math>\leq</math> 0.16 × ipm <math>-</math> 3.8</td><td>    基本製品に内蔵されている</td></ipm≦65<>	$\leq$ 0.16 × ipm $-$ 3.8	   基本製品に内蔵されている
65 <ipm≦90< td=""><td><math>\leq</math> 0.2 × ipm <math>-</math> 6.4</td><td>  本个表面に内限されている</td></ipm≦90<>	$\leq$ 0.2 × ipm $-$ 6.4	本个表面に内限されている
90 <ipm< td=""><td><math>\leq</math> 0.55 × ipm <math>-</math> 37.9</td><td></td></ipm<>	$\leq$ 0.55 × ipm $-$ 37.9	

- 備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm (分当たりの画像数) とは、1 分間に A4 判又は 8.5"×11"の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 判用紙と 8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。以下表 1 2、表 2 1 及び表 2 2 において同じ。
  - 2 A3 判の用紙に対応可能な製品 (幅が 275mm 以上の用紙を使用できる製品。)については、 区分ごとの基準に 0.3kWh を加えたものを基準とする。以下表 1 - 2、表 2 - 1 及び表 2 - 2 において同じ。

表 1-2 モノクロプリンタ複合機(インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。)に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面要件
ipm≦5	≦0.4	   要件なし
5 <ipm≦24< td=""><td><math>\leq</math> 0.07 × ipm + 0.05</td><td>安什なし</td></ipm≦24<>	$\leq$ 0.07 × ipm + 0.05	安什なし
24 <ipm≦30< td=""><td>≦0.07 × lpm + 0.05</td><td>基本製品に内蔵されている、</td></ipm≦30<>	≦0.07 × lpm + 0.05	基本製品に内蔵されている、
30 <ipm<37< td=""><td>≦0.11×ipm−1.15</td><td>あるいは任意の付属品</td></ipm<37<>	≦0.11×ipm−1.15	あるいは任意の付属品
37≦ipm≦50	≦0.11 × ipiii — 1.15	
50 <ipm≦80< td=""><td><math>\leq</math> 0.25 × ipm <math>-</math> 8.15</td><td>基本製品に内蔵されている</td></ipm≦80<>	$\leq$ 0.25 × ipm $-$ 8.15	基本製品に内蔵されている
80 <ipm< td=""><td><math>\leq</math> 0.6 × ipm <math>-</math> 36.15</td><td></td></ipm<>	$\leq$ 0.6 × ipm $-$ 36.15	

# 表 2 - 1 カラープリンタ (インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。) に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面要件
ipm≦10	≦1.3	
10 <ipm≦15< td=""><td><math>\leq</math> 0.06 × ipm + 0.7</td><td>要件なし</td></ipm≦15<>	$\leq$ 0.06 × ipm + 0.7	要件なし
15 <ipm≦19< td=""><td>≦0.15×ipm−0.65</td><td></td></ipm≦19<>	≦0.15×ipm−0.65	
19 <ipm≦30< td=""><td>≦0.15 × 1pm − 0.65</td><td>基本製品に内蔵されている、</td></ipm≦30<>	≦0.15 × 1pm − 0.65	基本製品に内蔵されている、
30 <ipm<35< td=""><td>≦0.2×ipm−2.15</td><td>あるいは任意の付属品</td></ipm<35<>	≦0.2×ipm−2.15	あるいは任意の付属品
35≦ipm≦75	≥0.2 ^ lpm - 2.15	- 基本製品に内蔵されている
75 <ipm< td=""><td><math>\leq</math> 0.7 × ipm <math>-</math> 39.65</td><td>  本个表面に内蔵されている</td></ipm<>	$\leq$ 0.7 × ipm $-$ 39.65	本个表面に内蔵されている

# 表 2 - 2 カラープリンタ複合機 (インクジェット方式、インパクト方式及び大判機を除く。) に係る標準消費電力量の基準

以一 <b>们</b> 文 电 77 主 77 至 一		
製品速度(ipm)	基準(kWh)	自動両面要件
ipm≦10	<b>≦</b> 1.5	
10 <ipm≦15< td=""><td><math>\leq</math> 0.1 × ipm + 0.5</td><td>要件なし</td></ipm≦15<>	$\leq$ 0.1 × ipm + 0.5	要件なし
15 <ipm≦19< td=""><td><math>\leq</math> 0.13 × ipm + 0.05</td><td></td></ipm≦19<>	$\leq$ 0.13 × ipm + 0.05	
19 <ipm≦30< td=""><td>≦0.13 ^ lp111 + 0.05</td><td rowspan="2">基本製品に内蔵されている、 あるいは任意の付属品</td></ipm≦30<>	≦0.13 ^ lp111 + 0.05	基本製品に内蔵されている、 あるいは任意の付属品
30 <ipm<35< td=""><td>≦0.2×ipm−2.05</td></ipm<35<>	≦0.2×ipm−2.05	
35≦ipm≦70	≥0.2 ^ lpli1-2.05	
70 <ipm≦80< td=""><td><math>\leq</math> 0.7 × ipm <math>-</math> 37.05</td><td>基本製品に内蔵されている</td></ipm≦80<>	$\leq$ 0.7 × ipm $-$ 37.05	基本製品に内蔵されている
80 <ipm< td=""><td><math>\leq</math> 0.75 × ipm <math>-</math> 41.05</td><td></td></ipm<>	$\leq$ 0.75 × ipm $-$ 41.05	

# 表3-1 インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ(大判機を除く。)に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度(ipm)	スリープへの 移行時間	基本マーキングエ ンジンのスリープ モード消費電力	待機時消費電力
ipm≦10	5分		
10 <ipm≦20< td=""><td>15 分</td><td>≤0.6W</td><td>&lt; 0 E/M</td></ipm≦20<>	15 分	≤0.6W	< 0 E/M
20 <ipm≦30< td=""><td>30 分</td><td><b>≧</b>0.0₩</td><td>≦0.5W</td></ipm≦30<>	30 分	<b>≧</b> 0.0₩	≦0.5W
30 <ipm< td=""><td>60 分</td><td></td><td></td></ipm<>	60 分		

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力 節減状態をいう。表3-2、表4-1及び表4-2において同じ。
  - 2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表5の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。表3-2、表4-1及び表4-2において同じ。
  - 3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の 製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。以下表3-2、表4-1及び表4-2において同じ。

# 表3-2 インクジェット方式のプリンタ複合機(大判機を除く。)に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度(ipm)	スリープへの 移行時間	基本マーキングエン ジンのスリープモー ド消費電力	待機時消費電力
-----------	----------------	---------------------------------	---------

ipm≦10	15 分		
10 <ipm≦20< td=""><td>30 分</td><td>≦0.6W</td><td>≦0.5W</td></ipm≦20<>	30 分	≦0.6W	≦0.5W
20 <ipm< td=""><td>60 分</td><td></td><td></td></ipm<>	60 分		

# 表 4-1 インクジェット方式の大判プリンタ又は大判プリンタ複合機に係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

製品速度(ipm)	スリープへの 移行時間	基本マーキングエン ジンのスリープモー ド消費電力	待機時消費電力
ipm≦30	30 分	≤4.9W	≤0.5W
30 <ipm< td=""><td>60 分</td><td><b>≟</b>4.9₩</td><td><b>≧</b>0.5₩</td></ipm<>	60 分	<b>≟</b> 4.9₩	<b>≧</b> 0.5₩

# 表 4-2 インクジェット方式以外の大判プリンタに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

F (4) ( ) F = ( ) (1) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )					
製品速度(ipm)	スリープへの 移行時間	基本マーキングエン ジンのスリープモー ド消費電力	待機時消費電力		
ipm≦30	30 分	≤2.5W	≤0.5W		
30 <ipm< td=""><td>60 分</td><td><b>≧</b>2.5VV</td><td>≥U.SVV</td></ipm<>	60 分	<b>≧</b> 2.5VV	≥U.SVV		

# 表 5 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の 種類	接続の 種類	最大データ 速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能 許容値 (W)
		r<20	例: USB1.x、IEEE488、IEEE1284/パラ レル/セントロニクス、RS232C	0.2
	左伯	20≦r<500	例:USB2.x、IEEE1394/ファイヤワイヤ /i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
	有線	r≧500	例:USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
インター フェース		任意	例:フラッシュメモリカード/スマートカードリーダー、カメラインターフェース、 ピクトブリッジ	0.2
	ファックス モデム	任意	ファクシミリと複合機のみに適用	0.2
	無線、無線周 波数(RF)	任意	例:ブルートゥース、802.11	2.0
<b>#</b>	無線、赤外線 (IR)	任意	例:IrDA	0.1
コードレス 電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8

メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能 な内部容量に適用される。内部メモリの全 容量に適用され、RAM に応じて増減する。 この許容値は、ハードディスク又はフラッ シュメモリには適用されない。	0.5/GB
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用例:冷陰極蛍光ランプ(CCFL)あるいは、発光ダイオード(LED)、ハロゲン、熱陰極蛍光管(HCFT)、キセノン又は管状蛍光灯(TL)技術等の CCFL ではない他の技術(ランプの大きさ、又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1 回のみ適用される)。	0.5
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力(Pout)が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02 × (Pout— 10.0)
タッチパネル ディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネル ディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスク ドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.15

備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

#### 5-3 ファクシミリ

#### (1) 品目及び判断の基準等

#### ファクシミリ

#### 【判断の基準】

- ①モノクロファクシミリ(インクジェット方式を除く。)にあっては、 表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。
- ②カラーファクシミリ(インクジェット方式を除く。)にあっては、表 2に示された区分ごとの基準を満たすこと。
- ③インクジェット方式のファクシミリにあっては、表3に示された基準 を満たすこと。
- ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。

#### 【配盧事項】

- ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が 含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使 用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。
- ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されている こと、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考)1 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
  - 2 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。
  - 3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

表 1 モノクロファクシミリ (インクジェット方式を除く。) に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)
ipm≦5	≦0.3
5 <ipm≦20< td=""><td><math>\leq</math> 0.04 × ipm + 0.1</td></ipm≦20<>	$\leq$ 0.04 × ipm + 0.1
20 <ipm≦30< td=""><td><math>\leq</math> 0.06 × ipm <math>-</math> 0.3</td></ipm≦30<>	$\leq$ 0.06 × ipm $-$ 0.3
30 <ipm≦40< td=""><td><math>\leq</math> 0.11 × ipm <math>-</math> 1.8</td></ipm≦40<>	$\leq$ 0.11 × ipm $-$ 1.8
40 <ipm≦65< td=""><td><math>\leq</math> 0.16 × ipm <math>-</math> 3.8</td></ipm≦65<>	$\leq$ 0.16 × ipm $-$ 3.8
65 <ipm≦90< td=""><td><math>\leq</math> 0.2 × ipm <math>-</math> 6.4</td></ipm≦90<>	$\leq$ 0.2 × ipm $-$ 6.4
90 <ipm< td=""><td><math>\leq</math> 0.55 × ipm <math>-</math> 37.9</td></ipm<>	$\leq$ 0.55 × ipm $-$ 37.9

- 備考) 1 「製品速度」とは、モノクロ画像を生成する際の最大公称片面印刷速度であり、すべての場合において、算出された ipm 速度は、最も近い整数に四捨五入される。1ipm (分当たりの画像数) とは、1 分間に A4 判又は 8.5"×11"の用紙 1 枚の片面を印刷することとする。A4 判用紙と 8.5"×11"用紙とで異なる場合は、その 2 つの速度のうち速い方を適用する。表2 において同じ。
  - 2 A3 判の用紙に対応可能な製品(幅が 275mm 以上の用紙を使用できる製品。)については、 区分ごとの基準に 0.3kWh を加えたものを基準とする。表 2 において同じ。
  - 3 標準消費電力量の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」による。以下表 2 及び表 3 において同じ。

表2 カラーファクシミリ (インクジェット方式を除く。) に係る標準消費電力量の基準

製品速度(ipm)	基準(kWh)
ipm≦10	<b>≦</b> 1.3
10 <ipm≦15< td=""><td><math>\leq</math> 0.06 × ipm + 0.7</td></ipm≦15<>	$\leq$ 0.06 × ipm + 0.7
15 <ipm≦30< td=""><td><math>\leq</math> 0.15 × ipm <math>-</math> 0.65</td></ipm≦30<>	$\leq$ 0.15 × ipm $-$ 0.65
30 <ipm≦75< td=""><td><math>\leq 0.2 \times \text{ipm} - 2.15</math></td></ipm≦75<>	$\leq 0.2 \times \text{ipm} - 2.15$
75 <ipm< td=""><td><math>\leq 0.7 \times \text{ipm} - 39.65</math></td></ipm<>	$\leq 0.7 \times \text{ipm} - 39.65$

表3 インクジェット方式のファクシミリに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機時消費電力の基準

スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのス リープモード消費電力	待機時消費電力
5 分	≦0.6W	≦0.5W

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力 節減状態をいう。
  - 2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表4の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。

表 4 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の 種類	接続の 種類	最大データ 速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能 許容値 (W)
		r<20	例: USB1.x、IEEE488、IEEE1284/パラレル/セントロニクス、RS232C	0.2
_	有線	20≦r<500	例:USB2.x、IEEE1394/ファイヤワイヤ /i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
インター	19 形	r≧500	例:USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
フェース	任意	例:フラッシュメモリカード/スマートカードリーダー、カメラインターフェース、 ピクトブリッジ	0.2	
	ファックス モデム	任意	ファクシミリと複合機のみに適用	0.2

	無線、無線周 波数(RF)	任意	例:ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線 (IR)	任意	例:IrDA	0.1
コードレス 電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAMに応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用例:冷陰極蛍光ランプ(CCFL)あるいは、発光ダイオード(LED)、ハロゲン、熱陰極蛍光管(HCFT)、キセノン又は管状蛍光灯(TL)技術等の CCFL ではない他の技術(ランプの大きさ、又は採用されているランプ/電球の数に関係なく、1 回のみ適用される)。	0.5
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力(Pout)が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02 × (Pout— 10.0)
タッチパネル ディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネル ディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスク ドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.15

備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能のファクシミリ機能を含めた許容値の数は2以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

#### 5-4 スキャナ

#### (1) 品目及び判断の基準等

# スキャナ ①表 1 に示された基準を満たすこと。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計

- ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計 上の工夫がなされていること。
- ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されている こと、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考)1 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
  - 2 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。
  - 3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

# 表 1 スキャナに係るスリープ移行時間、基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力、待機 時消費電力の基準

スリープへの移行時間	基本マーキングエンジンのス リープモード消費電力	待機時消費電力
15 分	≦2.5W	≦0.5W

- 備考) 1 「スリープ」とは、電源を実際に切らなくても、一定時間の無動作後自動的に入る電力 節減状態をいう。
  - 2 スリープモード消費電力の基準は、本表の基本マーキングエンジンのスリープモード消費電力に表2の追加機能に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。
  - 3 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム要件 画像機器の 製品基準 画像機器のエネルギー使用量を判断するための試験方法バージョン 2.0」によ る。

表2 追加機能に対するスリープモード消費電力許容値

追加機能の 種類	接続の 種類	最大データ 速度 r (Mbit/秒)	詳細	追加機能 許容値 (W)
		r<20	例: USB1.x、IEEE488、IEEE1284/パラ レル/セントロニクス、RS232C	0.2
	有線	20≦r<500	例:USB2.x、IEEE1394/ファイヤワイヤ /i.LINK、100Mb イーサネット	0.4
	H W	r≧500	例:USB3.x、1Gb イーサネット	0.5
インター フェース		任意	例:フラッシュメモリカード/スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2
	無線、無線周 波数(RF)	任意	例:ブルートゥース、802.11	2.0
	無線、赤外線 (IR)	任意	例:IrDA	0.1
コードレス 電話機	該当なし	該当なし	コードレス電話機と通信する画像製品の能力。画像製品が対応するように設計されているコードレス電話機の数に関係なく、1回のみ適用される。コードレス電話機自体の消費電力要件に対応していない。	0.8
メモリ	該当なし	該当なし	画像製品においてデータ保存用に利用可能な内部容量に適用される。内部メモリの全容量に適用され、RAMに応じて増減する。この許容値は、ハードディスク又はフラッシュメモリには適用されない。	0.5/GB
スキャナ	該当なし	該当なし	複合機及び複写機にのみ適用 例:冷陰極蛍光ランプ(CCFL)あるいは、 発光ダイオード(LED)、ハロゲン、熱陰極 蛍光管(HCFT)、キセノン又は管状蛍光灯 (TL)技術等の CCFL ではない他の技術 (ランプの大きさ、又は採用されているラ ンプ/電球の数に関係なく、1 回のみ適用 される)。	0.5
電源装置	該当なし	該当なし	標準形式のインクジェット又はインパクトマーキング技術を使用する製品における銘板出力電力(Pout)が 10W を超える内部及び外部電源装置の両方に対して適用される。	0.02 × (Pout – 10.0)
タッチパネル ディスプレイ	該当なし	該当なし	モノクロ及びカラーの両方のタッチパネル ディスプレイに適用される。	0.2
内部ディスク ドライブ	該当なし	該当なし	ハードディスク及び半導体ドライブを含め、あらゆる大容量ストレージ製品が含まれる。外部ドライブに対するインターフェイスは対象ではない。	0.15

備考) 追加機能の種類のうち、インターフェース追加機能の許容値の数は 2 以下であり、非インターフェース追加機能の許容値の数は無制限である。

#### 5-5 プロジェクタ

#### (1) 品目及び判断の基準等

#### プロジェクタ

#### 【判断の基準】

- ①製品本体の重量が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。
- ②消費電力が表2に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。
- ③待機時消費電力が0.5W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。
- ④光源ランプに水銀を使用している場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報 提供がなされていること。
  - イ、使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。
- ⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。
- ⑥特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。

- ①光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。
- ②可能な限り低騒音であること。
- ③使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用 又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあ ること。
- ④製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再 生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ⑤筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されて いること。
- ⑥筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ⑦製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。
- ⑧製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易 さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑨包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考)1 本項の判断の基準の対象となる「プロジェクタ」は、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の有効光束が 5,000lm 未満の機器であって、一般の会議室、教室等で使用するものをいい、1m 以内の距離で 60 インチ(1.2m×0.9m)以上のスクリーンに投写できるプロジェクタ(以下「短焦点プロジェクタ」という。短焦点プロジェクタのうち、特に 0.5m 以内の距離で同様に投写できるプロジェクタタを「超短焦点プロジェクタ」という。)を含むものとする。
  - 2 「待機時消費電力」とは、製品が主電源に接続され、不定時間保たれる最低消費電力をいう。待機(スタンバイ)は、製品の最低消費電力モードである。
  - 3 判断の基準③については、AC 遮断装置付の製品及び主として携帯目的の軽量型の製品に は適用しない。
  - 4 判断の基準④アの「情報提供がなされていること」とは、光源ランプ及び製品本体の包

装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し水銀が使用されている旨、及び使用済の光源ランプの適正な廃棄方法に関する情報提供がなされていることをいう。

- 5 判断の基準④イの「回収する仕組みがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
  - ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済の光源ランプ又は製品を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。) するルート(販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
  - イ. 回収が適切に行われるよう、光源ランプ及び製品本体に製品名及び事業者名 (ブラン ド名なども可) がユーザに見やすく記載されていること。
  - ウ. 光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し使用済の光源ランプ又は製品の回収に関する具体的な情報 (回収方法、回収窓口等)提供がなされていること。
- 6 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 7 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
- 8 「光源ランプの交換時期」とは、光源ランプが初期照度の 50%まで低下する平均点灯時 間であって、適正なランプ交換を促すための目安の時間をいう。
- 9 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう (ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 10 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
  - ア. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。
  - イ、マニュアルや付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。
  - ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、使用・廃棄等に当 たって当該事項に配慮すること。
  - エ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みが構築されている場合は、回収の仕組 みを利用した適切な処理を行うこと。

#### 表 1 製品本体重量の基準

有効光束:φ(lm)	光源ランプの数	重量の基準の算定式 (kg)
<i>φ</i> <2,500	_	$4.0 \times \alpha$
$2,500 \le \phi < 4,000$	_	5.0 × α
1.000 < d < E.000	1 個	$0.003 \times \phi \times \alpha$
$4,000 \le \phi < 5,000$	2 個以上	$0.003 \times \phi \times \alpha \times 1.1$

- 備考) 1  $\alpha$  は係数であって、短焦点プロジェクタの場合は 1.2、それ以外の場合は 1.0 とする。
  - 2 有効光束が 4,000lm 未満の機器であって、超短焦点プロジェクタの場合は、重量の基準 の算定式によらず 7.5kg 以下とする。

表 2 消費電力の基準

有効光束: $\phi$ (lm)	消費電力の算定式(W)
<i>φ</i> <2,500	$0.085 \times \phi \times \alpha \times \beta \times \gamma + 80$
$2,500 \le \phi < 5,000$	$0.077 \times \phi \times \alpha \times \beta \times \gamma + 80$

備考)  $\alpha$ 、 $\beta$ 及び $\gamma$ は係数であって、次の数値を表す。

lpha:解像度が WXGA(1,280×768 ドット)以上のプロジェクタの場合は 1.1、それ以外の場合は 1.0

eta: 超短焦点プロジェクタ又は短焦点プロジェクタの場合は  $1/\cos\theta$ 、それ以外の場合は 1.0。ただし、 $\theta$  は打上角(プロジェクタのレンズ(ミラー)中心を通る水平線と投射画 面中心の角度)とし、最大で 1.3 とする

 $\gamma$ : 光源にランプを 2 個以上使用する場合は 1.5、それ以外の場合は 1.0

## 5-6 カートリッジ等

#### (1) 品目及び判断の基準等

# トナーカートリッジ

#### 【判断の基準】

- ①使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。
- ②回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量(トナーを除く)の50%以上であること。
- ③回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量(トナーを除く)の95%以上であること。
- ④回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。
- ⑤トナーの化学安全性が確認されていること。
- ⑥感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成 成分として含まないこと。
- ⑦使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を 使用することが可能であること。

#### 【配慮事項】

- ①回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は部品として 再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。
- ②各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

# インクカートリッジ

#### 【判断の基準】

- ①使用済インクカートリッジの回収システムがあること。
- ②回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が使用済製品全体質量(インクを除く)の25%以上であること。
- ③回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量(インクを除く)の95%以上であること。
- ④回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。
- ⑤インクの化学安全性が確認されていること。
- ⑥使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を 使用することが可能であること。

- ①各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。
- ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 備考)1 本項の判断の基準の対象とする「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」(以下「カートリッジ等」という。)は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。

- 2 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせて構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品は対象外とする。
  - ア.「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造された トナーカートリッジをいう。
  - イ.「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。
- 3 「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。
  - ア.「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造された インクカートリッジをいう。
  - イ.「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。
- 4 「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいう。エネルギー回収や油 化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化は含まない。
- 5 「再使用・マテリアルリサイクル率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等の質量のうち、再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウエブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。
- 6 「再資源化率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリッジ等」の対象から、ウエブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。
- 7 トナーカートリッジに係る判断の基準①及びインクカートリッジに係る判断の基準①の「回収システムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
  - ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収(自ら回収し、 又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを 含む。) するルート(販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の 要請に応じた回収等) を構築していること。
  - イ.カートリッジ本体に、製品名及び事業者名 (ブランド名なども可) をユーザが見やす いように記載していること。
  - ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報(回収方法、回収窓口等)提供がなされていること。
- 8 トナーカートリッジに係る判断の基準④及びインクカートリッジに係る判断の基準④の「適正処理」とは、再使用又は再生利用できない部分については、使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい、他の事業者が実施する回収システムによって行う処理(事業者間において交わされた契約、合意等によって行う場合を除く。)は含まれない。ただし、その対象から、ウエブサイト又はカタ

ログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。

- 9 トナー及びインクの「化学安全性」とは、次の基準による。
  - ア.トナー及びインクには、以下の①~④の各物質が意図的に添加されていないこと。
    - ①カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ニッケル及びその化合物。ただし、着色剤として用いられる分子量の大きいニッケルの錯化合物を除く。
    - ②EU の危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関する EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書 I により次の R 番号の表示が義務付けられている物質
      - R40 (発がん性の限定的な証拠がある)
      - R45 (発がん性がある)
      - R46(遺伝可能な損害を引き起こす可能性がある)
      - R49 (吸入すると発がん性がある)
      - R60 (生殖能力に危害を与える可能性がある)
      - R61 (胎児に危害を与える可能性がある)
      - R62 (場合によっては生殖能力に危害を与える可能性がある)
      - R63 (場合によっては胎児に危害を与える可能性がある)
      - R68 (不可逆的な危害の可能性がある)
    - ③EC 理事会指令 67/548/EEC の付属書 II 及び 1999/45/EC により、製品全体として危険シンボルを表示する必要性を生じさせる物質
    - ④1つ以上のアゾ基が分解されて別表1に示すアミンを放出する可能性のあるアゾ着 色剤(染料又は顔料)
  - イ.トナー及びインクに関し、Ames 試験において陰性であること。
  - ウ. トナー及びインクの SDS(安全データシート)を備えていること。

別表1 特定の芳香族アミン

	化学物質名	CAS No.
1	4-アミノジフェニル	92-67-1
2	ベンジジン	92-87-5
3	4-クロロ- <i>ο</i> -トルイジン	95-69-2
4	2-ナフチルアミン	91-59-8
5	o-アミノアゾトルエン	97-56-3
6	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
7	ρ-クロロアニリン	106-47-8
8	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
10	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
11	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
12	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
13	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	838-88-0
14	<i>p</i> -クレシジン	120-71-8
15	4,4'-メチレンービスー(2-クロロアニリン)	101-14-4
16	4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
17	4,4'-チオジアニリン	139-65-1
18	ο-トルイジン	95-53-4
19	2,4-トルイレンジアミン	95-80-7
20	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
21	o-アニシジン	90-04-0
22	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3

- 10 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。
  - ア、以下のカートリッジ等の品質保証がなされていること。
    - ①自社規格によって品質管理が十分なされたものであり、印字不良・ジャム・トナー/ インク漏れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証(使用される 製品に起因する品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等) がなされていること(一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不 具合への対応は、保守契約又は保証期間内であっても有償となる場合が多い)。
    - ②本項の判断の基準を満たす製品の使用に起因するコピー機、プリンタ等の機器本体への破損故障等の品質に係る問題が発生した場合は、当該製品の情報(製品名、事業者名、ブランド名、機器本体名等)及び発生した問題を記録するよう努めること。
  - イ、使用目的・用途等を踏まえインクカートリッジを選択すること。
    - ①写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所 での使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連 携のとれたインクカートリッジを選択すること。
    - ②新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること。
- 1 1 調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、製品の化学安全性及び事業者の回収システム・リサイクルシステム・適正処理システム等の構築に関する信頼性の確保の観点から、事業者が次の書類を備えていること(例えば、事業者の判断で公開するウェブサイト等で確認できることなど)に十分留意すること。
  - ア. トナー又はインクに関する Ames 試験に係る報告書等
  - イ.トナー又はインクに関する SDS (安全データシート)
  - ウ. 配慮事項に示された各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たす ことを示す証明書等

- 6. 電子計算機等
- 6-1 電子計算機
- (1) 品目及び判断の基準等

#### 電子計算機

#### 【判断の基準】

- ①サーバ型電子計算機にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率から算定した エネルギー基準達成率が 180 以上であること。ただし、CPU の種 別が専用 CISC の場合は、エネルギー消費効率が表 1 に示された区 分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。
  - イ. オフモード消費電力が 1.0W 以下であること、かつ、長期アイドルモード消費電力が備考 6 の算定式により算定された最大アイドルモード消費電力以下であること。
- ②クライアント型電子計算機にあっては、アの要件又はイ、ウ及びエの いずれかの要件を満たすこと。
  - ア. 表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率から算定したエネルギー基準達成率が 200 以上であること。
  - イ. デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ又はノートブックコンピュータの場合は、備考7アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考7イの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。
  - ウ. ワークステーションの場合は、備考8アの算定式により算定した 加重消費電力が備考8イの算定式により算定した最大加重消費電 力以下であること。
  - エ.シンクライアントの場合は、備考7アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考9の算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。
- ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質 の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。
- ④一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器・機能の 簡素化がなされていること。

#### 【配盧事項】

- ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ②一般行政事務用ノートパソコンにあっては、二次電池(バッテリ)の 駆動時間が必要以上に長くないこと。
- ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されている こと。
- ④筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること、又は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。
- ⑤筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。
- ⑥製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。

- ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。
  - ①サーバ型電子計算機のうち、複合理論性能が1秒につき20万メガ演算以上のもの
  - ②256 を超えるプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができる もの
  - ③入出力用信号伝送路(最大データ転送速度が 1 秒につき 100 メガビット以上のものに限る。)が 512 本以上のもの
  - ④演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの
  - ⑤複合理論性能が 1 秒につき 100 メガ演算未満のもの
  - ⑥専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであって、磁気ディスク装置を内蔵していないもの
  - 2 「サーバ型電子計算機」とは、ネットワークを介してサービス等を提供するために設計 された電子計算機をいう。
  - 3 「クライアント型電子計算機」とは、サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。
  - 4 エネルギー基準達成率の算出方法は、次式による。なお、小数点以下は切り捨てるもの とする。

エネルギー基準達成率=E<sub>M</sub>/E×100

E:エネルギー消費効率(単位:W/ギガ演算)

E<sub>M</sub>:基準エネルギー消費効率(単位:W/ギガ演算)

- 5 判断の基準①イ、判断の基準②イ、ウ及びエ、備考6から備考9において使用するコン ピュータの種類及び動作モードは、以下のとおり。
  - ア. コンピュータの種類
    - 1. デスクトップコンピュータとは、主要装置(本体)が机又は床の上等に設置されることを想定したコンピュータであって、携帯用には設計されておらず、外付けのモニタ、キーボード、マウス等を使用するものをいう。
    - 2. 一体型デスクトップコンピュータとは、1 つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける単一機器としてコンピュータとコンピュータディスプレイが機能するデスクトップコンピュータをいう。
    - 3. ノートブックコンピュータとは、携帯用に設計され、交流電力源への直接接続有り又は無しのいずれかで長時間動作するように設計されたコンピュータであって、一体型ディスプレイ、一体型の物理キーボード及びポインティングデバイスを装備しているものをいう。
    - 4. ワークステーションとは、集約的演算タスクのうち、グラフィックス、CAD、ソフトウェア開発、金融や科学的用途などに通常使用される高機能単一ユーザコンピュータをいう。
    - 5. シンクライアントとは、主要機能を得るために遠隔コンピュータ資源への接続に依存する独立給電型コンピュータであって、携帯用ではなく、卓上等の常設場所への設置を想定しているものをいう(回転式記憶媒体のない機器に限る。)。また、ハードウェアとディスプレイが 1 つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける一体型シンクライアントを含む。なお、携帯用として設計され、シンクライアント及びノートブック

コンピュータの定義をともに満たすコンピュータは、本項においてノートブックコン ピュータに含まれるものとする。

#### イ. 動作モード

- 1. オフモードとは、主電源に接続され、製造事業者の説明書に従って使用される製品において、最低消費電力状態であり、使用者が解除する(影響を与える)ことができない状態。
- 2. スリープモードとは、一定時間使用されない時に、自動的に又は手動選択により入る 低電力状態をいう。
- 3. アイドル状態とは、オペレーティングシステムやその他のソフトウェアの読込が終了し、ユーザプロファイルが作成され、初期設定によって当該コンピュータが開始する基本アプリケーションに動作が限定されており、スリープモードではない状態をいう。アイドル状態は、長期アイドルモードと短期アイドルモードの 2 つのモードにより構成される。
- 4. 長期アイドルモードとは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面を表示しない低電力状態に移行しているが、作業モードに維持されている時のモードをいう。
- 5. 短期アイドルモードとは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面はオン状態で、長期アイドルは開始していないモードをいう。

各動作モードにおける消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム制度運用細則(平成26年7月施行) 別表2-1」による。

6 判断の基準①イのオフモード消費電力については、出荷時にイーサネットを介したネットワークからの要求に応じて、コンピュータをスリープモード又はオフモードから復帰させる機能(以下「ウェイクオンラン(WOL)」という。)が有効にされている場合は許容値として 0.4W を加算した 1.4W を適合判断に用いるものとする。

また、最大アイドルモード消費電力の算定方法は、次式による。

最大アイドルモード消費電力 (W) =24.0+ (N-1) ×8.0+P<sub>FFF</sub>

N: HDD (ハードディスクドライブ) 又は SSD (半導体ドライブ) の搭載数

P<sub>EEE</sub>: IEEE802.3az 準拠型(節電型イーサネット)ギガビットイーサネットポート ごとに適用する許容値 0.2W/ギガビット

- 7 デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンクライアントに係る標準年間消費電力量の算定方法、デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータに係る最大年間消費電力量の算定方法は、以下の式による。
  - ア. 標準年間消費電力量

 $E = (8,760/1,000) \times (P_{OFF} \times T_{OFF} + P_{SL} \times T_{SL} + P_{LI} \times T_{LI} + P_{SI} \times T_{SI})$ 

E:標準年間消費電力量(単位:kWh/年)

P<sub>OFF</sub>:オフモード消費電力(単位:W)

P<sub>SL</sub>:スリープモード消費電力(単位:W)

PLI: 長期アイドルモード消費電力(単位:W)

P<sub>SI</sub>: 短期アイドルモード消費電力(単位:W)

 $T_x$ :表3-1及び表3-2に規定する年間の時間割合(単位:%)

スリープモードに替わり、代替低電力モード(10W 以下の場合に限る。)を用いるデスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータ並びに独立したシステムのスリープモードを持たないシンクライアントについては、上記算定式において、スリープモード消費電力 ( $P_{SL}$ ) の代わりに長期アイドルモード消費電力 ( $P_{LL}$ ) を使用することができる。

#### イ. 最大年間消費電力量

 $E_{MAX} = (1+A) \times (TEC_{BASE} + TEC_{MEM} + TEC_{GR} + TEC_{ST} + TEC_{DIS} + TEC_{SW} + TEC_{EEE})$ 

E<sub>MAX</sub>:最大年間消費電力量(単位:kWh/年)

A:表3-3に規定する効率を満たす電源装置に付与される許容値

TEC<sub>BASE</sub>:表3-4に規定する基本許容値(単位:kWh)

TEC<sub>MEM</sub>:表3-5に規定するシステム搭載メモリの追加許容値(単位:kWh/ギガ バイト)

TEC<sub>GR</sub>: 表 3 - 5 に規定する独立型グラフィックス許容値(単位:kWh)

TEC<sub>ST</sub>:表3-5に規定する内部記憶装置(ストレージ)の追加許容値(単位:kWh)

TECDIS:表3-5に規定する性能強化ディスプレイの追加許容値(単位:kWh)

TEC<sub>SW</sub>:表3-5に規定する切替可能グラフィックスの追加許容値(単位:kWh)

TEC<sub>EEE</sub>:表3-5に規定する IEEE802.3az 準拠型(節電型イーサネット) ギガビットイーサネットポートごとに適用する追加許容値(単位:kWh/ギガビット)

8 ワークステーションに係る加重消費電力及び最大加重消費電力の算定方法は、以下の式 による。

#### ア. 加重消費電力

加重消費電力(W) = 0.35×P<sub>OFF</sub>+0.10×P<sub>SL</sub>+0.15×P<sub>LI</sub>+0.40×P<sub>SI</sub>

P<sub>OFF</sub>:オフモード消費電力(単位:W)

P<sub>SL</sub>:スリープモード消費電力(単位:W)

P<sub>L</sub>:長期アイドルモード消費電力(単位:W)

P<sub>SI</sub>: 短期アイドルモード消費電力(単位:W)

#### イ. 最大加重消費電力

最大加重消費電力(W) =  $0.28 \times (P_{MAX} + N_{HDD} \times 5) + 8.76 \times P_{EEE} \times 0.65$ 

P<sub>MAX</sub>:最大消費電力測定値(単位:W)

N<sub>HDD</sub>: HDD (ハードディスクドライブ) 又は SSD (半導体ドライブ) の搭載数

P<sub>EEE</sub>: IEEE802.3az 準拠型(節電型イーサネット)ギガビットイーサネットポート ごとに適用する許容値 0.2W/ギガビット

9 シンクライアントに係る最大年間消費電力量の算定方法は、次式による。

 $E_{TMAX} = TEC_{BASE} + TEC_{GR} + TEC_{WOL} + TEC_{DIS} + TEC_{EEE}$ 

E<sub>TMAX</sub>:最大年間消費電力量(単位:kWh/年)

TEC<sub>BASE</sub>: 基本許容值 60W

TECGR:独立型グラフィックス許容値 36W

TEC<sub>WOL</sub>: ウェイクオンラン(WOL)許容値 2W

TEC<sub>DIS</sub>:表3-5に規定する一体型デスクトップコンピュータに対する一体型ディスプレイ許容値(単位:kWh)

TEC<sub>EEE</sub>:表3-5に規定するIEEE802.3az 準拠型(節電型イーサネット)ギガビットイーサネットポートごとに適用する追加許容値(単位:kWh/ギガビット)

ただし、TEC<sub>GR</sub>、TEC<sub>WOL</sub>、TEC<sub>DIS</sub> 及び TEC<sub>EEE</sub> の許容値の加算については、出荷時に初期設定で有効にされている場合に限る。

10 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその 化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル をいう。

- 1 1 判断の基準③については、パーソナルコンピュータに適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
- 12 「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであって、通常の行政事務の用に供するもの(携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものは除く。)をいう。
- 13 「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PCカード、S-ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。
  - ア. 内蔵モデム、CD/DVD、BD等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択又は 外部接続可能であること。
  - イ. 周辺機器を接続するための USB インターフェイスを複数備えていること。
- 14 一般行政事務用ノートパソコンの二次電池 (バッテリ) に必要な駆動時間とは、停電等の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する (シャットダウン) ための時間が確保されていることをいう。
- 15 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び 製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをい う(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 16 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 17 植物を原料とするプラスチックを使用する場合にあっては、次の事項が担保されていること。
  - ア. 環境負荷低減効果に係る情報が開示・公表されていること。
  - イ、使用済製品の回収及びリサイクルのシステムがあること。
  - ウ. リサイクルの阻害要因とならないよう、植物を原料とするプラスチックの使用部位に 関する情報開示がなされていること。
- 18 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
  - ア. 化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、 当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
  - イ. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件と すること。
  - ウ. マニュアルやリカバリ CD 等の付属品については必要最小限とするようなライセンス 契約の方法を検討すること。

表 1 サーバ型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

	区 分		基準エネルギー
CPU の種別	I/O スロット数	CPU ソケット数	消費効率
東田 0100	32 未満		1,950
専用 CISC	32 以上		2,620
	8 未満		13
RISC	8 以上 40 未満		31
	40 以上		140
1004	10 未満		6.2
IA64	10 以上		22
	0		1.3
		2 未満	1.2
IA32	1以上7未満	2 以上 4 未満	1.9
		4 以上	6.7
	7以上		7.4

- 備考) 1 「専用 CISC」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU のうち、電子計算機毎に専用に設計されたものをいう。
  - 2 「RISC」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU 以外の CPU をいう。
  - 3 「IA64」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU のうち、 専用 CISC 以外のものであって、64 ビットアーキテクテャのものをいう。
  - 4 「IA32」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU のうち、 専用 CISC 以外のものであって、32 ビットアーキテクテャのものをいう。
  - 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第74号(平成22年3月31日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。以下表2において同じ。

表 2 クライアント型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

		基準エネルギー		
クライアント型電子計算機の電源 及びメモリチャネル数の種別	主記憶容量	独立型 GPU	画面サイズ	消費効率
	16 ギガバイト以上			2.25
	4 ギガバイト超 16 ギガバイト未満			0.34
電池駆動型のものであってメモリ			17 型以上	0.31
チャネル数が2以上のもの	4 ギギぶノしいエ	搭載	17 型未満	0.21
	4 ギガバイト以下		12 型以上 17 型未満	0.15
		非搭載	12 型未満	0.21
電池駆動型以外のものであって メモリチャネル数が2以上のも ののうち電源装置にACアダプ ターを用いるもの				0.29
電池駆動型以外のものであって	16 ギガバイト以上			2.25
	4 ギガバイト超	搭載		0.51
ののうち電源装置にACアダプ	16 ギガバイト未満	非搭載		0.64
ターを用いないもの	4 ギガバイト以下			0.53
メモリチャネル数が2未満のもの				0.51

- 備考) 1 「メモリチャネル数」とは、メモリコントローラから分岐する主記憶装置へのバスインターフェースの論理チャネルの数をいう。
  - 2 「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることな しに使用され得るものをいう。
  - 3 「独立型 GPU」とは、画像データ処理用のプロセッサのうち、専用のローカルメモリを 有するものをいう。
  - 4 「画面サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を 2.54 で除して小数点第 2 位以下を四捨五入した数値をいう。

表 3 - 1 デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びシンクライアントのモード別比率

		プロキシ対応型 (完全なネットワーク接続性)				
モード	従来型 基本能力	基本能力	遠隔復帰	サービス検知/ ネームサービス	全対応	
T <sub>OFF</sub>	45%	40%	30%	25%	20%	
T <sub>SL</sub>	5%	15%	28%	36%	45%	
T <sub>LI</sub>	15%	12%	10%	8%	5%	
T <sub>SI</sub>	35%	33%	32%	31%	30%	

- 備考) プロキシ対応型(完全なネットワーク接続性)とは、スリープモード又は 10W 以下の電力での代替低電力モードの間、ネットワークの存在を維持し、さらなる処理を要求された場合に判断良く復帰するコンピュータの能力をいう。以下表3-2において同じ。
  - ①基本能力とは、低電力の間、システムがネットワークへの対応とネットワークの存在を維持するためインターネットプロトコル(IPv4 及び IPv6)に対応する能力があることをいう。
  - ②遠隔復帰とは、低電力の間、システムがローカルネットワークの外部からの要求に応じて復帰することをいい、基本能力を含む。
  - ③ネットワーク検知/ネームサービスとは、低電力の間、システムがホストサービス及びネットワーク名の公表を可能にすることをいい、基本能力を含む。
  - ④全対応とは、低電力の間、システムが基本能力、遠隔復帰及びネットワーク検知/ネームサービスに対応することをいう。

表3-2 ノートブックコンピュータのモード別比率

		プロキシ対応型(完全なネットワーク接続性)				
モード	従来型	基本能力	遠隔復帰	サービス検知 ネームサービス	全対応	
T <sub>OFF</sub>	25%	25%	25%	25%	25%	
T <sub>SL</sub>	35%	39%	41%	43%	45%	
T <sub>LI</sub>	10%	8%	7%	6%	5%	
T <sub>SI</sub>	30%	28%	27%	26%	25%	

表3-3 電源装置許容値(A)

電源装置	対象機器	負荷条件別最低効率				最低平均	電源装置
电源表固	刈豕饭品	10%	20%	50%	100%	効率	許容値
	デスクトップ	0.81	0.85	0.88	0.85	1	0.015
内部電源 装置	ノベントツン	0.84	0.87	0.90	0.87	ı	0.03
表直 (IPS)	一体型 デスクトップ	0.81	0.85	0.88	0.85	-	0.015
		0.84	0.87	0.90	0.87	-	0.04
	ノートブック	0.83	_	_	_	0.88	0.015
外部電源 装置	ノートノック	0.84	_	_	_	0.89	0.03
表但 (EPS)	一体型	0.83	_	_	_	0.88	0.015
	ノートブック	0.84	_	_	_	0.89	0.04

備考) 平均効率とは、定格出力電流の 25%、50%、75%及び 100%で試験したときの効率の相 加平均をいう。

表 3 - 4 基本許容値(TEC<sub>BASE</sub>)

区分	グラフィックスの種類	デスクトップ又は 一体型デスクトップ		ノートブック	
		性能	基本許容値	性能	基本許容値
0	グラフィックス全て	P≦3	69.0	P≦2	14.0
I1	/- Tu / -   / / /	3 <p≦6< td=""><td>112.0</td><td>2<p≦5.2< td=""><td>22.0</td></p≦5.2<></td></p≦6<>	112.0	2 <p≦5.2< td=""><td>22.0</td></p≦5.2<>	22.0
12	ー体型又は切替可能 グラフィックス	6 <p≦7< td=""><td>120.0</td><td>5.2<p≦8< td=""><td>24.0</td></p≦8<></td></p≦7<>	120.0	5.2 <p≦8< td=""><td>24.0</td></p≦8<>	24.0
13		P>7	135.0	P>8	28.0
D1	ー 独立型グラフィックス	3 <p≦9< td=""><td>115.0</td><td>2<p≦9< td=""><td>16.0</td></p≦9<></td></p≦9<>	115.0	2 <p≦9< td=""><td>16.0</td></p≦9<>	16.0
D2	独立空グラフィックス	P>9	135.0	P>9	18.0

備考) Pの算定方法は、次式による。

P=CPU のコア数×CPU クロック周波数 (GHz)

コア数は物理的な CPU のコア数を表し、CPU クロック周波数 (GHz) は、TDP の最大周波数を表し、ターボブースト周波数ではない。

表3-5 デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンクライアントにおける独立型グラフィックス許容値(TEC<sub>GR</sub>)及び追加許容値

許容値区分		デスクトップ	一体型 デスクトップ	ノートブック		
	TEC <sub>MEM</sub> (kWh)			0.8		
	G1	FB_BW≦16		36	14	
	G2	16 <fb_bw≦32< td=""><td></td><td>51</td><td>20</td></fb_bw≦32<>		51	20	
	G3	32 <fb_bw≦64< td=""><td></td><td>64</td><td>26</td></fb_bw≦64<>		64	26	
TEC <sub>GR</sub>	G4	64 <fb_bw≦96< td=""><td></td><td>83</td><td>32</td></fb_bw≦96<>		83	32	
(kWh)	G5	96 <fb_bw≦128< td=""><td></td><td>105</td><td>42</td></fb_bw≦128<>		105	42	
	G6	FB_BW>128 フレームバッファ幅<192bit	115		48	
	G7	FB_BW>128 フレームバッファ幅≧192bit		130		
	TECsv	(kWh)	0.5 × G1		適用なし	
TEC <sub>EEE</sub> (kWh)		8.76×0.2× (0.15+0.35)		8.76 × 0.2 × (0.10+0.30)		
TEC <sub>ST</sub> (kWh)		26		2.6		
TEC <sub>DIS</sub> (kWh)		8.76×0.35× 適用なし (1+EP) × (4×r+0.05×A)		$8.76 \times 0.30 \times$ $(1+EP) \times$ $(2 \times r + 0.02 \times A)$		

- 備考)1 TEC<sub>GR</sub> は、システムに搭載した独立型グラフィックスに適用するものとする。切替可能なグラフィックスには適用しない。
  - 2 FB\_BW は、ギガバイト毎秒(GB/s)によるディスプレイフレームバッファ幅であり、算 定方法は、次式による。

FB BW=データレート (MHz) ×フレームバッファ幅/ (8×1000)

- 3 切替可能グラフィックス(TEC<sub>SW</sub>)には、独立型グラフィックス許容値(TEC<sub>GR</sub>)を適用することはできないものとする。ただし、切替可能グラフィックスを提供し、初期設定により独立型グラフィックスを有効にするデスクトップ及び一体型デスクトップコンピュータについては、該当する G1 グラフィックス許容値の 50%に相当する許容値を適用することができる。
- 4 TEC<sub>ST</sub>は、製品に2つ以上の内部記憶装置(ストレージ)が存在する場合に、1回のみ適用することができる。
- 5 TEC<sub>DIS</sub>における EP は、性能強化ディスプレイに関する許容値であり、次のとおり。

EP=0:性能強化ディスプレイなし

EP=0.3:性能強化ディスプレイであり、画面の対角線が27インチ未満

EP=0.75:性能強化ディスプレイであり、画面の対角線が27インチ以上

rはスクリーン解像度(メガピクセル)、Aは可視スクリーン面積(平方インチ)

# 6-2 磁気ディスク装置

(1) 品目及び判断の基準等

# 磁気ディスク装置

#### 【判断の基準】

〇エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出 した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。

- ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用 又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあ ること。
- ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されている こと、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラス チックが可能な限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「磁気ディスク装置」 に含まれないものとする。
  - ①記憶容量が1ギガバイト以下のもの
  - ②ディスクの直径が 40mm 以下のもの
  - ③最大データ転送速度が 1 秒につき 270 ギガバイトを超えるもの
  - 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

表 磁気ディスク装置に係る基準エネルギー消費効率の算定式

	区分			基準エネルギー
磁気ディスク 装置の種別	磁気ディスク装置の形状及び性能	回転数	用途	潜費効率の算定式
	ディスクサイズが 75mm 超であって ディスク枚数が 1 枚のもの			$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 30.8)$
	ディスクサイズが 75mm 超であって ディスク枚数が 2 枚又は 3 枚のもの			$E = \exp(2.98 \times \ln(N)-31.2)$
	ディスクサイズが 75mm 超であって ディスク枚数が 4 枚以上のもの			$E = \exp(2.11 \times \ln(N) - 23.5)$
		5000 回毎 分以下		$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 29.8)$
	ディスクサイズが 50mm 超 75mm 以 下であってディスク枚数が 1 枚のも の	5000 回毎 分超 6000 回毎分以下		$E = \exp(2.98 \times \ln(N)-31.2)$
		6000 回毎 分超		$E = \exp(4.30 \times \ln(N)-43.5)$
単体ディスク		5000 回毎 分以下		$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.5)$
	ディスクサイズが 50mm 超 75mm 以 下であってディスク枚数が 2 枚又は 3 枚のもの			$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 32.2)$
		6000 回毎 分超		$E = \exp(4.58 \times \ln(N) - 46.8)$
	ディスクサイズが 50mm 超 75mm 以 下であってディスク枚数が 4 枚以上 のもの			$E = \exp(2.98 \times \ln(N)-31.9)$
	ディスクサイズが 40mm 超 50mm 以 下であってディスク枚数が 1 枚のも の			$E = \exp(2.98 \times \ln(N)-30.2)$
	ディスクサイズが 40mm 超 50mm 以 下であってディスク枚数が 2 枚以上 のもの			$E = \exp(2.98 \times \ln(N)-30.9)$
サブシステム			メインフ レームサ ーバ用の もの	$E = \exp(1.85 \times \ln(N) - 18.8)$
			メインフ レームサ ーバ用以 外のもの	$E = \exp(1.56 \times \ln(N)-17.7)$

- 備考) 1 「メインフレームサーバ」とは、専用 CISC (ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU のうち、電子計算機毎に専用に設計されたものをいう。) が搭載されたサーバ型電子計算機 (ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。) をいう。
  - 2 E 及び N は次の数値を表すものとする。

E: 基準エネルギー消費効率 N: 回転数(単位: 回毎分)

- 3 In は底を e とする対数を表す。
- 4 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に 基づく経済産業省告示第75号(平成22年3月31日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

#### 6-3 ディスプレイ

#### (1) 品目及び判断の基準等

#### ディスプレイ

#### 【判断の基準】

- ①表1及び表2に示された基準を満たすこと。
- ②動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ること。
- ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。

- ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又 は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがある こと。
- ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されている こと、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、主としてコンピュータの表示装置として使用する標準的なもの(コンピュータモニタ、デジタルフォトフレーム、サイネージディスプレイ等)であって、可視対角線画面サイズが 61 インチ以下のものとする。
  - 2 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
  - 3 判断の基準③については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書 A の表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の付属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008に準ずるものとする。
  - 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
  - 5 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化 学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

製品機種及び	D <sub>p</sub> ≦20,000 の場合の	D <sub>p</sub> >20,000 の場合の	
対角線画面サイズ d (インチ)	消費電力(W)	消費電力(W)	
d<12.0	$\leq 6.0 \times r + 0.05 \times A + 3.0$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.05 \times A + 3.0$	
12.0≦d<17.0	$\leq 6.0 \times r + 0.01 \times A + 5.5$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.01 \times A + 5.5$	
17.0≦d<23.0	$\leq$ 6.0 × r + 0.025 × A + 3.7	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.025 \times A + 3.7$	
23.0≦d<25.0	$\leq 6.0 \times r + 0.06 \times A - 4.0$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.06 \times A - 4.0$	
25.0≦d≦61.0	$\leq 6.0 \times r + 0.1 \times A - 14.5$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.1 \times A - 14.5$	
30.0≦d≦61.0	≦0.27×A+8.0		
(サイネージディスプレイに適用)			

備考) 1 「r」はディスプレイ解像度(メガピクセル)を、「A」は可視画面面積(平方インチ)を それぞれ表す。また、画素密度  $D_p$ 及び  $r_1$ 、 $r_2$ の算出方法は、次式による。

 $D_p = r \times 10^6 / A$ 

D<sub>0</sub>>20,000 の場合:

 $r_1 = 20,000 \times A \times 10^6$ ,  $r_2 = (D_p - 20,000) \times A \times 10^6$ 

- 2 「オンモード」とは、主機能を1つ以上提供しているときの消費電力モードをいう。
- 3 「サイネージディスプレイ」とは、一般に対角線画像サイズが 12 インチより大きく、画素密度が 5,000 以下の業務用表示板をいう。
- 4 次の①から③に示す特性及び機能をすべて有するコンピュータモニタについては、本表に従って算出された消費電力のPに許容値の $P_{EP}$ を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。
  - ①画面カバーガラスの有無にかかわらず、少なくとも 85 度の水平視角において最低 60:1 のコントラスト比が測定されるもの
  - ②2.3 メガピクセル以上の基本解像度のもの
  - ③IEC 61966 2-1 により規定されている、少なくとも sRGB の色域サイズのもの(色空間における変化は、規定の sRGB 色の 99%以上に対応している限り許容される)

対角線画面サイズが 27 インチ未満の場合: P<sub>EP</sub>=0.30 × P 対角線画面サイズが 27 インチ以上の場合: P<sub>EP</sub>=0.75 × P

5 初期設定により周囲光に応じてディスプレイの明るさを自動調節する機能が有効にされている機器については、本表に従って算出された消費電力 (P) に許容値の  $P_{ABC}$  を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。ただし、下記の消費電力低減率  $R_{ABC}$  が 20%未満の場合は  $P_{ABC}$  を加算しない。消費電力低減率  $R_{ABC}$  及び許容値  $P_{ABC}$  の算出方法は、次式による。

 $R_{ABC} = 100 \times (P_{300} - P_{10}) / P_{300}$ 

 $P_{300}$ は 300lux の周囲光水準、 $P_{10}$ は 10lux の周囲光水準で試験したときの消費電力

 $P_{ABC} = 0.10 \times P$ 

6 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則(平成 25 年 6 月施行) 別表 2 - 2 」による。

#### 表 2 ディスプレイに係るスリープモード消費電力及びオフモード消費電力の基準

スリープモード	オフモード
消費電力(W)	消費電力(W)
≦0.5	≦0.5

- 備考) 1 「スリープモード」とは、接続している装置又は内部要因から信号を受信した後に製品が 移行する消費電力モード(接続されている機器、ネットワーク、遠隔操作装置、内部要因か ら信号を受け取った場合に当該モードから復帰可能であること。)をいう。
  - 2 スリープモード消費電力の基準は、表3のブリッジ接続又はネットワーク能力に対するスリープモード消費電力許容値及び表4の追加能力に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。
  - 3 「オフモード」とは、電源に接続しているが、オンモード又はスリープモードのいずれの機能も提供していないときの消費モード(使用者による電源スイッチ又は制御装置の直接的な操作によってのみ、本モードを終了させることができる。)をいう。なお、必ずしも本モードを備えている必要はなく、本モードを提供する機器の場合は、本表の基準を満たすこと。
  - 4 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則(平成 25 年 6 月施行) 別表 2 2 」による。

#### 表3 ブリッジ接続又はネットワーク能力に対するスリープモード消費電力許容値

能力	対象となる種類	消費電力 許容値(W)
ブリッジ接続	USB1.x	0.1
	USB2.x	0.5
	USB3.x、ディスプレイポート(非映像接続)、サンダーボルト	0.7
ネットワーク接続	Wi-Fi	2.0
	ファストイーサネット	0.2
	ギガビットイーサネット	1.0

#### 表 4 追加能力に対するスリープモード消費電力許容値

能力	対象となる種類	消費電力 許容値(W)
センサー	占有センサー	0.5
メモリ	フラッシュメモリカード/スマートカードリーダー、カメライ ンターフェース、ピクトブリッジ	0.2

#### 6-4 記録用メディア

(1) 品目及び判断の基準等

#### 記録用メディア

#### 【判断の基準】

- ○次のいずれかの要件を満たすこと〔判断の基準はケースに適用〕。
  - ①再生プラスチックがケース全体重量の 30%以上使用されていること。
  - ②厚さ 5mm 程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ(スピンドルタイプなど) であること。
  - ③植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認 されたものが使用されていること。
  - ④紙製にあっては、古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

#### 【配盧事項】

- ①材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から 産出されたものであること。
- ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「記録用メディア」は、直径 12cm の CD-R、CD-RW、DVD ±R、DVD±RW、DVD-RAMとする。
  - 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
  - 3 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境 負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
  - 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

# 7. オフィス機器等

#### フー1 シュレッダー

(1) 品目及び判断の基準等

#### シュレッダー

#### 【判断の基準】

- ①待機時消費電力が1.5W以下であること。
- ②低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードへの移行時間が出荷時に10分以下に設定されていること。

- ①特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。
- ②使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、 再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
- ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計 上の工夫がなされていること。
- ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ⑤裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。
- ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「シュレッダー」に含まれないものとする。
  - ①裁断モーターの出力が 500W 以上のもの
  - ②裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの
  - 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
  - 3 「待機時消費電力」とは、電源を入れた状態で、裁断を行っていないときに消費される 電力をいう。ただし、低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモ ードにおける消費電力をいう。
  - 4 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現 される低電力状態をいう。
  - 5 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態 をいう。
  - 6 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びそ の化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテ ルをいう。
  - 7 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質 の含有表示方法)の附属書 A の表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び 含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、 上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。

# 7-2 デジタル印刷機

#### (1) 品目及び判断の基準等

#### デジタル印刷機

#### 【判断の基準】

- ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準の数値を上回ら ないこと。
- ②使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。

#### 【配盧事項】

- ①インク容器の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
- ②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。
- ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計 上の工夫がなされていること。
- ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ⑤低電力モード(一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。)及びオートシャットオフモード(一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。)への移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。
- ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考)1 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。
  - 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

#### 表 デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

	デジタル印刷機エネルギー消費効率(W)			(W)	
		A3 対応機		B4 対応機,A4 対応機	
		プリンタ機能	プリンタ機能	プリンタ機能	プリンタ機能
		作動時	非作動時	作動時	非作動時
プリンタ	機能標準装備型	35. 5	28	22	20
上記以外	プリンタ機能あり	35. 5		22	
	プリンタ機能なし		24		19

- 備考) 1 「プリンタ機能標準装備型」とは、パソコンの出力プリンタとして動作する機能が標準 装備として付加され、製品として切り離すことのできないものをいう。
  - 2 「上記以外」とは、拡張機能としてパソコンの出力プリンタとして動作する機能を付加 できるもの及びパソコンの出力プリンタとして動作することができないものをいう。

3 「A3 対応機」、「B4 対応機」、「A4 対応機」とは、次による。

A3 対応機:最大印刷領域の各辺がそれぞれ 287mm、409mm 以上のもの

B4 対応機:最大印刷領域の各辺がそれぞれ 250mm、353mm 以上のもの

A4 対応機:最大印刷領域の各辺がそれぞれ 204mm、288mm 以上のもの

4 エネルギー消費効率の算定方法については次式による。

 $E = (A + 7 \times B) / 8$ 

A:機械立ち上げ時の1時間における消費電力量(Wh)

- ・ 電源の投入後、印刷速度はデフォルトで、テストチャートを使用して 1 版目を 製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を 開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。
- 電源投入後速度変更はしない。
- B: 通常時の1時間における消費電力量(Wh)
  - ・ Aの測定終了後1版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で2版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

#### A、Bの測定条件

① 1版当たりの印刷枚数 200枚/版

② 1 時間の製版枚数 2 版/時

③ 1時間の印刷枚数 400枚/時

④ 印刷速度 工場出荷時に設定された電源投入時の速度

5 テストチャート A4、画像面積比率 4~7%

⑥ 標準印刷用紙 64g/mの上質紙

⑦ 測定時の環境条件 温度:21±3℃/湿度:65±10%

測定前に12時間以上放置

- ⑧ プリンタ機能非作動時の測定の場合、放置時におけるオートシャットオフモード又は低電力モードへの移行を認める。
- ⑨ 低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は5分にセットする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値を用いる。
- ① プリンタ機能作動時の測定の場合、オートシャットオフモード機能を作動させてはならない、また、放置時における低電力モードへの移行を認める。

#### 7-3 掛時計

#### (1) 品目及び判断の基準等

#### 掛時計

#### 【判断の基準】

- 〇次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ①太陽電池及び小形充電式電池 (二次電池) を有し、一次電池を使用せず作動するものであること。
  - ②太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が5年以上使用できるものであること。
  - ③一次電池のみで使用される場合には、電池が5年以上使用できるものであること。

#### 【配盧事項】

- ①使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと。
- ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能 な限り使用されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易 さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「掛時計」は、通常の執務室・会議室等において使用する壁掛型の時計とし、講堂等において使用する大型のもの等は除く。
  - 2 「通常の使用状態」とは、室内の開放された壁、柱等に掛けられて使用されている状態 をいう。
  - 3 判断の基準③における一次電池の電池寿命の求め方は JIS B 7026 による。
  - 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

## 7-4 電子式卓上計算機

(1) 品目及び判断の基準等

# 電子式卓上計算

機

# 【判断の基準】

- ①使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。
- ②再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。

- ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易 さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「電子式卓上計算機」は、通常の行政事務の用に供する ものとする。
  - 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

#### 7-5 電池

#### (1) 品目及び判断の基準等

# 一次電池又は小 形充電式電池

#### 【判断の基準】

- ○次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ①一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均 持続時間を下回らないこと。
  - ②小形充電式電池(二次電池)であること。

#### 【配慮事項】

- ①使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
- ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。
  - 2 「最小平均持続時間」は JIS C 8515 に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。 JIS C 8515 で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、本基準を満たす。

#### 表 一次電池に係る最小平均持続時間

以上の多数		最小平均持続時間		
形状の通称 (寸法:高さ・直径)	負荷抵抗 (Ω)	初 度	12 か月貯蔵後及び 使用推奨期限	
単1形	1.5	520 分	465 分	
(61.5mm·	600mA(放電電流)	11 時間	9.9 時間	
34.2mm)	10	85 時間	76 時間	
34.211111)	2.2	16 時間	14 時間	
	3.9(携帯電灯条件)	800 分	720 分	
単2形	400mA(放電電流)	8.0 時間	7.2 時間	
(50.0mm·	20	80 時間	72 時間	
26.2mm)	3.9(モーター使用 機器・玩具)	14 時間	12 時間	
	43	60 時間	54 時間	
	3.9	5.0 時間	4.5 時間	
	100mA(放電電流)	15 時間	13.5 時間	
単3形	250mA(放電電流)	5.0 時間	4.5 時間	
(50.5mm·	1000mA(放電電流)	220 回	195 回	
14.5mm)	1,500mW 650mW	40 回	36 回	
	24	33 時間	29 時間	
	3.3	190 分	170 分	
	5.1(携帯電灯条件)	130 分	115 分	
	24	14.5 時間	13.0 時間	
単4形 (44.5mm・ 10.5mm)	5.1(モーター使用 機器・玩具)	2.0 時間	1.8 時間	
	75	44 時間	39 時間	
	600mA(放電電流)	170 回	150 回	
	100mA(放電電流)	7.0 時間	6.3 時間	

# 8. 移動電話等

(1) 品目及び判断の基準等

#### 携帯電話

#### 【判断の基準】

PHS

①携帯電話又はPHSにあっては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。

ア. 搭載機器・機能の簡素化がなされていること。

スマートフォン

- イ. 機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。
- ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計 上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された 環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況につい ては、その内容がウエブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。
- ③使用済製品の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。
- ④回収した製品の部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。
- ⑤バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売 事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管 するシステムがあること(製品製造終了後6年以上保有)。
- ⑥特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。

#### 【配盧事項】

- ①製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。
- ②筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可能な限り減量または代替する取組がなされていること。
- ③機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び 更新するための部品を保管するシステムがあること。
- ④筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されて いること。
- ⑤筐体又は部品(充電器含む。)にプラスチックが使用される場合には、 再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易 さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑦包装材の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「携帯電話」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で携帯電話無線基地局に接続されるものであって、通常の行政事務の用に供するものをいう。

- 2 本項の判断の基準の対象とする「PHS」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で 公衆用 PHS 基地局に接続されるものであって、通常の行政事務の用に供するものをいう。
- 3 本項の判断の基準の対象とする「スマートフォン」とは、携帯電話又は PHS に携帯情報端末を融合させたもので、音声通話機能・ウエブ閲覧機能を有し、利用者が自由にアプリケーションソフトを追加して機能拡張等が可能な端末をいう。
- 4 「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することと する。
- 5 判断の基準②については、表の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていることを指す。
- 6 判断の基準③の「回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

回収のシステムについては、次の要件ア、イ及びウを満たすこと。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品等を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。) するルート(販売店における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体に製品名及び事業者名 (ブランド名なども可) が廃棄時に見やすく記載されていること。
- ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、製品本体の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済製品等の回収に関する具体的な情報(回収方法、回収窓口等)の提供がなされていること。

マテリアルリサイクルのシステムについては、次の要件エ及び才を満たすこと。

- エ、金属やプラスチック等を材料としてリサイクルするための取組がなされていること。
- オ. 部品の素材情報については、廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。
- 7 判断の基準⑤については、通信システムの切替等にともない、当該機器が継続的に使用できない場合にあっては、「製品製造終了後6年以上保有」は適用しないものとする。
- 8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 9 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
- 10 「希少金属類」とは、昭和 59 年 8 月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別 小委員会において特定された 31 鉱種(希土類は 17 元素を 1 鉱種として考慮)の金属をい う。
- 1 1 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び 製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをい う(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 12 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
  - ア. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能を要件とする こと。
  - イ、マニュアルや充電器等の付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討

すること。

- ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、配慮すること。
- エ. 移動電話等端末の更新等により端末を処分するに当たっては、回収システムを利用した適切な処理を行うこと。

# 表 移動電話等に係る環境配慮設計項目

目 的	評価項目	評 価 基 準
	製品等の省資源化(小型化、 軽量化)	製品の容積や質量を、削減抑制していること。
リデュース配慮設計	製品の省電力化	製品の消費電力を抑制していること。また、 低消費電力技術等の開発に取り組んでいる こと。
	製品の長寿命化	製品の信頼性、耐久性が維持又は向上していること。
リユース配慮設計	共有化設計	充電器等について、リユースが容易な設計に なっていること。
ウユーヘ <u>印</u> 應改訂	分離・分解しやすい設計	リユースのための分離・分解が容易であること。
	リサイクル時の環境負荷低 減	希少な材料を含む部品や鉄、銅、アルミニウム等汎用金属類の種類が把握できていること。 複合材料の使用やリサイクルを阻害する加
リサイクル配慮設計		工等を削減していること。 再資源化原料として利用が可能な材料、部品 にするための分離・分解が容易であること。
プライブル 日本以前	分離・分解が容易な構造	異種材料の分離が容易な構造であること。 リサイクルのための分離・分解が容易である こと。
	分別の容易性	リサイクルのための材料、部品等の材料判別が容易であること。 製品の筐体に使用するプラスチックの種類、 グレードが可能な限り統一されていること。

- 9. 家電製品
- 9-1 電気冷蔵庫等
- (1) 品目及び判断の基準等

### 電気冷蔵庫

### 【判断の基準】

# 電気冷凍庫

①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/165を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。

# 電気冷凍冷蔵庫

- ②冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。
- ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。

## 【配盧事項】

- ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な 限り使用されていること。
- ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものである こと。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」「電気冷 凍庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。
  - ①熱電素子を使用するもの
  - ②業務の用に供するために製造されたもの
  - ③吸収式のもの
  - 2 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年 法律第 64 号) 第 2 条第 1 項に定める物質をいう。
  - 3 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
  - 4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。ただし、判断の基準③については、電気冷凍庫には適用しない。
  - 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
  - 6 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化 学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
  - 7 判断の基準①については、次のとおりとする。

- ア. 定格内容積 250 リットル以下のものは、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。
- イ. 定格内容積 250 リットル超 400 リットル以下のものは、平成 27 年度の 1 年間は経過 措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算 定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/133 を乗じて小数点以下を切り 捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。

### 表 電気冷蔵庫等に係る基準エネルギー消費効率算定式

		区	分		基準エネルギー
種	別	冷却方式	定格内容積	冷蔵室区画の扉の枚数	消費効率算定式
		冷気自然対流方式のもの			E=0.844 × V <sub>1</sub> +155
電気冷蔵	庫及び		300 リットル以下		E=0.774 × V <sub>1</sub> +220
電気冷凍	「冷蔵庫	冷気強制循環方式のもの	300 リットル超	1 枚	E=0.302 × V <sub>1</sub> +343
			300 グッドル庭	2 枚以上	E=0.296 × V <sub>1</sub> +374
		冷気自然対流方式のもの			E=0.844 × V <sub>2</sub> +155
電気冷凍庫		<b>込与みが存出するよ</b> のよ	300 リットル以下		E=0.774 × V <sub>2</sub> +220
	冷気強制循環方式のもの		300 リットル超		E=0.302 × V <sub>2</sub> +343

### 備考) 1 E 及び $V_1$ 、 $V_2$ は、次の数値を表す。

E:基準エネルギー消費効率(単位:kWh/年)

 $V_1$ : 調整内容積(冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあっては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあっては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあっては 1.54 を乗じた数値に冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積を加え、小数点以下を四捨五入した数値)(単位:L)

 $V_2$ : 調整内容積(冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあっては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあっては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあっては 1.54 を乗じ、小数点以下を四捨五入した数値)(単位:L)

- 2 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第34号(平成25年3月1日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。
- 3 電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に 関する法律に基づく経済産業省告示第35号(平成25年3月1日)の「3エネルギー消費 効率の測定方法(2)」による。

# 9-2 テレビジョン受信機

## (1) 品目及び判断の基準等

# テレビジョン受 信機

### 【判断の基準】

- ①液晶パネルを有するテレビジョン受信機(以下「液晶テレビ」という。) 又はプラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機(以下「プラズマテレビ」という。)にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/198を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。
- ②リモコン待機時の消費電力が0.5W以下であること。
- ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。

### 【配盧事項】

- ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な 限り使用されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配 慮されていること。
- ④包装材の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」 に含まれないものとする。
  - ①ブラウン管を有するテレビジョン受信機
  - ②産業用のもの
  - ③水平周波数が 33.8 キロヘルツを超えるブラウン管方式マルチスキャン対応のもの
  - ④ツーリスト向け仕様のもの
  - ⑤リアプロジェクション方式のもの
  - ⑥受信機型サイズが 10 型若しくは 10V 型以下のもの
  - ⑦ワイヤレス方式のもの
  - ⑧電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの
  - 2 判断の基準②については、赤外線リモコンに適用することとし、「リモコン待機時の消費 電力」とは、リモコンで電源を切った状態の消費電力をいう。
  - 3 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
  - 4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
  - 5 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

- 6 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化 学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
- 7 判断の基準①については、平成 27 年度 1 年間は経過措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/149 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表 液晶テレビ又はプラズマテレビに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区 分 基準エネルギー消				
画素数	受信機型サイズ	動画表示	付加機能	費効率又は算定式
		<b>4</b> 0	付加機能を有しないもの	E=59
			付加機能を1つ有するもの	E=71
		液晶ノーマル	付加機能を2つ有するもの	E=83
	40) (#4 + *#		付加機能を3つ有するもの	E=95
	19V型未満 		付加機能を有しないもの	E=74
		** B /	付加機能を1つ有するもの	E=86
		液晶倍速	付加機能を2つ有するもの	E=98
			付加機能を3つ有するもの	E=110
			付加機能を有しないもの	E=2.0×S+21
		<b>法日 / ラ</b>	付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+33
		液晶ノーマル	付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+45
			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+57
			付加機能を有しないもの	E=2.0×S+36
	19V型以上	 	付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+48
	32V型未満	液晶倍速	付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+60
ELID.			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+72
FHD		液晶4倍速又は プラズマ	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+58
			付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+70
			付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+82
			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+94
			付加機能を有しないもの	E=6.6×S-126
		 液晶ノーマル	付加機能を1つ有するもの	E=6.6×S-114
		/技能/一マル	付加機能を2つ有するもの	E=6.6×S-102
			付加機能を3つ有するもの	E=6.6×S-90
			付加機能を有しないもの	E=6.6×S-111
	   32V型以上	液晶倍速 液晶倍速	付加機能を1つ有するもの	E=6.6×S-99
	327至以上	拟邮行坯	付加機能を2つ有するもの	E=6.6×S-87
			付加機能を3つ有するもの	E=6.6×S-75
			付加機能を有しないもの	E=6.6×S-89
		液晶4倍速又は	付加機能を1つ有するもの	E=6.6×S-77
		プラズマ	付加機能を2つ有するもの	E=6.6×S-65
			付加機能を3つ有するもの	E=6.6×S-53
			付加機能を有しないもの	E=44
		  液晶ノーマル	付加機能を1つ有するもの	E=56
スの畑の		/以明ノーマル	付加機能を2つ有するもの	E=68
その他の もの	19V型未満		付加機能を3つ有するもの	E=80
TO O			付加機能を有しないもの	E=59
		液晶倍速	付加機能を1つ有するもの	E=71
			付加機能を2つ有するもの	E=83

				, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
			付加機能を3つ有するもの	E=95
			付加機能を有しないもの	E=2.0×S+6
		   液晶ノーマル	付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+18
		/改曲/一マル	付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+30
			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+42
			付加機能を有しないもの	E=2.0×S+21
	19V型以上	│ │液晶倍速	付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+33
	32V型未満	水田口坯	付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+45
			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+57
			付加機能を有しないもの	E=2.0×S+43
		液晶4倍速又は	付加機能を1つ有するもの	E=2.0×S+55
		プラズマ	付加機能を2つ有するもの	E=2.0×S+67
			付加機能を3つ有するもの	E=2.0×S+79
			付加機能を有しないもの	E=6.6×S-141
		   液晶ノーマル	付加機能を1つ有するもの	E=6.6×S-129
		/攻略ノーマル	付加機能を2つ有するもの	E=6.6×S-117
			付加機能を3つ有するもの	E=6.6×S-105
			付加機能を有しないもの	E=6.6×S-126
	   32V型以上	│ │液晶倍速	付加機能を1つ有するもの	E=6.6×S-114
	327至以上	水田口坯	付加機能を2つ有するもの	E=6.6×S-102
			付加機能を3つ有するもの	E=6.6×S-90
			付加機能を有しないもの	E=6.6×S-104
		液晶4倍速又は	付加機能を1つ有するもの	E=6.6×S-92
		プラズマ	付加機能を2つ有するもの	E=6.6×S-80
			付加機能を3つ有するもの	E=6.6×S-68

- 備考) 1 「FHD」とは、垂直方向の画素数が 1,080 以上、かつ、水平方向の画素数が 1,920 以上のものをいう。
  - 2 「受信機型サイズ」とは、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を 2.54 で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。
  - 3 「動画表示」とは、次のものとする。

液晶ノーマル:液晶パネルを用い、1 秒間に 60 コマ以上 120 コマ未満の静止画を表示す

るもの

液晶倍速 : 液晶パネルを用い、1 秒間に 120 コマ以上 240 コマ未満の静止画を表示す

るもの

液晶 4 倍速 :液晶パネルを用い、1 秒間に 240 コマ以上の静止画を表示するもの

プラズマ: プラズマディスプレイパネルを用い表示するもの

4 「付加機能」とは、ダブルデジタルチューナー、DVD (録画機能を有するものに限る。)、 磁気ディスク装置、ブルーレイディスクレコーダーをいう。

5 E及びSは次の数値を表すものとする。

E:基準エネルギー消費効率(単位:kWh/年)

S:受信機型サイズ

6 エネルギー消費効率の算定方法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に 基づく経済産業省告示第24号(平成22年2月18日)の「2エネルギー消費効率の測定方 法 2-2」による。

## 9-3 電気便座

(1) 品目及び判断の基準等

### 雷気便座

### 【判断の基準】

〇エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費 効率に100/159を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。

### 【配慮事項】

- ①分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計 上の工夫がなされていること。
- ②一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されている こと、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。
  - ①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの
  - ②温水洗浄装置のみのもの
  - ③可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの
  - 4 専ら鉄道車両において用いるためのもの
  - 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
  - 3 温水洗浄便座のうち瞬間式であって、節電方式としてタイマー方式及び非使用状態(夜間等)を判別する機能を備えているものについては、平成27年度の1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に100/129を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。
  - 4 暖房便座及び温水洗浄便座のうち貯湯式のものについては、判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

### 表 電気便座に係る基準エネルギー消費効率

区	基準エネルギー消費効率	
洗浄機能の有無	貯湯タンクの有無	
暖房便座(洗浄機能無し)		141
温水洗浄便座(洗浄機能有り)	貯湯式 (貯湯タンク有り)	183
温小ボ戸関係(流戸機能有り)	瞬間式(貯湯タンク無し)	135

- 備考) 1 「暖房便座」とは、暖房用の便座のみを有するものをいう。
  - 2 「温水洗浄便座」とは、暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだものいう。
  - 3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第 288 号 (平成 19 年 11 月 26 日) の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

## 9-4 電子レンジ

(1) 品目及び判断の基準等

## 電子レンジ

### 【判断の基準】

- ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費 効率を上回らないこと。
- ②待機時消費電力が0.05W未満であること。
- ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質 の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。

### 【配慮事項】

- ①分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計 上の工夫がなされていること。
- ②一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されている こと、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子レンジ」に含まれないものとする。
  - ①ガスオーブンを有するもの
  - ②業務の用に供するために製造されたもの
  - ③定格入力電圧が200ボルト専用のもの
  - ④庫内高さが 135 ミリメートル未満のもの
  - ⑤システムキッチンその他のものに組み込まれたもの
  - 2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
  - 3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
  - 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
  - 5 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化 学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

# 表 電子レンジに係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー
機能	加熱方式	庫内容積	消費効率
オーブン機能を有するもの以外(単機能レンジ)			60. 1
	ヒーターの露出があるもの(熱風	30L 未満のもの	73. 4
	循環加熱方式のものを除く。)	30L 以上のもの	78. 2
オーブン機能を有するも の (オーブンレンジ)	ヒーターの露出があるもの以外	30L 未満のもの	70. 4
	(熱風循環加熱方式のものを除く。)	30L 以上のもの	79. 6
	熱風循環加熱方式のもの		73. 5

- 備考) 1 「庫内容積」とは、家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)に基づく電気機械機 具品質表示規程で定める加熱室の有効寸法より算出した数値をいう。
  - 2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に 基づく経済産業省告示第63号(平成18年3月29日)の「2エネルギー消費効率の測定方 法」による。

- 10. エアコンディショナー等
- 10-1 エアコンディショナー
- (1) 品目及び判断の基準等

# エアコンディショナー

## 【判断の基準】

- ①家庭用品品質表示法施行令別表第3号(七)のエアコンディショナーであって、直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)のうち冷房能力が4.0kW以下のものについては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。
- ②上記①以外の家庭用のエアコンディショナーについては、エネルギー 消費効率が表 2 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に 114/100を乗じて小数点以下 1 桁未満の端数を切り捨てた数値を下回 らないこと。
- ③業務の用に供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費 効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定 式を用いて算定した基準エネルギー消費効率に88/100を乗じて小数 点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。
- ④冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
- ⑤特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質 の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。

### 【配盧事項】

- ①家庭用のエアコンディショナーにあっては、冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。業務の用に供するエアコンディショナーにあっては、冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。
- ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③製品を設計し、製造する場合は、冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさなどに配慮し、併せてこれらの情報の開示がなされていること。
- ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な 限り使用されていること。
- ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。
  - ①冷房能力が 28kW(マルチタイプのものは 50.4kW)を超えるもの
  - ②ウィンド形・ウォール形及び冷房専用のもの
  - ③水冷式のもの
  - ④圧縮用電動機を有しない構造のもの
  - ⑤電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの

- ⑥機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理を目的とするもの
- ⑦専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
- 8スポットエアコンディショナー
- ⑨車両その他の輸送機関用に設計されたもの
- ⑩高気密・高断熱住宅用ダクト空調システム
- ⑪冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの
- ①専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機 器を駆動する構造のもの
- (13)床暖房又は給湯の機能を有するもの
- (4)熱回収式マルチエアコン
- 2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。
- 3 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 4 判断の基準⑤については、ユニット型エアコンディショナー(パッケージ用のものを除く。)に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
- 5 配慮事項①については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第64号)第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。
- 6 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に 対する比を示す数値をいう。
- 7 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 8 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
- 表 1 家庭用品品質表示法施行令別表第3号(七)のエアコンディショナーであって直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)のうち冷房能力が4.0kW以下のものに係る基準エネルギー消費効率

	基準エネルギー	
冷房能力	室内機の寸法タイプ	消費効率
3.2kW 以下	寸法規定タイプ	5.8
3.2KW 以下	寸法フリータイプ	6.6
3.2kW 超	寸法規定タイプ	4.9
4.0kW 以下	寸法フリータイプ	6.0

- 備考) 1 「室内機の寸法タイプ」とは、室内機の横幅寸法 800 ミリメートル以下かつ高さ 295 ミリメートル以下の機種を寸法規定タイプとし、それ以外を寸法フリータイプとする。
  - 2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第 213 号(平成 21 年 6 月 22 日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。表 2 において同じ。

表 2 家庭用のエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

[	基準エネルギー	
ユニットの形態	冷房能力	消費効率
	4.0kW 超 5.0kW 以下	5.5
直吹き形で壁掛け形のもの	5.0kW 超 6.3kW 以下	5.0
	6.3kW 超 28.0kW 以下	4.5
直吹き形で壁掛け形以外のもの(マ	3.2kW 以下	5.2
ルチタイプのもののうち室内機の	3.2kW 超 4.0kW 以下	4.8
運転を個別制御するものを除く。)	4.0kW 超 28.0kW 以下	4.3
	4.0kW 以下	5.4
マルチタイプのものであって室内 機の運転を個別制御するもの	4.0kW 超 7.1kW 以下	5.4
一家の住在で同心で呼ばるのの	7.1kW 超 28.0kW 以下	5.4

表3 業務の用に供するエアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率

	区 分 基準エネルギー消費効率				
形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	又は算定式		
		3.6kW 未満	E=6.0		
	 四方向カセット形	3.6kW 以上 10.0kW 未満	E=6.0-0.083 × (A-3.6)		
	四万円カセット形	10.0kW 以上 20.0kW 未満	E=6.0-0.12 × (A-10)		
複数組合せ形のもの		20.0kW 以上 28.0kW 以下	E=5.1-0.060 × (A-20)		
及び下記以外のもの		3.6kW 未満	E=5.1		
	四方向カセット形	3.6kW 以上 10.0kW 未満	E=5.1-0.083 × (A-3.6)		
	以外	10.0kW 以上 20.0kW 未満	E=5.1-0.10 × (A-10)		
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	E=4.3-0.050 × (A-20)		
フェチタノプのナの		10.0kW 未満	E=5.7		
マルチタイプのもの で室内機の運転を個		10.0kW 以上 20.0kW 未満	E=5.7-0.11 × (A-10)		
別制御するもの		20.0kW 以上 40.0kW 未満	E=5.7-0.065 × (A-20)		
كا كا الله الله الله الله الله الله الله		40.0kW 以上 50.4kW 以下	E=4.8-0.040 × (A-40)		
安中継が広署されば	直吹き形	20.0kW 未満	E=4.9		
室内機が床置きでダ   クト接続形のもの及	但以つか	20.0kW 以上 28.0kW 以下	E=4.9		
びこれに類するもの	ダクト形	20.0kW 未満	E=4.7		
ひこれに対するもの	ブンドル	20.0kW 以上 28.0kW 以下	E=4.7		

備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

2 E 及び A は次の数値を表すものとする。

E:基準エネルギー消費効率(単位:通年エネルギー消費効率)

A:冷房能力(単位:kW)

3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第 213 号(平成 21 年 6 月 22 日)の「3 エネルギー消費効率の測定方法(3)」による。

# 10-2 ガスヒートポンプ式冷暖房機

### (1) 品目及び判断の基準等

# ガスヒートポン

### 【判断の基準】

- プ式冷暖房機
- ①成績係数が表に示された区分ごとの数値以上であること。
- ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。

### 【配盧事項】

- ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。
- ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のものとする。
  - 2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に 対する比を示す数値をいう。
  - 3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

### 表 ガスヒートポンプ式冷暖房機に係る成績係数

区分	成績係数の種類	成績係数
JIS 適合機種	期間成績係数(APF)	1. 42
JIS 適合外機種	一次エネルギー換算成績係数 (COP)	1. 15

- 備考) 1 期間成績係数 (APF) の算出方法は、JIS B 8627-1:2006による。
  - 2 一次エネルギー換算成績係数 (COP) の算出方法については次式による。また、定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあっては、それぞれの周波数で測定した数値により 算定した数値のうち小さい方の値とする。

COP=(Cc/(Egc+Eec)+Ch/(Egh+Eeh))/2

COP: 一次エネルギー換算成績係数

Cc : 冷房標準能力(単位: kW)

Egc: 冷房ガス消費量(単位:kW)

Eec: 冷房消費電力(単位: kW)を 1kWh につき 9, 760kJ として 1 次エネルギーに換算した

値(単位:kW)

Ch:暖房標準能力(単位:kW) Egh:暖房ガス消費量(単位:kW)

Eeh:暖房消費電力(単位:kW)を 1kWh につき 9,760kJ として 1 次エネルギーに換算した

値(単位:kW)

- 3 冷房標準能力、冷房ガス消費量、冷房消費電力、暖房標準能力、暖房ガス消費量及び暖 房消費電力については、JIS B 8627-2:2000 又は B 8627-3:2000 の規定する方法により測定 する。
- 4 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

# 10-3 ストーブ

### (1) 品目及び判断の基準等

### ストーブ

### 【判断の基準】

- ○次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ①ガスストーブにあっては、エネルギー消費効率が表 1 に示された区分でとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
  - ②石油ストーブにあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分でとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を下回らないこと。

# 【配慮事項】

- ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な 限り使用されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、 次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。
  - ①開放式のもの
  - ②ガス(都市ガスのうち 13A のガスグループ(ガス事業法施行規則(昭和 45 年通商産業省令第 97 号)第 25 条第 3 項のガスグループをいう。以下同じ。)に属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料とするもの
  - ③半密閉式ガスストーブ
  - ④最大の燃料消費量が 4.0 L/h を超える構造の半密閉式石油ストーブ
  - ⑤最大の燃料消費量が 2.75 L/h を超える構造の密閉式石油ストーブ
  - 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

### 表 1 ガスストーブに係る基準エネルギー消費効率

区	分	基準エネルギー消費効率
密閉式		82. 0

備考) エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第55号(平成18年3月29日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表2において同じ。

表 2 石油ストーブに係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

	区 分	基準エネルギー消費効率
給排気方式	伝熱方式	又はその算定式
	自然対流式	83. 5
密閉式	強制対流式	86. 0
	放射式	69. 0
半密閉式	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が 1.5 L/h 以下のもの	67. 0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費 量が 1.5 L/h を超えるもの	E = -3.0×L+71.5

# 備考) E及びLは、次の数値を表す。

E:基準エネルギー消費効率(単位:%)

L:最大燃料消費量(単位:L/h)

### 11. 温水器等

### 11-1 電気給湯器

### (1) 品目及び判断の基準等

# ヒートポンプ式 電気給湯器

### 【判断の基準】

- ①家庭用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
- ②業務用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、成績係数が3.50以上であること。
- ③冷媒にフロン類が使用されていないこと。

# 【配慮事項】

- ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されているこ と
- ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 暖房の用に供することができるものは、本項の判断の基準の対象とする「家庭用ヒートポンプ式電気給湯器」に含まれないものとする。
  - 2 業務用ヒートポンプ式電気給湯器の成績係数の算出方法は、次式による。

成績係数(COP) = 定格加熱能力/定格消費電力

定格加熱能力:ヒートポンプユニットが別表に規定された定格加熱条件で運転した

時に、循環する湯水に与えられる熱量。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その熱量も加えたものとする(単位:

kW)

定格消費電力:ヒートポンプユニットが別表に規定された定格加熱条件で運転した

時に、消費する電力の合計。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシスティの提合は、その消費電力も加えたものとまる(単位・以外)

ステムの場合は、その消費電力も加えたものとする(単位:kW)

### 別表 定格加熱条件

項目	定格加熱条件(単位:℃)
外気温度(DB/WB)	16/12
給水温度	17
出湯温度	65

給水温度:ヒートポンプ式給湯器に供給される市水温度(単位:°C)

出湯温度:ヒートポンプユニットの出口温度(単位:℃)

- 3 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年 法律第 64 号)第 2 条第 1 項に定める物質をいう。
- 4 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に 対する比を示す数値をいう。
- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を

再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

- 6 判断の基準③は、業務用ヒートポンプ式電気給湯器については適用しないものとする。 ただし、冷媒にオゾン層を破壊する物質は使用されていないこととする。
- 7 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器の判断の基準①については、平成27年度の1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成25年2月5日閣議決定)のヒートポンプ式電気給湯器に係る判断の基準①を満たすことをもって特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器に係る基準エネルギー消費効率

想定世帯	貯湯容量	仕様	保温機能	貯湯缶数	基準エネルギー 消費効率
		寒冷地仕様 以外のもの	有	一缶	2.8
			19	多缶	2.4
			無	一缶	3.0
	   240リットル未満		<del>////</del>	多缶	2.6
	240リットル本画		有	一缶	2.3
		寒冷地仕様	79	多缶	2.0
		本中地工作	無	一缶	2.6
			<del>////</del>	多缶	2.3
			有	一缶	2.8
		寒冷地仕様	79	多缶	2.8
		以外のもの	無	一缶	3.2
	240リットル以上		<del>////</del>	多缶	2.8
	320リットル未満		有	一缶	2.3
		寒冷地仕様	Ħ	多缶	2.0
		本用地口採	無	一缶	2.7
標準		<del></del>	<del>////</del>	多缶	2.3
(4人世帯)	320リットル以上 550リットル未満		有	一缶	3.3
		寒冷地仕様以外のもの無無	H	多缶	2.8
			<del>111</del>	一缶	3.2
			<del>////</del>	多缶	2.8
		寒冷地仕様 無	有	一缶	2.7
				多缶	2.3
			<del>1111</del>	一缶	2.7
			多缶	2.3	
			有	一缶	2.9
		寒冷地仕様	Ħ	多缶	2.5
		以外のもの	無	一缶	2.9
	550リットル以上		<del>////</del>	多缶	2.5
	550 7 7 1778工		有	一缶	2.4
		寒冷地仕様	行	多缶	2.1
		冬川地山Ж	無	一缶	2.5
			<del>////</del>	多缶	2.2
		寒冷地仕様	有		2.4
少人数	_	以外のもの	無	] _	2.8
(2人世帯)	_	寒冷地仕様	有	_	2.0
		<b>参</b>	無		2.4

備考) 1 「貯湯容量」とは、JIS C 9220 に規定する湯水を貯蔵できるタンクの容量をいう。

- 2 「寒冷地仕様」とは、JIS C 9220 に規定する冬の寒さが厳しい地域での使用を想定した 仕様をいう。
- 3 「保温機能」とは、ふろの湯を循環加温する機能をいう。

# 11-2 ガス温水機器

### (1) 品目及び判断の基準等

# ガス温水機器 【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあるこ

- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。
  - ①貯蔵式湯沸器

ہ ع

- ②業務の用に供するために製造されたもの
- ③ガス(都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料とするもの
- ④浴室内に設置する構造のガスふろがまであって、不完全燃焼を防止する機能を有する もの
- ⑤給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふろがま
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

### 表 ガス温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー	
ガス温水機器 の種別	通気方式	循環方式	給排気方式	消費効率
			開放式	83. 5
ガラ照問温滞聖	自然通気式		開放式以外のもの	78. 0
ガス瞬間湯沸器	強制通気式	屋外式以外のもの	80. 0	
			屋外式	82. 0
			半密閉式又は密閉式(給排気部が 外壁を貫通する位置が半密閉式 と同程度の高さのもの)	75. 5
ガスふろがま(給湯付のもの以外)	自然通気式	自然循環式	密閉式(給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高 さのもの以外)	71.0
			屋外式	76. 4

	<b>没知语与于</b>	自然循環式		70. 8
	強制通気式	強制循環式		77. 0
ガスふろがま(給 湯付のもの)	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式(給排気部が 外壁を貫通する位置が半密閉式 と同程度の高さのもの)	78. 0
			密閉式(給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外)	77. 0
			屋外式	78. 9
	自然循環式 強制通気式 強制循環式	自然循環式		76. 1
		3分生10年1四十	屋外式以外のもの	78. 8
		)	屋外式	80. 4
ガス暖房機器(給 湯付のもの以外)				83. 4
ガス暖房機器 (給 湯付のもの)				83. 0

備考) エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく 経済産業省告示第57号(平成18年3月29日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

## 11-3 石油温水機器

### (1) 品目及び判断の基準等

# 石油温水機器

### 【判断の基準】

〇エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費 効率を下回らないこと。

# 【配慮事項】

- ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な 限り使用されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「石油温水機器」に含まれないものとする。
  - ①ポット式バーナー付きふろがま
  - ②業務の用に供するために製造されたもの
  - ③薪材を燃焼させる構造を有するもの
  - ④ゲージ圧力 0.1MPa を超える温水ボイラー
  - 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

### 表 石油温水機器に係る基準エネルギー消費効率

	区 分		
用途	加熱形態	給排気方式 又は制御方式	基準エネルギー消費効率
	瞬間形		86.0
給湯用のもの	貯湯式であって急速加熱形の もの		87. 0
	貯湯式であって急速加熱形以 外のもの		85. 0
		開放形	85. 3
		半密閉式	79. 4
		密閉式	82. 1
暖房用のもの	財湯式でめって急速加熱形の もの	オンーオフ制御	87. 0
		オンーオフ制御以外 のもの	82. 0
	貯湯式であって急速加熱形以 外のもの		84. 0
浴用のもの	伝熱筒のあるもの		75. 0
が出るのの	伝熱筒のないもの		61.0

- 備考) 1 「給湯用のもの」とは、主として給湯用に供するものをいい、暖房用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
  - 2 「暖房用のもの」とは、主として暖房用に供するものをいい、給湯用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。
  - 3 「浴用のもの」とは、主として浴用に供するものをいい、給湯用又は暖房用に供するための機能が付随するものを含む。
  - 4 「急速加熱形のもの」とは、加熱時間 (JIS S3031 に規定する加熱速度の測定方法により 測定した時間をいう。) が 200 秒以内のものをいう。
  - 5 「伝熱筒」とは、貯湯部を貫通する煙道をいう。
  - 6 「オンーオフ制御」とは、制御が点火又は消火に限り行われるものをいう。
  - 7 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第58号(平成18年3月29日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

# 11-4 ガス調理機器

### (1) 品目及び判断の基準等

### ガス調理機器

#### 【判断の基準】

- 〇次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ①こんろ部にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ご との基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
  - ②グリル部にあっては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ご との基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネ ルギー消費効率を上回らないこと。
  - ③オーブン部にあっては、エネルギー消費効率が表3に示された区分 ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エ ネルギー消費効率を上回らないこと。

### 【配慮事項】

- ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な 限り使用されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。
  - ①業務の用に供するために製造されたもの
  - ②ガス(都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。)を燃料とするもの
  - ③ガスグリル
  - ④ガスクッキングテーブル
  - ⑤ガス炊飯器
  - ⑥カセットこんろ
  - 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品 を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除 く。)。

表 1 ガス調理機器のこんろ部に係る基準エネルギー消費効率

	区 分		こんろ部
ガス調理機器の種別	設置形態	バーナーの数	基準エネルギー消費効率
ガスこんろ	卓上形		51.0
ガスこんつ	組込形		48. 5
	卓   形	2 口以下	56. 3
		3 口以上	52. 4
ガスグリル付こんろ	組入形	2 口以下	53. 0
		3 口以上	55. 6
	キャビネット形又は据置形		49. 7
ガスレンジ			48. 4

- 備考) 1 「ガスレンジ」とは、ガスオーブンとガスこんろを組み合わせたものをいう。
  - 2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。
  - 3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。
  - 4 「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。
  - 5 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。
  - 6 こんろ部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省平成 18 年 3 月告示第 56 号の「3 エネルギー消費効率の測定方法(1)」による。

表 2 ガス調理機器のグリル部に係る基準エネルギー消費効率算定式

区	分	グリル部
燃焼方式	調理方式	基準エネルギー消費効率の算定式
上面焼き	水あり	E=25. 1Vg+123
片面焼き	水なし	E=25. 1Vg+16. 4
	水あり	E=12. 5Vg+172
両面焼き	水なし	E=12. 5Vg+101

備考) 1 E及びVgは、次の数値を表すものとする。

E:グリル部基準エネルギー消費効率(単位:Wh)

Vg:庫内容積(単位:L)

- 2 「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のものをいう。
- 3 「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のものをいう。
- 4 「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のものをいう。
- 5 「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のものをいう。
- 6 「庫内容積」とは、焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小数点以下2桁で四捨五入した数値をいう。
- 7 グリル部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省平成 18 年 3 月告示第 56 号の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表3 ガス調理機器のオーブン部 (ガスオーブンを含む) に係る基準エネルギー消費効率算定式

設置状態	オーブン部 基準エネルギー消費効率の算定式
卓上又は据置形	E=18. 6Vo+306
組込形	E=18. 6Vo+83. 3

備考) 1 E及びVoは、次の数値を表すものとする。

E:オーブン部基準エネルギー消費効率(単位:Wh)

Vo:庫内容積(単位:L)

2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。

3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。

4 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。

5 「庫内容積」とは、庫内底面積に庫内高さを乗じた数値を小数点以下 2 桁で四捨五入し た数値をいう。

6 オーブン部のエネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に 関する法律に基づく経済産業省平成 18 年3月告示第 56 号の「3エネルギー消費効率の測 定方法(2)」による。

# 12. 照明

### 12-1 照明器具

### (1) 品目及び判断の基準等

### 蛍光灯照明器具

### 【判断の基準】

- ①次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ア. 使用用途が施設用又は卓上スタンド用にあっては、エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
  - イ. 使用用途が家庭用にあっては、エネルギー消費効率が表 1 に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に 127/100 を乗じて小数点以下 1 桁未満の端数を切り上げた数値を下回らないこと。
- ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質 の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。

### 【配慮事項】

- ①初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。
- ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものである こと。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

### LED 照明器具

### 【判断の基準】

- ①固有エネルギー消費効率が表2に示された基準を満たすこと。
- ②演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Raが70以上であること。
- ③LED モジュール寿命は 40.000 時間以上であること。
- ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。

### 【配慮事項】

- ①初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。
- ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされて いること。
- ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものである こと。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

# LED を光源とし

# た内照式表示灯

### 【判断の基準】

- ①定格寿命は30,000時間以上であること。
- ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質 の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。

### 【配盧事項】

- ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされて いること。
- ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものである こと。
- ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「蛍光灯照明器具」に 含まれないものとする。
  - ①防爆型のもの
  - ②耐熱型のもの
  - ③防じん構造のもの
  - 4)耐食型のもの
  - ⑤車両その他の輸送機関用に設計されたもの
  - ⑥40 形未満の蛍光ランプを使用するものであって、壁掛け形又は施設用つり下げ形若しくはじか付け形のもの
  - ⑦鉱工業用機械用に設計されたもの
  - ⑧家具用に設計されたもの
  - ⑨さし込み口金及び蛍光ランプ用安定器が構造上一体となったもの
  - ⑩蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの
  - 2 G23 口金に対応する安定器内蔵コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンドについては、蛍光灯照明器具に係る判断の基準②を満たすことで特定調達物品等とみなすこととする。
  - 3 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
  - 4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
  - 5 本項の「LED 照明器具」とは、照明用白色 LED を用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形、壁付け形及び卓上スタンドとして使用する器具とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有する LED ランプを装着できる照明器具のうち、口金を経て LED ランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。
  - 6 本項の LED 照明器具の「LED 照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る 全光束を定格消費電力で割った値とする(定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を

設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。)。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

- 7 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801(一般照明用光源の測光方法)及び JIS C 8152-2(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法一第2部:LED モジュール及び LED ライトエンジン)に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
- 8 本項の LED 照明器具の「ダウンライト」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。
- 9 本項の LED 照明器具の「高天井器具」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される 天井灯のうち、定格光束 12,000lm 以上のものをいう。
- 10 本項の LED 照明器具の「LED モジュール寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3 (照明用白色発光ダイオード (LED) の測光方法一第3部:光束維持率の測定方法)に準ずるものとする。
- 1 1 LED 照明器具の全光束測定方法については、JIS C 8105-5:2011 (照明器具一第5部: 配光測定方法)に準ずるものとする。
- 12 本項の「LEDを光源とした内照式表示灯」とは、内蔵する LED 光源によって文字等を 照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。
- 13 本項の LED を光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 50% まで減衰するまでの時間とする。
- 14 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 15 調達を行う各機関は、安全管理・品質管理が十分なされたものを、比較検討の上、選択するよう留意すること。
- 16 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1 蛍光灯器具に係る基準エネルギー消費効率

		区分	基準エネルギー
使用用途	蛍光ランプの形状	蛍光ランプの大きさ	消費効率
	直管形のもの又はコ ンパクト形のものの	蛍光ランプの大きさの区分が 86 以上の蛍光ランプを使用するもの	100.8
施設用	うち2本管形のもの	蛍光ランプの大きさの区分が 86 未満の蛍光ランプを使用するもの	100.5
	コンパクト形のもの のうち 2 本管形以外 の		61.6
	環形のもの又は直管	使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が 70以上のもの(蛍光ランプの大きさの区分が 20 の直管形蛍光ランプを使用するものを除く)	91.6
家庭用	球形のもの又は直管形のもの	使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が 70 未満のもの又は蛍光ランプの大きさ区分の 総和が 70 以上のものであって蛍光ランプの大 きさが 20 の直管形蛍光ランプを使用するもの	78.1
卓上スタ ンド用	直管形のもの又はコ ンパクト形のもの		70.8

- 備考)1 「蛍光ランプの大きさの区分」とは、直管形蛍光ランプのうち、高周波点灯専用形蛍光ランプにあっては JIS C 7617-2(片口金蛍光ランプー第2部:性能仕様)の 2.3.1 に規定する 定格ランプ電力をいい、それ以外のものにあっては JIS C 7617-2 の 2.3.1 に規定する大きさの区分をいい、コンパクト形蛍光ランプ又は環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあっては JIS C 7618-2 の 2.3.1 に規定する定格ランプ電力をいい、環形高周波点灯専用形蛍光ランプ 以外の環形蛍光ランプにあっては JIS C 7618-2 の 2.3.1 に規定する定格ランプ電力又は大き さの区分をいう。また、これらの規格に規定のない蛍光ランプにあっては定格ランプ電力の 数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光ランプのうち高出力点灯するものにあって は、高出力点灯時のランプ電力の数値とする。
  - 2 エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済 産業省告示第54号(平成22年3月19日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

表 2 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準

光 源 色	固有エネルギー消費効率
昼 光 色	
昼 白 色	110lm/W以上
白 色	
温 白 色	75lm/W以上
電 球 色	/5川////以上

- 備考) 1 「光源色」は、JIS Z 9112 (蛍光ランプ・LED の光源色及び演色性による区分) に規定する光源色の区分に準ずるものとする。
  - 2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED 照明器 具」に含まれないものとする。
  - 3 ダウンライトのうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色であって、かつ器具埋込穴寸法が 300mm 以下のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 85lm/W 以上とする。
  - 4 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー 消費効率の基準を 100lm/W 以上とする。

# 12-2 ランプ

## (1) 品目及び判断の基準等

### 蛍光ランプ

(大きさの区分 40 形直管蛍光ラ ンプ)

### 【判断の基準】

- 〇次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ①高周波点灯専用形(Hf)である場合は、次の基準を満たすこと。
    - ア. エネルギー消費効率が、ランプ効率で 100lm/W 以上であること。
    - イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。
    - ウ. 管径は 25.5 (±1.2) mm 以下であること。
    - エ. 水銀封入量は製品平均 5mg 以下であること。
    - オ. 定格寿命は 10,000 時間以上であること。
  - ②ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。
    - ア. エネルギー消費効率が、ランプ効率で 85lm/W 以上であること。
    - イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。
    - ウ. 管径は32.5 (±1.5) mm 以下であること。
    - エ. 水銀封入量は製品平均 5mg 以下であること。
    - オ. 定格寿命は 10,000 時間以上であること。

### 【配慮事項】

○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易 さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

# 電球形状のランプ

### 【判断の基準】

- ○次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ①電球形 LED ランプである場合は、次の基準を満たすこと。
    - ア. ランプ効率が表 1 に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが 90 度未満の反射形タイプの場合は、ランプ効率が 50lm/W 以上であること。
    - イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。
    - ウ. 定格寿命は 40,000 時間以上であること。ただし、ビーム開きが 90 度未満の反射形タイプの場合は、30,000 時間以上であること。
  - ②電球形蛍光ランプである場合は、次の基準を満たすこと。
    - ア. エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
    - イ. 水銀封入量は製品平均 4mg 以下であること。
    - ウ. 定格寿命は 6,000 時間以上であること。
  - ③上記①、②以外の電球形状のランプである場合は、次の基準を満たすこと。
    - ア. ランプ効率が 50lm/W 以上であること。
    - イ、定格寿命は6.000時間以上であること。

# 【配慮事項】

○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易 さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「電球形 LED ランプ」又は「電球形蛍光ランプ」は、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプとする。ただし、人感センサ、非常用照明(直流電源回路)等は除く。
  - 2 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801(一般照明用光源の測光方法)に規定 する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
  - 3 「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光ランプ・LED の光源色及び演色性による区分)に規定 する光源色の区分に準ずるものとする。
  - 4 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「蛍光ランプ」及び「電球形状のランプ」に含まれないものとする。
  - 5 本項の「電球形 LED ランプ」とは、一般照明として使用する白色 LED 使用の電球形状のランプとする。
  - 6 本項の電球形 LED ランプの「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰する までの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3(照明用白色発光ダイオード(LED) の測光方法一第3部:光束維持率の測定方法)に準ずるものとする。
  - 7 本項の電球形蛍光ランプの「定格寿命」とは、ランプが点灯しなくなるまでの総点灯時間又は全光束が初期値の 60%に下がるまでの総点灯時間のいずれか短いものとする。また、その測定方法は、JIS C 7620-2(一般照明用電球形蛍光ランプー第2部:性能仕様)の定格寿命に準ずるものとする。
  - 8 調達を行う各機関は、非常用照明器具用のランプを調達する場合、器具の適合条件を十 分確認すること。

### 表 1 電球形LEDランプに係るランプ効率の基準

光 源 色	ランプ効率
昼 光 色	
昼 白 色	80lm/W以上
白 色	
温白色	70lm/W以上
電 球 色	701111/77以以上

備考) 調光・調色対応の電球形 LED ランプについては、表 1 の光源色別の区分のランプ効率の基準から 5lm/W を差し引いた値とする。なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

表2 電球形蛍光ランプに係る基準エネルギー消費効率

	区	分	基準エネルギー
蛍光ランプの 大きさの区分	蛍光ランプの光源色	蛍光ランプの形状	消費効率
	電 球 色		60.6
10	昼 白 色		58.1
	昼 光 色		55.0
	電 球 色		67.5
15	昼 白 色		65.0
	昼 光 色		60.8
	電 球 色	蛍光ランプが露出しているもの	72.4
	电	蛍光ランプが露出していないもの	69.1
25	昼 白 色	蛍光ランプが露出しているもの	69.5
25		蛍光ランプが露出していないもの	66.4
	昼光色	蛍光ランプが露出しているもの	65.2
	坐 兀 巴	蛍光ランプが露出していないもの	62.3

- 備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電球形蛍光ランプ」に は含まれないものとする。
  - ①蛍光ランプに反射鏡を有する構造のもの
  - ②光束を調節する機能を有するもの
  - ③鶏舎用に設計されたもの
  - ④蛍光ランプが分離できるもの
  - ⑤蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの
  - 2 「蛍光ランプの大きさの区分」とは、JIS C 7620-2 に規定する大きさの区分をいう。
  - 3 エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済 産業省告示第54号(平成22年3月19日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

# 13. 自動車等

# 13-1 自動車

(1) 品目及び判断の基準等

「兵庫県公用車に係る低公害車等導入指針」による。

# 13-2 ITS対応車載器

# (1) 品目及び判断の基準等

ETC対応車 載器	【判断の基準】 〇ノンストップ自動料金支払いシステム(ETC)に対応し、自動車に取り付け、有料道路の料金所に設置されたアンテナとの間で無線通信により車両や通行料金等に関する情報のやり取りを行う装置であること。
カーナビゲーションシステム	【判断の基準】 〇走行中の自動車の運転者に対して、次に示す情報を、車載の画面に表示あるいは音声により案内して、知らせる機能が搭載されていること。 ①走行中の自動車の現在位置・進行方向 ②周辺の道路交通状況に関する現在情報

# 13-3 タイヤ

# (1) 品目及び判断の基準等

(1) HR 200 11 H 10 2 1 3	
乗用車用タイヤ	【判断の基準】
	①転がり抵抗係数が9.0以下であること。
	②スパイクタイヤでないこと。
	【配慮事項】
	①製品の長寿命化に配慮されていること。
	②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。
	③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ
	及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
	<ul><li>④包装材の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</li></ul>

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ(スタッドレスタイヤを除く。)であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。
  - 2 「転がり抵抗係数」の試験方法は、JIS D 4234 による。
  - 3 判断の基準①については、EU規則「Wet Grip グレーディング試験法(案)」により測定されたウェットグリップ性能が 110 以上であるタイヤとする。
  - 4 判断の基準②は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するともに、生活環境を保全するという「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」 (平成2年法律第55号)の趣旨を踏まえたものである。

# 13-4 エンジン油

# (1) 品目及び判断の基準等

# 2 サイクルエン

## 【判断の基準】

- ジン油
- ①生分解度が28日以内で60%以上であること。
- ②魚類による急性毒性試験の96時間LC50値が100mg/I以上であること。

# 【配慮事項】

- ①製品の容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ③包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考) 1 生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d window を適用しない。
  - ※OECD (経済協力開発機構) 化学品テストガイドライン
    - · 301B (CO, 発生試験)
    - 301C (修正 MITI(I)試験)
    - 301F (Manometric Respirometry 試験)
  - ※ASTM (アメリカ材料試験協会)
    - ・D5864 (潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法)
    - D6731 (密閉 respirometer 中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好気的生分解 度を決定する標準試験法)
  - 2 魚類の急性毒性試験方法は、次のいずれかの方法とする。
    - ※JIS (日本工業規格)
      - ·K 0102 (工場排水試験方法)
      - ・K 0420-71 シリーズ (10、20、30)

(水質-淡水魚 [ゼブラフィッシュ(真骨類, コイ科)] に対する化学物質の急性毒性の測定-第1部:止水法、第2部:半止水法、第3部:流水法)

- ※OECD (経済協力開発機構)
  - 203 (魚類急性毒性試験)

なお、難水溶性の製品は、ASTM D6081(水環境中における潤滑油の毒性試験のための標準実施法: サンプル準備及び結果解釈) の方法などを参考に調製された WAF(水適 応性画分)や WSF(水溶解性画分)を試料として使ってもよい。この場合、96 時間  $LL_{50}$  値が 100 mg/l 以上であること。

# 14. 消火器

(1) 品目及び判断の基準等

#### 消火器

#### 【判断の基準】

- ①消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。
- ②製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。

#### 【配盧事項】

- ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能 な限り使用されていること。
- ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考)1 本項の判断基準の対象とする「消火器」は、粉末(ABC)消火器(「消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年9月17日自治省令第27号)」による粉末消火器であって、A火災、B火災及び電気火災の全てに適用するものをいい、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空用消火器は含まない。)とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。
  - 2 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収システム」については、次のア及びイを満たすこと。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に廃消火器を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。) するルート(製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等) を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。

- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 3 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

# 15. 制服 • 作業服

# (1) 品目及び判断の基準等

#### 制服

### 【判断の基準】

#### 作業服

- ①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ア. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。
  - イ. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。
- ②使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、植物を原料とする 合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこ と。
  - ア. 植物を原料とする生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
  - イ. 植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること
  - ウ. 植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

#### 【配盧事項】

- ①製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。
- ②再生PET樹脂から得られるポリエステル又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

#### 帽子

#### 【判断の基準】

- 〇使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量 比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占 めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から 得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、か つ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。
  - ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量 比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再 使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。

# 【配慮事項】

- ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ②再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
  - 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。))、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維若しくは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

- 3 「生分解性」とは、生分解性試験(OECD 301C、JIS K 6950、JIS K 6951、JIS K 6953、 JIS K 6955 等。試験期間は各試験法が定める期間)において 60%以上の生分解度を示す性 能をいう。また、「非生分解性」とは生分解性でない性能をいう。
- 4 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リンター等)を再生した繊維をいう。
- 5 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解 し再生した繊維をいう。
- 6 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要 件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は提供されていること。

- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 7 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境 負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 8 調達を行う各機関は、クリーニング等を行う場合には、次の事項に十分留意すること。
  - ア. クリーニングに係る判断の基準(クリーニング参照)を満たす事業者を選択すること。
  - イ. JIS L 0217 (繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法) に基づく表示を十分確認すること。

- 16. インテリア・寝装寝具
- 16-1 カーテン等
- (1) 品目及び判断の基準等

#### カーテン

#### 【判断の基準】

# 布製ブラインド

- 〇使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維 又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいず れかの要件を満たすこと。
  - ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量 比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占 めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から 得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、か つ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。
  - ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量 比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再 使用又は再生利用のためのシステムがあること。
  - ③植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。
  - ④植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

## 【配慮事項】

- ①臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。
- ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ③再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

# 金属製ブライン ド

# 【判断の基準】

〇日射反射率が表に示された数値以上であること。

# 【配慮事項】

- ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
  - 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からフック、ランナー、ブラケット、縫糸等 の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。))植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの

の重量」に含めてよい。

- 3 「生分解性」とは、生分解性試験(OECD 301C、JIS K 6950、JIS K 6951、JIS K 6953、 JIS K 6955 等。試験期間は各試験法が定める期間)において 60%以上の生分解度を示す性 能をいう。また、「非生分解性」とは生分解性でない性能をいう。
- 4 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境 負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 5 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要 件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は 提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

- ウ.回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 6 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リンター等)を再生した繊維をいう。
- 7 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 8 日射反射率の測定及び算出方法は、JIS R 3106、明度 L\*の測定及び算出方法は、JIS Z 8781-4 にそれぞれ準ずるものとする。
- 9 調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。

# 表 日射反射率の基準

明度 L*値	日射反射率(%)
70.0 以下	40.0
70.0 超 80.0 以下	50.0
80.0 超	60.0

# 16-2 カーペット

# (1) 品目及び判断の基準等

(1) ## # 20 13#14	
タフテッドカー	【判断の基準】
ペット	○未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材
	料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。
タイルカーペッ	
<b> </b>	【配慮事項】
·	①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあるこ
   織じゅうたん	ے ۔
<b>神成 ひ 19 ブ 7 1 2 7 0</b>	②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ
	及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
ニードルパンチ	【判断の基準】
ユートルハファ   カーペット	【刊断の基準】   〇次のいずれかの要件を満たすこと。
カーベット	
	①未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生
	材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。
	②植物を原料とする合成繊維を使用した製品については次のいずれか
	の要件を満たすこと。
	アー植物を原料とする生分解性の合成繊維又はプラスチックであっ
	て環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で25%以
	上使用されていること。
	イ. 植物を原料とする非生分解性の合成繊維又はプラスチックであ
	って環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比で
	25%以上使用されていること。
	ウ. 植物を原料とする非生分解性の合成繊維又はプラスチックであ
	って環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比で
	10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使
	用又は再生利用のためのシステムがあること。
	【配慮事項】
	①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあるこ
	المراق ا
	- ○   ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ
	及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
	人 5 元 木 門 マ 天 門 内 内 内 内 内 内 内 内 内 内 内 内 内 内 内 内 内 内

- 備考) 1 「製品全体重量」とは、繊維部分重量に樹脂部分及び無機質等を加えた製品全体の重量 をいう。
  - 2 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リンター等)を再生した繊維をいう。
  - 3 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
  - 4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
  - 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
  - 6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造 工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、

原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

- 7「生分解性」とは、生分解性試験(OECD 301C、JIS K 6950、JIS K 6951、JIS K 6953、 JIS K 6955 等。試験期間は各試験法が定める期間)において 60%以上の生分解度を示す性 能をいう。また、「非生分解性」とは生分解性でない性能をいう。
- 8 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境 負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 9 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要 件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は 提供されていること。

- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

# 16-3 毛布等

# (1) 品目及び判断の基準等

# 毛布 【判断の基準】 ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維 を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量 比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占 めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から 得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、か つ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量 比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再 使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 【配盧事項】 ①製品使用後に回収又は再生利用のシステムがあること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能 な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ふとん 【判断の基準】 〇次のいずれかの要件を満たすこと。 ①ふとん側地又は詰物に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)の うち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれか の要件を満たすこと。 ア. 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又 は詰物の繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。た だし、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量に占めるポリエス テル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポ リエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されて いること。 イ. 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又 は詰物の繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、か つ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるため のシステムがあること。 ②使用済ふとんの詰物を適正に洗浄、殺菌等の処理を行い、再使用し た詰物が詰物の全体重量比で80%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあるこ ②再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能 な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。

備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの

時の負荷低減に配慮されていること。

③製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄

をいう。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。))を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

- 3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リンター等)を再生した繊維をいう。
- 4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分 解し再生した繊維をいう。
- 5 ふとんの判断の基準の「詰物」とは、綿、羊毛、羽毛、合成繊維等のふとんに充てんされているものをいう。
- 6 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要 件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は 提供されていること。

- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 7 調達を行う各機関は、クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断の基準を 満たす事業者を選択するよう十分留意すること。

## 16-4 ベッド

# (1) 品目及び判断の基準等

# ベッドフレーム

#### 【判断の基準】

- ○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②ア、紙が含まれる場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。
  - ①再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。
  - ②次の要件を満たすこと。
    - ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
    - イ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m²h以下又はこれと同等のものであること。
  - ③次の要件を満たすこと。
    - ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。
    - イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

## 【配慮事項】

- ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
- ②材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木(間 伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除 く。) は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもので あること。
- ③材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及 び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

#### マットレス

#### 【判断の基準】

- ①詰物に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル 繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のい ずれかの要件を満たすこと。
  - ア. ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。
  - イ. 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。
- ②フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であること。
- ③材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。
- ④ウレタンフォームの発泡剤にフロン類が使用されていないこと。

# 【配慮事項】

- ①修理が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、 分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされ ていること。
- ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 備考) 1 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては、本項の判断 の基準の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。
  - 2 高度医療に用いるもの(手術台、ICU ベッド等)については、本項の判断の基準の対象 とする「マットレス」に含まれないものとする。
  - 3 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年 法律第 64 号)第 2 条第 1 項に定める物質をいう。
  - 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
  - 5 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
  - 6 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

- 7 放散速度が 0.02mg/m<sup>2</sup> h 以下と同等のものとは、次によるものとする。
  - ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散 量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。JIS S 1102 に適合する住宅用普通ベッドは、本基準を満たす。
  - イ. 上記 ア. 以外の木質材料については、JIS A 1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7ma/L

8 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境 負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

- 9 「フェルト」とは、綿状にした繊維材料をニードルパンチ加工によりシート状に成形したものをいう(ただし、熱可塑性素材又は接着剤による結合方法を併用したものを除く。)。
- 10 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リンター等)を再生した繊維をいう。
- 1 1 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に 分解し再生した繊維をいう。
- 12 ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質 又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラス チック、木質又は紙を使用していないものは、本項の判断の基準の対象とする品目に含まれないものとする。
- 13 ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それ ぞれの部分が上記の基準を満たすこと。
- 14 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

# 17. 作業手袋

# (1) 品目及び判断の基準等

# 作業手袋

#### 【判断の基準】

- 〇次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。
  - ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。

# 【配盧事項】

- ①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること (すべり止め塗布加工部分を除く。)。
- ②漂白剤を使用していないこと。
- 備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
  - 2 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
  - 3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リンター等)を再生した繊維をいう。
  - 4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

- 18. その他繊維製品
- 18-1 テント・シート類
- (1) 品目及び判断の基準等

# 集会用テント 【判断の基準】 ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維 を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量 比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占 めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から 得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、か つ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量 比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再 使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 【配盧事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあるこ ہ طے ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 【判断の基準】 ブルーシート 〇使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエチレン繊維 を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重 量比で50%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ

備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からポール、ファスナ、金属部品等の付属品 の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。))を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

- 3 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 4 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要 件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は 提供されていること。

- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

# 18-2 防球ネット

# (1) 品目及び判断の基準等

#### 防球ネット

#### 【判断の基準】

- 〇使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維、 ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品に ついては、次の要件を満たすこと。
  - ①ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件 を満たすこと。
    - ア. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。
    - イ. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体 重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収 及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。
  - ②ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。
  - ③植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。

## 【配慮事項】

- ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ②製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄 時の負荷低減に配慮されていること。
- 備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
  - 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。))、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維若しくは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

- 3 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 4 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境 負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 5 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要

件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は 提供されていること。

- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

(1) 品目及び判断の基準等

旗

#### 【判断の基準】

のぼり

幕

①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維 を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。

- ア、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重 量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に 占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂か ら得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、 かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。
- イ.再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重 量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び 再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。
- ②植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料と する合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部 分全体重量比で25%以上使用されていること。

# 【配慮事項】

- ①臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。
- ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあるこ
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「幕」とは、横断幕又は懸垂幕をいう。
  - 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの をいう。
  - 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から棹、金属部品等の付属品の重量を除いた ものをいう。

なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは 一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再 生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。))、 植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリ エステル繊維若しくは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認された ものの重量」に含めてよい。

- 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境 負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要 件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し、又は他の 者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)す るルート(製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収 等)を構築していること。
- イ、回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのい ずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は

提供されていること。

- ウ. 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

# 18-4 モップ

# (1) 品目及び判断の基準等

#### モップ

#### 【判断の基準】

- 〇次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ①未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。
  - ②未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。

# 【配盧事項】

- ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 備考) 1 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から柄、取っ手、金属部品等の付属品の重量 を除いたものをいう。

なお、再生プラスチックを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「未利用 繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量」に含めてよい。

- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リンター等)を再生した繊維をいう。
- 4 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 5 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分 解し再生した繊維をいう。
- 6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造 工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、 原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 7 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は 提供されていること。

- ウ.回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

# 19. 設備

# (1) 品目及び判断の基準等

# 太陽光発電システム(公共・産業用)

# 【判断の基準】

- ①太陽電池モジュールのセル実効変換効率が表に示された区分ごとの 基準変換効率を下回らないこと。
- ②太陽電池モジュール及び周辺機器について、別表1に示された項目について、情報が開示され容易に確認できること。
- ③発電電力量等が確認できるものであること。
- ④太陽電池モジュールの出力については、公称最大出力の80%以上を最低10年間維持できるように設計・製造されていること。
- ⑤パワーコンディショナについては、定格負荷効率及び2分の1負荷時の部分負荷効率について、出荷時の効率の90%以上を5年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。
- ⑥太陽電池モジュールについては、エネルギーペイバックタイムが3 年以内であること。

# 【配慮事項】

- ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
- ②来庁者の多い施設等に設置するものにあっては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムであること。
- ③特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること。
- ④太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金 を使用する製品では、アルミニウム二次地金(再生地金)を原材料 の一部として使用している合金を用いること。
- ⑤鉛はんだを使用していないこと。

# 太陽熱利用システム(公共・産業用)

#### 【判断の基準】

- ①日射量が20,930kJ/(㎡・日)かつ集熱媒体平均温度から気温を差し引いた値が10Kである時、集熱量が8,372 kJ/(㎡・日)以上であること。
- ②集熱器及び周辺機器について、別表2に示された項目が、ウエブサイト等で容易に確認できること。

#### 【配盧事項】

- ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
- ②集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされ ていること。
- ③外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、 アルミニウム二次地金(再生地金)を原材料の一部として使用して いる合金を用いること。
- 4)鉛はんだを使用していないこと。
- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「太陽光発電システム」は、商用電源の代替として、10kW 以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用の

システムをいう。

- 2 本項の判断の基準の対象とする「太陽熱利用システム」は、給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムをいう。
- 3 「太陽電池モジュールのセル実効変換効率」とは、JIS C 8960 において定められた実効変換効率を基に、モジュール化後のセル実効変換効率をいい、次式により算出する。

セル実効変換効率=モジュールの公称最大出力/(太陽電池セルの合計面積×放射照度)

太陽電池セルの合計面積=1セルの全面積×1モジュールのセル数

放射照度=1000W/m3

1 セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系、化合物系のセル全面積には集積部を含まない。

- 4 「定格負荷効率」「部分負荷効率」は JIS C 8961 に準拠して算出するものとする。
- 5 「集熱量」は JIS A 4112 に準拠して算出するものとする。JIS A 4122 で規定される「太陽集熱器」に適合する太陽熱利用システムは、本基準を満たす。
- 6 太陽電池モジュールの設計適格性確認及び形式認定については JIS C 8990 又は JIS C 8991 に準拠するものとする。
- 7 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
  - ア. 発電量又は集熱量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した別表1又は2 の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。
  - イ. 調達にあたっては、発電又は集熱にかかる機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置 に当たっては架台の部分が過剰に大きくなることを避けること。
  - ウ. 太陽光発電システムの導入にあたっては、太陽電池の特性を十分勘案した上で設置条件・方法を検討すること。なお、薄膜系太陽電池にあっては、設置事業者側に適切な設計体制が整っていること等、環境負荷低減効果を十分確認すること。
  - エ. 太陽熱利用システムの導入にあたっては、現在の使用熱エネルギー量を十分考慮した 設計を行うこと。
  - オ. 調達にあたっては、設置事業者に設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認する とともに、当該設備の維持・管理に必要となる情報(製造事業者が有する情報を含む。) を、設置事業者を通じ把握すること。

# 表 太陽電池モジュールのセル実効変換効率に係る基準

区 分	基準変換効率
シリコン単結晶系太陽電池	16.0%
シリコン多結晶系太陽電池	15.0%
シリコン薄膜系太陽電池	8.5%
化合物系太陽電池	12.0%

別表 1 太陽光発電装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項	
提示	発電電力量の推定方法の 提示 (基準状態)	JIS C 8904-2 で規定された基準状態で測定した年間の 推定発電電力量	
		算定条件(用いた日射量データ、太陽電池及びパワーコンディショナの損失等)	
		影の影響、日射条件(モジュールへの影のかかり方や日射条件と発電量の下がり方の対応について、具体的に記載)	
	基準状態での発電電力量 が得られない条件及び要	温度の影響(モジュールの温度と発電量の下がり方の対応について具体的に記載)	
	因	気候条件、地理条件(気候条件や地理条件と発電量の対応について具体的に記載)	
		その他(配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載)	
	パワーコンディショナ	形式、定格容量、出力電気方式、周波数、系統連結方式 等	
周辺機器	接続箱	形式等	
	連系保護装置	可能となる設置方法	
	二次電池	使用の有無、(有の場合)回収・リサイクル方法	
保守点検・	保守点検	範囲、内容	
修理の要件	修理	範囲、内容	
モジュール	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項 等	
及び周辺機 器	保証体制	保証履行期限 等	

別表 2 太陽熱利用装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
集繁	集熱量の推定方法の提示	年間の推定集熱量
		算定条件(用いた日射量データ、集熱器及び蓄熱槽の損 失等)
集熱器		影の影響、日射条件(集熱器への影のかかり方や日射条件と集熱効率の下がり方の対応について、具体的に記載)
	瞬時瞬間効率 40%が得られない条件及び要因	温度の影響(集熱器の温度と集熱効率の下がり方の対応 について具体的に記載)
		気候条件、地理条件(気候条件や地理条件と集熱効率の 対応について具体的に記載)
		その他(配管や配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載)
	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項 等
集熱器及び	保守点検	保守点検の条件(点検の頻度等)等
周辺機器	保証体制	保証条件 (修理・交換の対応範囲、内容)、保証履行期限 等

燃料電池	【判断の基準】 〇商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、 電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。
	【配慮事項】 〇分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
生ゴミ処理機	【判断の基準】 〇バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行 う機器であること。
	【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされ ていること。
	②使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。 ③処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利 用されるものであること。
節水機器	【判断の基準】 <共通事項> 〇電気を使用しないこと。
	〈個別事項〉 ①節水コマにあっては、次の要件を満たすこと。 ア. ハンドルを 120°に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 20%を超え 70%以下の吐水流量であること。 イ. ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 70%以上の吐水流量であること。 ②定流量弁にあっては、水圧0. 1MPa以上、0. 7MPa以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は5~8リットル/分であること。 ③泡沫キャップにあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧 0. 1MPa 以上、0. 7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水 栓の 80%以下であること。 イ. 水圧 0. 1MPa、ハンドル(レバー)全開において 5 リットル/分以上
	の吐水流量であること。  【配慮事項】 ①取替用のコマにあっては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。 ②使用用途における従前どおりの使用感であること。 ③吐水口装着型にあっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。

備考)1 「節水コマ」とは、給水栓において、節水を目的として製作したコマをいう。なお、普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。

- 2 本項の判断の基準の対象とする「節水コマ」は、呼び径 13mm の水用単水栓に使用されるものであって、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとする。
- 3 節水コマの吐水流量の試験方法は、JIS B 2061 (給水栓)の吐水流量試験に準ずるものとする。また、JIS B 2061 で規定される「節水コマ機能を有した給水栓」に適合する節水機器は、判断の基準<個別事項>①を満たす。
- 4 「定流量弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、常に流量を一定に 保持する調整弁をいう。なお、一般に流量設定が可変のものは流量調整弁、流量設定が固 定式のものを定流量弁という。
- 5 本項の判断の基準の対象とする「定流量弁」は、手洗い、洗顔又は食器洗浄に用いるものであって、次の要件を満たすものとする。
  - ア. ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁であること。
  - イ. 設置箇所以降で分岐を行わないこと。分岐の後に定流量弁を取り付けること。また、 定流量弁1個は、水栓1個に対応すること。
  - ウ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。
- 6 本項の判断の基準の対象とする「泡沫キャップ」は、水流にエアーを混入することにより、節水が図れるキャップとする。

# 日射調整フィル

#### ム

#### 【判断の基準】

- ①遮蔽係数は 0.7 未満、かつ、可視光線透過率は 10%以上であること。
- ②熱貫流率は 5.9W/(m・K)未満であること。
- ③日射調整性能について、適切な耐候性が確認されていること。
- 4)貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。
- ⑤上記①から④について、ウェブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。
- ⑥フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。

#### 【配慮事項】

○遮蔽係数が可能な限り低いものであること。

- 備考) 1 「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷 房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。
  - 2 遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率の計測方法は、JIS A 5759 による。
  - 3 判断の基準①において、可視光線透過率が 70%以上の場合は、遮蔽係数は 0.8 未満とする。
  - 4 日射調整性能の「耐候性」の確認とは、JIS A 5759 に規定された耐候性試験において 1,000 時間の試験を実施し、遮蔽係数の変化が判断の基準①に示されたものから±0.10 の範囲であること。
  - 5 「貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること」とは、輻射熱を 考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで、冷房負荷低減効果が確認さ れていることをいう。
  - 6 調達を行う各機関は、次の事項に留意すること。

- ア. ガラスの熱割れ等を考慮し、「建築フィルム1・2級技能士」の技術資格を有する若しくはこれと同等と認められる技能を有する者による施工について検討を行うこと。
- イ. 電波遮蔽性能を有するものを貼付する場合は、電波遮蔽による影響について考慮すること。
- ウ. 著しい光の反射が懸念される場所において施工する場合には、周辺の建物等への影響 について確認を行うこと。
- エ. 照明効率及び採光性を考慮する場合は、可視光線透過率の高いフィルムを検討すること。

- 20. 災害備蓄用品
- 20-1 災害備蓄用品(飲料水)
- (1) 品目及び判断の基準等

#### ペットボト

#### 【判断の基準】

#### ル飲料水

- ①賞味期限が5年以上であること。
- ②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び 製造者名が記載されていること。

#### 【配慮事項】

- ①回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。
- ②容器(ボトル)については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。
- ③使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、 再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。
- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ペットボトル飲料水」は、災害用に長期保管する目的 で調達するものとする。
  - 2 判断の基準②の原材料名については、梱包用外箱には適用しない。
  - 3 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備 蓄用品の対象から除外することとする。
  - 4 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
    - ア.ペットボトル飲料水の調達に当たり、流通備蓄や災害発生時に自動販売機内の商品を 無償提供できる「フリーベンド」機能を持った災害対策用自動販売機の利用を勘案す ること。
    - イ. 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画 を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組 みを構築すること。
    - ウ. 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能 な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与え る等の配慮を行う契約方法について検討すること。
    - エ. 災害備蓄用の飲料水は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。
  - 5 使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等の環境配慮設計については、PET ボトルリサイクル推進協議会作成の「指定 PET ボトルの自主設計ガイドライン」を参考とすること。

# 20-2 災害備蓄用品(食料)

(1) 品目及び判断の基準等

缶詰	【判断の基準】
アルファ化米	①賞味期限が5年以上であること。
保存パン	②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法
乾パン	及び製造者名が記載されていること。
早むハン	
	【配慮事項】
	〇回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。
レトルト食品	【判断の基準】
等	①次のいずれかの要件を満たすこと。
	ア. 賞味期限が5年以上であること。
	イ. 賞味期限が3年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等につ
	いて回収し再利用される仕組みがあること。
	②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法
	及び製造者名が記載されていること。
	【配慮事項】
	〇回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。
栄養調整食品	【判断の基準】
	①賞味期限が3年以上であること。
フリーズドラ	②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法
イ食品	及び製造者名が記載されていること。
	【配慮事項】
	〇回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「缶詰」「アルファ化米」「保存パン」「乾パン」「レトルト食品等」「栄養調整食品」及び「フリーズドライ食品」は、災害備蓄用品として調達するものに限る。
  - 2 「レトルト食品等」とは、気密性を有する容器に調製した食品を充填し、熱溶融により密封され、常温で長期保存が可能となる処理を行った製品をいう。
  - 3 「栄養調整食品」とは、通常の食品形態であって、ビタミン、ミネラル等の栄養成分を 強化した食品をいう。
  - 4 「缶詰」の判断の基準①については、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの 期間は、賞味期限3年以上であることをもって特定調達物品等とみなすこととする。なお、 当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。
  - 5「アルファ化米」及び「乾パン」の賞味期限に係る判断の基準①については、市場動向を 勘案しつつ今後見直しを実施することとする。
  - 6 判断の基準②の原材料名については、梱包用外箱には適用しない。
  - 7 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
  - 8 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
    - ア. 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画 を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組 みを構築すること。

- イ. 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能 な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与え る等の配慮を行う契約方法について検討すること。
- ウ. 災害備蓄用の食料は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限 内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。

# 20-3 災害備蓄用品(生活用品・資材)

# (1) 品目及び判断の基準等

# 毛布 【判断の基準】 〇使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維 を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量 比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占 めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から 得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、か つ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量 比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再 使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 【配盧事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがある こと。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能 な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ③製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄 時の負荷低減に配慮されていること。 【判断の基準】 作業手袋 〇次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊 維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステ ル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50% 以上使用されていること。 ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比(すべり 止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること(すべり止

め塗布加工部分を除く。)。 ②漂白剤を使用していないこと。

# テント 【判断の基準】 〇使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維 を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量 比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占 めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から 得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、か つ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量 比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再 使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 【配慮事項】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがある ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 【判断の基準】 ブルーシート 〇使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエチレン繊維 を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重 量比で50%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ 及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- 備考) 1 「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。
  - 2 「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸やポール、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック(使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。))を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

- 3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維(リンター等)を再生した繊維をいう。
- 4 「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。
- 5 「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製 品をいう。
- 6 「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しく は一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を 再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 7 「回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収のシステム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品を回収(自ら回収し、又は他の

者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体、製品の包装、カタログ又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報(回収方法、回収窓口等)が表示又は 提供されていること。

「再使用若しくはリサイクルのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

- ウ.回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
- エ. 回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。
- 8 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、防災備 蓄用品の対象から除外することとする。
- 9 調達を行う各機関は災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

#### 一次電池

#### 【判断の基準】

- ①一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。
- ②使用推奨期限が5年以上の製品仕様であること。

#### 【配慮事項】

- ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び 廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。
  - 2 「最小平均持続時間」は、JIS C 8515 に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。
  - 3 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備 蓄用品の対象から除外することとする。
  - 4 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
    - ア. 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画 を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組 みを構築すること。
    - イ. 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能 な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与え る等の配慮を行う契約方法について検討すること。

表 一次電池に係る最小平均持続時間

以作のされ		最小平均持続時間	
ド状の通称 (寸法:高さ・直径)	負荷抵抗 (Ω)	初度	12 か月貯蔵後及び 使用推奨期限
単1形	1.5	520 分	465 分
年 1 ル (61.5mm・	600mA(放電電流)	11 時間	9.9 時間
34.2mm)	10	85 時間	76 時間
34.2mm)	2.2	16 時間	14 時間
	3.9(携帯電灯条件)	800 分	720 分
単2形	400mA(放電電流)	8.0 時間	7.2 時間
(50.0mm·	20	80 時間	72 時間
26.2mm)	3.9(モーター使用 機器・玩具)	14 時間	12 時間
	43	60 時間	54 時間
	3.9	5.0 時間	4.5 時間
	100mA(放電電流)	15 時間	13.5 時間
単3形	250mA(放電電流)	5.0 時間	4.5 時間
(50.5mm·	1000mA(放電電流)	220 回	195 回
14.5mm)	1,500mW 650mW	40 回	36 回
	24	33 時間	29 時間
	3.3	190 分	170 分
	5.1(携帯電灯条件)	130 分	115 分
	24	14.5 時間	13.0 時間
単4形 (44.5mm・	5.1(モーター使用 機器・玩具)	2.0 時間	1.8 時間
10.5mm)	75	44 時間	39 時間
	600mA(放電電流)	170 回	150 回
	100mA(放電電流)	7.0 時間	6.3 時間

# 非常用携帯 燃料

# 【判断の基準】

- ①品質保証期限が5年以上であること。
- ②名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。

# 【配慮事項】

- ○製品の包装又は梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 備考) 1 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備 蓄用品の対象から除外することとする。
  - 2 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
  - ア. 災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を 立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを 構築すること。
  - イ. 納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な 限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等 の配慮を行う契約方法について検討すること。

#### 携帯発電機

#### 【判断の基準】

- ①次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ア. ガソリンエンジンを搭載する発電機(天然ガス又はLPガスを燃料として使用するものを含む。)にあっては、排出ガスが表 1 に示された排気量の区分ごとの基準値以下であること。
  - イ. ディーゼルエンジンを搭載する発電機にあっては、排出ガスが表2に示された基準値以下であること。
- ②騒音レベルが98デシベル以下であること。
- ③連続運転可能時間が3時間以上であること。ただし、カセットボンベ型のものにあっては1時間以上であること。

# 【配慮事項】

- ①燃料消費効率が可能な限り高いものであること。
- ②使用時の負荷に応じてエンジン回転数を自動的に制御する機能を有していること。
- ③製品の小型化及び軽量化が図られていること。
- ④製品の長寿命化、部品の再使用又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び 廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「携帯発電機」は、発電機の定格出力が 3kVA 以下の発動 発電機とする。
  - 2 騒音レベルの測定方法は「建設機械の騒音及び振動の測定値の測定方法 (平成 9 年建設 省告示第 1537 号)」による。
  - 3 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備 蓄用品の対象から除外することとする。
  - 4 調達を行う各機関は、発電する電気の周波数に留意すること。

#### 表 1 ガソリンエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排気量の区分	排出ガス基準値(g/kWh)	
が以重の区別	HC+NOx	СО
66cc 未満	50	
66cc 以上 100cc 未満	40	610
100cc 以上 225cc 未満	16.1	610
225cc 以上	12.1	

備考) 排出ガスの測定方法は JIS B 8008-4 の G2 モードによる。

表2 ディーゼルエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排出ガス基準値(g/kWh)				
NMHC+NOx CO PM				
7.5 8 0.4				

備考) 排出ガスの測定方法は JIS B 8008-4 の D2 モードによる。

# 2 1. 公共工事

# (1) 品目及び判断の基準等

公共工事	【判断の基準】 〇契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表 1 に示す 資材(材料及び機材を含む)、建設機械、工法又は目的物の使用が義 務付けられていること。
	【配慮事項】 〇資材(材料及び機材を含む)の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

注)義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

## 表 1

# ●資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達	分類	品	目名	品目ご との判
品目名	万知	(品目分類)	(品目名)	断の基 準
公共工事	資材		建設汚泥から再生した処理土	表 2
		₩ ++₩	土工用水砕スラグ	
		盛土材等 	銅スラグを用いたケーソン中詰 め材	
			フェロニッケルスラグを用いた ケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
			高炉スラグ骨材	
		       コンクリート用スラグ骨材	フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
			再生加熱アスファルト混合物	
		 	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
			下水汚泥溶融スラグ混入アスファルト混合物	
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
		四 逝刊	再生骨材等	

小径丸太村	T		<del></del>
混合セメント		小径丸太材	間伐材
フライアッシュセメント			高炉セメント
透水性コンクリート		混合セメント	フライアッシュセメント
コンクリート及びコンクリート製品 (歩車道境界ブロック、地先境界ブロック、トラフ及び JIS 側溝)  鉄鋼スラグ水和固化体 鉄鋼スラグブロック  吹付けコンクリート フライアッシュを用いた吹付けコンクリート 下塗用塗料 (重防食)  佐揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料 高日射反射率塗料 高日射反射率塗料 高日射反射率は (重防な)  「本生材料を用いた舗装用ブロック(焼成) 再生材料を用いた舗装用ブロック (ガレキャスト無筋コンクリート製品) パークたい肥 下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト) 道路照明 環境配慮型道路照明 再生プラスチック製中央分離帯ブロック		セメント	エコセメント
ト製品 リート製品 (歩車道境界プロック、地先境界ブロック、地先境界ブロック、トラフ及び JIS 側溝) 鉄鋼スラグ水和固化体			透水性コンクリート
吹付けコンクリート			リート製品(歩車道境界ブロッ ク、地先境界ブロック、トラフ
		鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック
塗料		吹付けコンクリート	_ '
			下塗用塗料(重防食)
防水       高日射反射率防水         舗装材       再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)         「バークたい肥         園芸資材       下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)         道路照明       環境配慮型道路照明         中央分離帯ブロック       再生プラスチック製中央分離帯ブロック		塗料	
再生材料を用いた舗装用ブロック (焼成)舗装材再生材料を用いた舗装用ブロック類 (プレキャスト無筋コンクリート製品)バークたい肥下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト)道路照明環境配慮型道路照明中央分離帯ブロック再生プラスチック製中央分離帯ブロック			高日射反射率塗料
ク (焼成)       再生材料を用いた舗装用ブロック類 (プレキャスト無筋コンクリート製品)       バークたい肥       園芸資材       下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)       道路照明       中央分離帯ブロック       再生プラスチック製中央分離帯ブロック		防水	高日射反射率防水
ク類(プレキャスト無筋コンクリート製品)         バークたい肥         園芸資材         下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)         道路照明         中央分離帯ブロック         再生プラスチック製中央分離帯ブロック		舗装材	
園芸資材         下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)           道路照明         環境配慮型道路照明           中央分離帯ブロック         再生プラスチック製中央分離帯ブロック			ク類(プレキャスト無筋コンク
下水汚泥を使用した汚泥発酵肥   料(下水汚泥コンポスト)   道路照明   環境配慮型道路照明   中央分離帯ブロック   再生プラスチック製中央分離帯 ブロック			バークたい肥
中央分離帯ブロック 再生プラスチック製中央分離帯 ブロック		園芸資材 	
中央分離帯プロック ブロック		道路照明	環境配慮型道路照明
タイル 陶磁器質タイル		中央分離帯ブロック	
		タイル	陶磁器質タイル
建具 断熱サッシ・ドア		建具	断熱サッシ・ドア
製材			製材
集成材		制++体	集成材
合板		製材等	合板
当			単板積層材

1			
	     内装材	フローリング	
	内装材	腰壁	
		パーティクルボード	
	再生木質ボード	繊維板	
		木質系セメント板	
	ビニル系床材	ビニル系床材	
	断熱材	断熱材	
	照明機器	照明制御システム	
	変圧器	変圧器	
		吸収冷温水機	
		氷蓄熱式空調機器	
	空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空 気調和機	
		送風機	
		ポンプ	
	配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化 ビニル管	
		自動水栓	
	衛生器具	自動洗浄装置及びその組み込み 小便器	
		洋風便器	
	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	
	コングリート用室件	合板型枠	
	インターロッキングブロック 及びレンガ類	下水汚泥溶融スラグ入りインタ ーロッキングブロック及びレン ガ類	
建設機械		排出ガス対策型建設機械	表 3
		低騒音型建設機械	
工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表 4
	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
•	•	•	

	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
	舗装(表層)	路上表層再生工法	
	舗装(路盤)	路上再生路盤工法	
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用し た法面緑化工法	
	山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列 壁工法	
目的物	舗装	排水性舗装	表 5
		透水性舗装	
	屋上緑化	屋上緑化	

# 表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から 再生した処理 土	
	土工用水砕ス ラグ	【判断の基準】 〇天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部 又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用され た土工用材料であること。
		【配慮事項】 〇鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
	銅スラグを用 いたケーソン 中詰め材	
	フェロニッケ ルスラグを用 いたケーソン 中詰め材	
地盤改良材	地盤改良用製 鋼スラグ	【判断の基準】 〇サンドコンパクションパイル工法において、天然砂(海砂、山砂)の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。
		【配慮事項】 〇鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
コンクリー ト用スラグ 骨材	高炉スラグ骨 材	【判断の基準】 〇天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部 又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨 材であること。
		【配慮事項】 〇鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考)「高炉スラグ骨材」については、JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材)に適合する資材は、本基準を満たす。

	【判断の基準】 〇天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部 又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使
	用された骨材であること。

備考)「フェロニッケルスラグ骨材」については、JISA5011-2(コンクリート用スラグ骨材一第2部:フェロニッケルスラグ骨材)に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリー	銅スラグ骨材	【判断の基準】
ト用スラグ		〇天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部
骨材		又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された
		骨材であること。

ーー 備考)「銅スラグ骨材」については、JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨 材)に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリー ト用スラグ 骨材	電気炉酸化スラグ骨材	【判断の基準】 〇天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部 又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使 用された骨材であること。
		【配慮事項】 〇鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考)「電気炉酸化スラグ骨材」については、JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材ー第4部:電気炉酸化スラグ骨材)に適合する資材は、本基準を満たす。

アスファルト混合物		【判断の基準】 〇アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれる こと。
	鉄鋼スラグ混 入アスファル ト混合物	【判断の基準】 〇加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが 使用されていること。
		【配慮事項】 〇鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考)「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) に適合する資材は、本基準 を満たす。

	下水汚泥溶融 スラグ混入ア スファルト混 合物	〇加熱アスファルト混合物の骨材として、兵庫西流域下水汚泥
--	----------------------------------	------------------------------

【配慮事項】	路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	○路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものである。
--------	-----	------------	--

備考)「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015(道路用鉄鋼スラグ)に適合する資材は、本基準 を満たす。

路盤材	再生骨材等	【判断の基準】
		〇コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造 した骨材が含まれること。
		072 H 1770 E 6470 G C C 6
小径丸太材	間伐材	【判断の基準】
		〇間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。
		【配慮事項】
		〇県内の森林から産出されたものであること。

備考)県内の森林から産出に係る確認を行う場合は、兵庫県森林組合連合会若しくは兵庫県木材業協 同組合連合会等が発行する証明書により行うものとする。

混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】
		〇高炉セメントであって、原料に 30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。

備考)「高炉セメント」については、JIS R 5211 で規定される B 種及び C 種に適合する資材は、本基準を満たす。

混合セメン	フライアッシ	【判断の基準】
<b> </b>	ュセメント	〇フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量
		のフライアッシュが使用されていること。

備考)「フライアッシュセメント」については、JISR 5213 で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。

セメント	エコセメント	【判断の基準】
		〇都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品1
		トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用
		されていること。

備考) 1「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。

2 「エコセメント」については、JIS R 5214 に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリー ト及びコン クリート製	透水性コンク リート	【判断の基準】 〇透水係数 1×10 <sup>-2</sup> cm/sec以上であること。
品	下スン品界地ック が混ト道クブラス がJIS側溝)のフラー	〇コンクリート製品に兵庫西流域下水汚泥広域処理場の溶融スラグを骨材重量の重量比で 10%使用していること。

- 備考) 1 「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない 部分において使用するものとする。
  - 2 「透水性コンクリート」については、JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品 附

属書 B 舗装・境界ブロック類 推奨仕様 B-1 平板) で規定される透水性平板に適合する資材 は、本基準を満たす。

鉄鋼スラグ 水和固化体	鉄鋼スラグブ ロック	【判断の基準】 〇骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で 50%以上 使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用 していること。
		別表
		【配慮事項】 〇鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
吹付けコン クリート	フライアッシ ュを用いた吹 付けコンクリ ート	<u> </u>
塗料	下 塗 用 塗 料 (重防食)	【判断の基準】 〇鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。
	低揮発性有機 溶剤型の路面 標示用水性塗 料	【判断の基準】 〇水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤(VOC) の含有率(塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合)が 5%以下であること。
	高日射反射率 塗料	【判断の基準】 ①近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。 ②近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が80%以上であること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする
  - 2 近赤外波長域日射反射率、明度 L\*値、日射反射率保持率の測定及び算出方法は、JIS K 5675
  - 3 判断の基準②については、平成27年度までは経過措置を設けることとし、この期間においては、当該規定を満たさない場合にあっても特定調達物品等とみなすこととする。
  - 4 「高日射反射率塗料」については、JIS K 5675 に適合する資材は、本基準を満たす。

#### 表 近赤外波長域日射反射率

明度 L*値	近赤外波長域日射反射率(%)
40.0 以下	40.0
40.0 を超え 80.0 未満	明度 L*値の値
80.0 以上	80.0

防水	高日射反射率	【判断の基準】
		〇近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。
  - 2 日射反射率の求め方は、JIS K 5602 に準じる。

# 舗装材 再生材料を用 【判断の基準】 いた舗装用ブ|①原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同 ロック(焼成) 表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)を 用い、焼成されたものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用さ れている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。 ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している 同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46 号)の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を 2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出に ついて問題のないこと。 【配慮事項】 ○土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)に関する規定 に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に 粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題 のないこと。 別表 再生材料の原料となるものの分類区分 前処理方法 採石及び窯業廃土 前処理方法によらず 対象 無機珪砂(キラ) 鉄鋼スラグ 非鉄スラグ 鋳物砂 陶磁器屑 石炭灰 建材廃材 廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスび んを除く) 製紙スラッジ アルミスラッジ 磨き砂汚泥

溶融スラグ化

ラグ化

焼却灰化又は溶融ス

前処理方法によらず

石材屑

都市ごみ焼却灰

下水道汚泥

上水道汚泥

	湖沼等の汚泥	対象
再生材料を用いた舗装用では いかから いかから いかから いから いから いから いから いから ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので	【判断の基準】 ①原料に再生材料(別表の左欄に掲表の右欄に掲げる前処理方法に従いられたものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で20%れている場合は、それらの材料のなお、透水性確保のために、粗骨ある場合は、再生材料が原材料のいること。ただし、再生材料の重用している同一工場からの廃材でる。 ③再生材料における重金属等有害物で問題がないこと。	をつて処理されたもの)が用 の以上(複数の材料が使用さ 合計)使用されていること。 材の混入率を上げる必要が 重量比15%以上使用されて 量の算定において、通常利 の重量は除かれるものとす
	別表 再生材料の原料となるものの分類区 都市ごみ焼却灰 下水道汚泥	分 前処理方法 溶融スラグ化

備考) 判断の基準③については、JIS A 5031 (一般廃棄物,下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材)に定める基準による。

園芸資材	バークたい肥	【判断の基準】 〇以下の基準を満たし、木質部より剥離 して乾燥重量比50%以上を使用し、か その他の原材料には畜ふん、動植物性 等の有機性資源を使用していること。	つ、発酵補助材を除く
		<ul> <li>・有機物の含有率(乾物)</li> <li>・炭素窒素比〔C/N比〕</li> <li>・陽イオン交換容量〔CEC〕(乾物)</li> <li>・pH</li> <li>・水分</li> <li>・幼植物試験の結果</li> <li>・窒素全量〔N〕(現物)</li> <li>・りん酸全量〔P<sub>2</sub>O<sub>5</sub>〕(現物)</li> <li>・加里全量〔K<sub>2</sub>O〕(現物)</li> </ul>	70%以上 35以下 70meq/100g以上 5.5~7.5 55~65% 生育阻害その他異 常が認められない 0.5%以上 0.2%以上 0.1%以上

下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥 コンポスト)	〇以下の基準を満たし、下水汚泥を 水汚泥ベース)25%以上使用し、	かつ、無機質の土壌改良材 、動植物性残さ又は木質系
	<ul> <li>・有機物の含有率(乾物)</li> <li>・炭素窒素比〔C/N比〕</li> <li>・pH</li> <li>・水分</li> <li>・窒素全量〔N〕(現物)</li> <li>・りん酸全量〔P2O5〕(現物)</li> <li>・アルカリ分(現物)</li> </ul>	35%以上 20以下 8.5以下 50%以下 0.8%以上 1.0%以上 15%以下(ただし、 土壌の酸度を矯 正する目的では 用する場合はこ の限りでない。)

- 備考) 1 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も含む。
  - 2 肥料取締法第3条及び第25条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格(昭和61年2月22日農林水産省告示第284号)に適合するもの。

道路照明	環境配慮型道 路照明	【判断の基準】 〇高圧ナトリウムランプ又はセラミックメタルハライドランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が45%以上削減されているものであること。
		【配慮事項】 〇設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適 切な光源を選択すること。
中央分離帯ブロック	再生 プラスチック 製中央分離帯ブロック	【判断の基準】 〇再生プラスチックが原材料の重量比で 70%以上使用されていること。
		【配慮事項】 〇撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。

- 備考) 1 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは 一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生 利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
  - 2 「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」については、JIS A 9401 (再生プラスチック 製中央分離帯ブロック) に適合する資材は、本基準を満たす。

# タイル 陶磁器質

タイル

#### 【判断の基準】

- ①原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)が用いられているものであること。
- ②再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。 ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。
- ③土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号) の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm 以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出につい て問題のないこと。

#### 【配慮事項】

〇土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に 粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問 題のないこと。

#### 別表

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	
採石及び窯業廃土	前処理方法によら	
無機珪砂(キラ)	ず対象	
鉄鋼スラグ		
非鉄スラグ		
鋳物砂		
陶磁器屑		
石炭灰		
廃プラスチック		
建材廃材		
廃ゴム		
廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびん を除く)		
製紙スラッジ		
アルミスラッジ		
磨き砂汚泥		
石材屑		
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融 スラグ化	
上水道汚泥	前処理方法によら	
湖沼等の汚泥	ず対象	

建具	断熱サッシ・ドア	【判断の基準】 ○建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。 ・複層ガラスを用いたサッシであること。 ・二重サッシであること。 ・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。 【配慮事項】 ○サッシの枠及び障子に断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられていること又は断熱性の高い素材を使用したものであること。
製材等	製材	【判断の基準】 ①間伐材、林地残材又は小径木であること。 ②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
		【配慮事項】 〇原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である原木は除く。また、材用の原木は、間伐材、林地残材及び小径木を含め、可能な限り県内の森林から産出されたものであること。
	集成材 合板 単板積層材	【判断の基準】 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。
		【配慮事項】 〇間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、建築に使用される構造用合板にかかる材料の原木は、間伐材、林地残材及び小径木を含め、可能な限り県内の森林から産出されたものであること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」(以下「製材等」という。) は、建築の木工事において使用されるものとする。
  - 2 「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
  - 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
  - 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている 森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続 可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

5 県内の森林からの産出に係る確認を行う場合は、兵庫県木材業協同組合連合会等が発行す る証明書により行うものとする。

内装材	フローリング	【判断の基準】 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
		③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。  【配慮事項】  〇間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木等以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
	腰壁	【判断の基準】 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。
		【配慮事項】 〇間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材 及び小径木等以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営 まれている森林から産出されたものであること。また、材料の

原木は、間伐材、林地残材及び小径木を含め、可能な限り県内 の森林から産出されたものであること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。
  - 2 判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
  - 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
  - 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている 森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続 可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

5 県内の森林からの産出に係る確認を行う場合は、兵庫県木材業協同組合連合会等が発行す る証明書により行うものとする。

# 再生木質 パーティクル ボード ボード 繊維板 木質系セメン

ト板

#### 【判断の基準】

- ①合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木(間伐材を含む。)等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。(この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等(パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。)
- ②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木(間伐材を含む)等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。
- ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。

#### 【配慮事項】

○合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、 使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及 び小径木(間伐材を含む)等の再生資源以外の木質材料にあ っては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれてい る森林から産出されたものであること。

- 備考) 1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460 による。
  - 2 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている 森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続 可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

3 「パーティクルボード」及び「繊維板」については、判断の基準③について、JIS A 5908 及び A 5905 で規定される F☆☆☆☆等級に適合する資材は、本基準を満たす。

ビニル系床材	ビニル系床 材	【判断の基準】 〇再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以 上使用されていること。
		【配慮事項】 〇工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについ て配慮されていること。

備考) JIS A 5705 (ビニル系床材) に規定されるビニル系床材の種類で記号 KS に該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。

断熱材	断熱材	【判断の基準】 〇建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。 ①フロン類が使用されていないこと。 ②再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。
		【配慮事項】 〇押出法ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材及びロックウール断熱材については、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。

- 備考) 1 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号)第2条第1項に定める物質をいう。
  - 2 「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築 材料製造事業者等の判断の基準等」(平成 25 年 12 月経済産業省告示第 270 号) による。

照明機器	照明制御シス	【判断の基準】
	テム	〇連続調光可能なHf蛍光灯器具、LED照明器具及びそれらの器
		具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制
		御及び外光(昼光)利用制御の機能を有していること。

変圧器	変圧器	【判断の基準】 ○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。	
		【配慮事項】 〇運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。	

- 備考) 本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が 600V を超え、7000V 以下のものであって、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。
  - ① 絶縁材料としてガスを使用するもの
  - ② H 種絶縁材料を使用するもの
  - ③ スコット結線変圧器
  - ④ 3以上の巻線を有するもの
  - ⑤ 柱上変圧器
  - ⑥ 単相変圧器であって定格容量が5kVA 以下のもの又は500kVA を超えるもの
  - ⑦ 三相変圧器であって定格容量が 10kVA 以下のもの又は 2000kVA を超えるもの
  - ⑧ 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
  - 9 定格二次電圧が 100V 未満のもの又は 600V を超えるもの
  - ⑩ 風冷式又は水冷式のもの

#### 表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

	[2	区 分		基準エネルギー 消費効率の
変圧器の種別	相 数	定格周波数	定格容量	算定式
油入変圧器	単 相	50H z		E=11.2S <sup>0.732</sup>
		60H z		E=11.1S <sup>0.725</sup>
	三 相	50H z	500kVA 以下	E=16.6S <sup>0.696</sup>
			500kVA 超	E=11.1S <sup>0.809</sup>
		60H z	500kVA 以下	E=17.3S <sup>0.678</sup>
			500kVA 超	E=11.7S <sup>0.790</sup>
モールド変圧	単 相	50H z		E=16.9S <sup>0674</sup>
器		60H z		E=15.2S <sup>0.691</sup>
	三 相	50H z	500kVA 以下	E=23.9S <sup>0.659</sup>
			500kVA 超	E=22.7S <sup>0.718</sup>
		60H z	500kVA 以下	E=22.3S <sup>0.674</sup>
			500kVA 超	E=19.4S <sup>0.737</sup>

- 備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油が使用されるものをいう。
  - 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料が使用されるものをいう。
  - 3 E及びSは、次の数値を表すものとする。

E: 基準エネルギー消費効率(単位: W)

S:定格容量(単位:kVA)

- 4 表の規定は、JIS C 4304 及び C 4306 並びに日本電機工業会規格 1500 及び 1501 に規定する準標準仕様変圧器についても準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に 1.10 (モールド変圧器にあっては 1.05) を乗じた式として取り扱うものとする。
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第71号(平成24年3月30日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

空調用機器	吸収冷温水機	【判断の基準】
		〇冷房の成績係数が表に示された区分の数値以上であること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が 25kW 以上のものとする。
  - 2 吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、JIS B 8622 による。

#### 表 冷房の成績係数

区 分	成績係数
冷凍能力が 186kW 未満	1.15
冷凍能力が 186kW 以上	1.20

空調用機器	氷 蓄 熱 式	【判断の基準】
	空調機器	①氷蓄熱槽を有していること。
		②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
		③冷房の成績係数が別表3に示された区分の数値以上であること。

- 備考) 1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。
  - 2 「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ 28kW 以上のものに適用する。
  - 3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は 10 時間とする。
    - ①氷蓄熱ユニット

定格日量冷却能力(kW·h)

成績係数= 定格蓄熱消費電力量(kW·h)+昼間熱源機冷却消費電力量(kW·h)

②氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

成績係数=日量蓄熱利用冷房効率

- 4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率(時間当たりのピーク 負荷の負荷率を 100%とした時の平均負荷の割合)を 85%として、この時のピーク負荷熱 量をいう。
- 5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に 規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量を いう。

#### 別表 1 温度条件

単位:℃

		室内側入口	空気条件	室外側空	3気条件
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷	定格冷房	27	19	35	-
房	定格冷房蓄熱	_	_	25	_

- 6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度 7°Cで、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。
- 7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表2に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに 消費する電力(ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。)を積算したものをいう。

別表 2 温度条件

単位:℃

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷	定格冷却	35	-
却	定格冷却蓄熱	25	_

- 8 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表2に規定された定格冷却温度条件で、熱源機 と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。
- 9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。
- 10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に 規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した後、別表 1 に規定さ れた一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から 除去する熱量を積算したものをいう。
- 11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表3 冷房の成績係数

区 分	成績係数
氷蓄熱ユニット	2.2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

空調用機器	ガスエンジ	【判断の基準】
	ンヒートポ	①冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
	ンプ式空気	②成績係数が表1又は表2に示された区分の数値以上であること。
	調和機	

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、定格冷 房能力が 28kW 以上のものとする。

#### 表 1 JIS 適合機種

区 分	期間成績係数(APF)
冷房能力が 28kW 以上 35kW 未満	1.67 以上
冷房能力が 35kW 以上	1.86 以上

1 期間成績係数(APF)の算出方法は、JIS B 8627-1 による。

#### 表 2 JIS 適合外機種

区	分	一次エネルギー換算成績係数(COP)
冷房能力が 28kV	Ⅵ 以上 67 kW 未満	1.33 以上
冷房能力が 67kV	V 以上	1.23 以上

1 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については、次式による。また、定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあっては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

COP=(Cc/(Egc+Eec)+Ch/(Egh+Eeh))/2

COP: 一次エネルギー換算成績係数

Cc : 冷房標準能力(単位: kW) Eqc: 冷房ガス消費量(単位: kW)

Eec: 冷房消費電力(単位: kW)を1kWhにつき9,760kJとして1次エネルギーに換算

した値(単位:kW)

Ch :暖房標準能力(単位:kW) Egh:暖房ガス消費量(単位:kW)

Eeh:暖房消費電力(単位:kW)を1 kWhにつき9,760 kJとして1次エネルギーに換

算した値(単位:kW)

2 冷房標準能力、冷房ガス消費量、暖房標準能力及び暖房ガス消費量については、JIS B8627-2 又は B8627-3 の規定する方法に準拠して測定する。

3 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

空調用機器	送風機	【判断の基準】
		〇プレミアム効率のモータが使用されていること。

- 備考) 1 プレミアム効率のモータは、JIS C 4213 (低圧三相かご形誘導電動機 低圧トップランナーモータ) で規定される低圧トップランナーモータとする。
  - 2 適用範囲は、定格電圧 600V 以下の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機と する。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。

空調用機器	ポンプ	【判断の基準】
		〇プレミアム効率のモータが使用されていること。

- 備考) 1 プレミアム効率のモータは、JIS C 4213 (低圧三相かご形誘導電動機 低圧トップランナーモータ) で規定される低圧トップランナーモータとする。
  - 2 適用範囲は、定格電圧 600V 以下の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする。

配管材	排水・通気 用再生硬質 ポリ塩化ビ ニル管	○排水用又は通気用の硬質のポリ塩化ビニル管であって、使用済み
		【配慮事項】 〇製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。

- 備考) 1 判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質のポリ 塩化ビニル管を用いる場合の無圧配管においてのみ適用する。
  - 2 「使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管」は、JIS Q 14021 の 7.8.1.1a)2) 「ポストコンシューマ材料」の定義による硬質のポリ塩化ビニル管または継手類とする。

#### 表 重量比

管の区分	重量比
三層管	30%
単層管	80%

- 1 三層管は、JIS K 9797 及び JIS K 9798 とする。
- 2 単層管は、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであってかつ JIS K 6741 の規格を満たした排水・通気用の管(使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであることが容易に判別でき、かつ書面にて確認できるもの)、及び AS58 とする。

衛生器具	自動水栓	【判断の基準】 〇電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自
		動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。
	自動洗浄装 置及びその 組み込み小 便器	〇洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量
	洋風便器	【判断の基準】 〇洗浄水量が8.5L/回以下であること。

備考) 自動水栓の判断の基準は、公共用トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とし、止水の際、 手を遠ざけた後速やかに止水できるものであること。

コンクリ	再生材料	【判断の基準】
一ト用型	を使用し	〇再生材料を使用した型枠については、再生材料(別表に掲げる
枠	た型枠	ものを原料としたもの)が原材料の重量比で50%以上(複数の
		材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用され
		ており、使用後の再リサイクルが行われていること。
		Di de
		別表
		再生材料の原料となるものの分類区分
		廃プラスチック
		古紙パルプ
		【配慮事項】

- 〇再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及 び経済性(材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮) が確保されたものであること。
- 備考) 1 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。
  - 2 再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

1		
コンクリ	合板型枠	【判断の基準】
一ト用型		○型枠に用いる合板が次のいずれかの要件を満たすこと。
枠		①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残
		材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以
		外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又
		は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切にな
		されたものであること。
		②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材
		等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料
		の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域に
		おける森林に関する法令に照らして手続が適切になされたも
		のであること。
		37 637 37 42 0
		【配慮事項】
		│ ○間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材 │
		及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営ま
		れている森林から産出されたものであること。

- 備考) 1 本項の判断の基準②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
  - 2 合板型枠の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林 からの産出に係る確認を行う場合には、合板型枠の板面において、備考3に示す内容が表示 されていることを確認すること。
  - 3 合板型枠の板面には、次の内容を表示することとする。なお、当該表示内容については林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠したものとする。
    - ア. 本項の判断の基準の①又は②の手続が適切になされた原木を使用していることを示す 文言又は認証マーク
    - イ. 認定・認証番号、認定団体名等

なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であって、コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装又はオーバーレイを施し、板面への表示が困難なものにあっては木口面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。

4 本項の判断の基準①および②の適用については、平成27年度までは経過措置を設けることとし、この期間においては、原則、当該判断の基準を満たす合板型枠の調達に努めることとするが、備考3の表示のない合板型枠については、当該判断の基準を適用する対象には含めないものとする。

		【判断の基準】
ロッキン	融スラグ入	○兵庫西流域下水汚泥広域処理場の溶融スラグを全質量の5%使
グブロッ	りインター	用していること。
ク及びレ	ロッキング	
ンガ類	ブロック及	
	びレンガ類	
ンガ類		

#### 表3【建設機械】

品目名	判断の基準等
ガラが佐刑建	Fidulities - 44 May 7

### ガス対策型建|【判断の基準】 設機械

〇別表1及び別表2に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼル エンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の 第2次基準値又はこれより優れるものであること。

別表 1 トンネル丁事用建設機械

別な「「ドンイル工事用建設版版		
機種	摘    要	
バックホウ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレーカを装着したものを含む	
ホイールローダ・クロー ラローダ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下	
ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く	
トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く	

#### 別表 2 一般工事用建設機械

機種	摘    要
バックホウ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下
ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下
ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下

#### 第2次基準値

N = N = - IE					
対象物質 (単位) 出力区分	HC (g/kW·h)	NOx (g/kW·h)	CO (g/kW·h)	PM (g/kW·h)	黒煙 (%)
8kW以上19kW未満	1.5	9	5	8.0	40
19kW以上37kW未満	1.5	8	5	0.8	40
37kW以上75kW未満	1.3	7	5	0.4	40
75kW以上130kW未満	1	6	5	0.3	40
130 kW以上560kW以下	1	6	3.5	0.2	40

- 1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8 日付建設省経機発第249号)による。
- 2. トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。
- 〇別表3及び別表4に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼル エンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の 第1次基準値又はこれより優れるものであること。

別表3 トンネル工事用建設機械

機種	摘 要
ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)
コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)

#### 別表 4 一般工事用建設機械

機種	摘    要
発動発電機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下
光到光电饭	(10.2PS以上353PS以下)、可搬式(溶接兼用機を含む)
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下
エメルエ相位	(10.2PS以上353PS以下)、可搬式
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下
油圧ユーグド	(10.2PS以上353PS以下)、基礎工事用機械で独立したもの
	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下
ローラ	(10.2PS以上353PS以下)、ロードローラ、タイヤローラ、
	振動ローラ
   ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下
ハー ルグレーン	(10.2PS以上353PS以下)、ラフテレーンクレーン

#### 第1次基準値

対象物質 (単位) 出力区分	HC (g/kW·h)	Nox (g/kW·h)	CO (g/kW·h)	黒煙 (%)
7.5kW以上15kW未満	2.4	12.4	5.7	50
15kW以上30kW未満	1.9	10.5	5.7	50
30kW以上272kW以下	1.3	9.2	5	50

<sup>1.</sup> 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)による。

備考)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものを使用すること。

<sup>2.</sup> トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。

# 低 騒 音 型 建 設機械

# 【判断の基準】

○建設機械の騒音の測定値が別表に掲げる値以下のものであること。

別表

機種	機関出力(kW)	騒音基準値 (dB)
	P <55	102
ブルドーザー	55≦ P <103	105
	103≦ P	105
	P <55	99
	55≦ P <103	104
バックホウ	103≦ P <206	106
	206≦ P	106
	P <55	100
ドラグライン	55≦ P <103	104
クラムシェル	103≦ P <206	107
	206≦ P	107
	P <55	102
トラクターショベル	55≦ P <103	104
	103≦ P	107
L L	P <55	100
クローラークレーン	55≦ P <103	103
トラッククレーン	103≦ P <206	107
ホイールクレーン	206≦ P	107
バイブロハンマー		107
油圧式杭抜機	P <55	98
油圧式鋼管圧入・引抜機	55≦ P <103	102
油圧式杭圧入引抜機	103≦ P	104
	P <55	100
アースオーガー	55≦ P <103	104
	103≦ P	107
	P <55	100
	55≦ P <103	104
オールケーシング掘削機	103≦ P <206	105
	206≦ P	107
	P <55	100
アースドリル	55≦ P <103	104
	103≦ P	107
さく岩機 (コンクリートブ レーカー)		106
ロードローラー	P <55	101

タイヤローラー	55≦ P	104
振動ローラー		
	P <55	100
コンクリートポンプ (車)	55≦ P <103	103
	103≦ P	107
	P <55	99
   コンクリート圧砕機	55≦ P <103	103
コングリート圧件機	103≦ P <206	106
	206≦ P	107
	P <55	101
アスファルトフィニッシャー	55≦ P <103	105
V	103≦ P	107
コンクリートカッター		106
   空気圧縮機	P <55	101
主 <b>双</b> 工和饭	55≦ P	105
<b>※新</b> 秦雪烨	P <55	98
発動発電機	55≦ P	102

# 表4【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設発生土 有効利用工法	低品質土有効 利用工法	【判断の基準】 〇施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
建設汚泥再 生処理工法	建設汚泥再生 処理工法	【判断の基準】 ①施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)及び土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)を満たすこと。
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	【判断の基準】 〇施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。

舗装(表層)	路上表層再生工法	【判断の基準】 〇既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置又は当該現場付近で表層を再生する工法であること。
舗装(路盤)	路上再生路盤工法	【判断の基準】 〇既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。

備考) アスファルト混合物の層の厚さが 10cm 以下の道路において使用するものとする。

法法	面緑化工	伐採材又は建 設発生土を活 用した法面緑 化工法	○施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場にお
			があっていた工具を無例料の存債比で70%以上で日

山留め工法	泥土低減型ソ	【判断の基準】
	イルセメント	〇セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント
	柱列壁工法	系固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生す
		る泥土が低減できる工法であること。

備考)本項の判断の基準の対象とする「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」は、仮設工事において使用するものとする。

# 表5【目的物】

品目分類	品目名	判断の基準等
舗装	排水性舗装	【判断の基準】 〇雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、 道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装である こと。

備考) 道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

舗装	透水性舗装	【判断の基準】 〇雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であるこ
		し と。

備考)雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において 使用するものとする。

屋上緑化	屋上緑化	【判断の基準】 ①植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ②ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。
		【配慮事項】 ①屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 ②灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。

備考) 建物の屋上等において設置するものとする。

#### 22. 役務

#### 22-1 省エネルギー診断

(1) 品目及び判断の基準

#### 省エネルギー診 断

#### 【判断の基準】

〇表1に掲げる技術資格を有する者若しくはこれと同等と認められる 技能を有する者が、庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況並び にエネルギー使用量その他必要な項目について調査・分析を行い、そ れらの結果に基づき、表2の内容を含む省エネルギー対策に係る設 備・機器の導入、改修及び運用改善について提案が行われるものであ ること。

#### 表 1

- 一級建築士
- 一級建築施工管理技士
- 一級電気工事施工管理技士
- 一級管工事施工管理技士

技術士(建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境)

エネルギー管理士

建築設備士

電気主任技術者

#### 表 2

過去3年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と 稼働状況

設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠

エネルギー消費量に関するベースラインの推定と推定根拠

運用改善項目及びそれらに伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠

設備・機器の導入、改修、運用改善に伴う必要投資額及びその投資額に 関する推定根拠

#### 22-2 印刷

#### (1) 品目及び判断の基準等

#### 印刷

#### 【判断の基準】

- ①印刷・情報用紙に係る判断の基準(「紙類」参照。)を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ②表 1 に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。
- ③印刷物ヘリサイクル適性を表示すること。
- ④オフセット印刷については、植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。

#### 【配慮事項】

- ①印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。
- ②デジタル化の推進等(DTP、CTP、DDCP方式の採用等)により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。
- ③水なし印刷の導入等、湿し水からの揮発性有機化合物(VOC)の発生抑制に配慮されていること。
- ④インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。
- ⑤印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。
- ⑥紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易 さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑧オフセット印刷に関連する印刷の各工程において、表2に示された 環境配慮のための措置が講じられていること。
- 備考)1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役務とし、文具類等他の品目として調達する場合を除く。ただし、他の品目として調達する場合にあっても、可能な限り本項の判断の基準を満たすよう努めること。
  - 2 判断の基準②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。ただし、使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には、適用しないものとする。

- 3 判断の基準③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。ただし、長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については、適用しないものとする。なお、古紙リサイクル適性ランク及び表示方法については、「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ、適切に見直しを行うものとする。
  - ア、Aランクの材料のみ使用する場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」
  - イ. AまたはBランクの材料のみ使用(ア. の場合を除く)する場合は「板紙にリサイク ルできます」
  - ウ. CまたはDランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」
- 4 調達を行う各機関は、原則として表1に示されたAランクの資材等を使用して印刷物を 発注すること(参考として「環境率先行動計画推進掲示板」に仕様書例を掲載)なお、印刷 物の長期使用、強度補強等のため光沢ラミネート等を行うことが望ましい場合もあること を勘案し、使用目的等にあった資材を適切に選択すること。
- 5 判断の基準④の「植物由来の油を含有したインキ」とは、植物由来の油含有量の比率が、 インキの種類ごとに下表のとおり定める要件を満たすものをいう。

インキの種類	植物由来の油含有量比率
新聞オフ輪インキ	30%以上
ノンヒートオフ輪インキ	30%以上
枚葉インキ	20%以上
(ただし、金、銀、パール、白インキ)	(10%以上)
ビジネスフォームインキ	20%以上
ヒートセットオフ輪インキ	7%以上
各種 UV インキ	7%以上

- 6 「芳香族成分」とは、JIS K 2536 に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤 に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。
- 7 配慮事項②③④⑤⑧については、日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング(GP)認定制度』ガイドライン」を参考とすること。
- 8 調達を行う各機関は、必要に応じ表3のチェックリストを参考とし、印刷の各工程における基準について確認すること。
- 9 調達を行う各機関は、印刷物の必要な部数・量を適正に見積り、過大な発注とならない よう努めること。
- 10 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

表 1 古紙リサイクル適性ランクリスト

10 1	ロベクックノル過圧ノ・			
	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイク	紙へのリサイクルに	紙、板紙へのリサイク	微量の混入でも除去
	ルにおいて阻害にな	は阻害となるが、板紙	ルにおいて阻害になる	することが出来ない
	らない	へのリサイクルには		ため、紙、板紙への
		阻害とならない		リサイクルが不可能
				になる
1	【普通紙】	_	_	_
紙	アート紙/コート紙			
	/上質紙/中質紙/			
	更紙			
	【加工紙】	【加工紙】	【加工紙】	【加工紙】
	抄色紙(A)*/ファン	抄色紙(B)*/ファン	抄色紙(C)*/ファンシ	捺染紙/昇華転写紙
	シーペーパー(A)*/	シーペーパー(B)*/	ーペーパー(C)*/樹脂	/ 感熱性発泡紙/芳
	樹脂含浸紙(水溶性の	ポリエチレン等樹脂	含浸紙(水溶性のもの	香紙
	もの)	コーティング紙/ポ	を除く)/硫酸紙/タ	
		リエチレン等樹脂ラ	ーポリン紙/ロウ紙/	
		ミネート紙/グラシ	セロハン/合成紙/カ	
		ンペーパー/インデ	ーボン紙/ノーカーボ	
		ィアペーパー	ン紙/感熱紙/圧着紙	
2	【通常インキ】	【通常インキ】	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	_
1	凸版インキ/平版イ	水性グラビアインキ		
ーン	ンキ (オフセットイン	/ 水性フレキソイン		
+	キ) /溶剤型グラビア			
類	インキ/溶剤型フレ			
灰	キソインキ/スクリ			
	ーンインキ			
	【特殊インキ】	【特殊インキ】	【特殊インキ】	【特殊インキ】
	【ffがインヤ】   リサイクル対応型 UV	UV インキ/グラビア	【特殊インヤ】	昇華性インキ/発泡
	インキ☆/オフセッ	用金・銀インキ/OCR	おかりサンルボイン	インキ/芳香インキ
	1フイ☆/オフセラ   ト用金・銀インキ/パ	UV インキ/EB イン	一十/版圧イン十	インイ/ 万百インイ
	ールインキ/OCR イ	も/蛍光インキ		
	一ルイクヤノOCR イ   ンキ(油性)	イ/ 虫元1 ノイ		
	【特殊加工】			
		_	_	_
	OP = Z	F-*** A u rapid / s		
	【デジタル印刷イン	【デジタル印刷イン		
	キ類】	キ類】		
	リサイクル対応型ド	ドライトナー		
	ライトナー☆	<b>7</b> ± 1 ± 1 = <b>- 3</b>	<b>F</b> ±1 ± ±2 → <b>T</b>	
3	【製本加工】	【製本加工】	【製本加工】	_
加	製本用針金/ホッチ	製本用糸/EVA 系ホ	クロス貼り(布クロス、	
エ	キス等/難細裂化	ットメルト	紙クロス)	
資	EVA 系ホットメルト			
材	☆/PUR 系ホットメ			
	ルト☆/水溶性のり			
	【表面加工】	【表面加工】		
	光沢コート(ニス引き、	光沢ラミネート(PP		
	プレスコート)	貼り) /UV コート、		
		UV ラミコート/箔押		
		L		
Ь	ı	I	1	ı

	【その他加工】	【その他加工】	【その他加工】	_
	リサイクル対応型シ	シール(リサイクル対	立体印刷物(レンチキ	
	ール(全離解可能粘着	応型を除く)	ュラーレンズ使用)	
	紙)☆			
4	_	【異物】	【異物】	【異物】
そ		粘着テープ(リサイク	石/ガラス/金物(製	芳香付録品(芳香剤、
の		ル対応型)	本用ホッチキス、針金	香水、口紅等)
他			等除く)/土砂/木片	
			/プラスチック類/布	
			類/建材(石こうボー	
			ド等)/不織布/粘着	
			テープ(リサイクル対	
			応型を除く)	

- 備考) 1 ☆印の資材(難細裂化 EVA 系ホットメルト、PUR 系ホットメルト、リサイクル対応型 UV インキ、リサイクル対応型シール、リサイクル対応型ドライトナー)は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。
  - 2 \* 印の資材(抄色紙、ファンシーペーパー)は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

表 2 オフセット印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工程	項目	基準
	デジタル化	工程のデジタル化(DTP 化)率が 50%以上であること。
製版	廃液及び製版フィルム	製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルム
	からの銀回収	から銀の回収を行っていること。
刷版	印刷版の再使用又はリ	印刷版(アルミ基材のもの)の再使用又はリサイクルを行って
אנת נינויו	サイクル	いること。
	VOC の発生抑制	廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等のVOCの発生抑制策を
rn rn		講じていること。
印		輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置
刷		を設置し、適切に運転管理していること。
Whil	製紙原料へのリサイク	損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料へのリ
	ル	サイクル率が 80%以上であること。
表面	VOC の発生抑制	アルコール類を濃度 30%未満で使用していること。
加工	製紙原料等へのリサイ	損紙等(光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム)
/Ju	クル	の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上であること。
	騒音•振動抑制	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じてい
製本		ること。
加工	製紙原料へのリサイク	損紙等(製本工程から発生する損紙)の製紙原料へのリサイク
	ル	ル率が 70%以上であること。

- 備考) 1 本基準は、印刷役務の元請、下請を問わず、印刷役務の主たる工程を行う者に適用する ものとし、オフセット印刷に関連する印刷役務の一部の工程を行う者には適用しない。
  - 2 製版工程においては、「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムからの銀回収」のいずれかを満たせばよいこととする。
  - 3 製版工程の「銀の回収」とは、銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者、廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお、廃液及び製版フィルムからの銀の回収は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。
  - 4 刷版工程の印刷版の再使用又はリサイクル(印刷版に再生するものであって、その品質が低下しないリサイクルを含む)は、技術的に不可能な場合を除き、実施しなければならない。

5 表面加工工程の「製紙原料等へのリサイクル」には、製紙原料へのリサイクル以外のリサイクル(RPF への加工やエネルギー回収等)を含む。

#### 表3 オフセット印刷の工程における環境配慮チェックリスト様式(例)

	作成年月日:	年	月	日
御中	·			

オフセット印刷の工程における環境配慮チェックリスト

〇〇印刷株式会社

工程	実 現	基準(要求内容)
	はい/いいえ	①次の A 又は B のいずれかを満たしている。
製版		A 工程のデジタル化(DTP 化)率が 50%以上である。
衣瓜		B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムか
		ら銀の回収を行っている。
刷版	はい/いいえ	②印刷版(アルミ基材のもの)の再使用又はリサイクルを行っている。
	はい/いいえ	③廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等の VOC の発生抑制策を講じ
		ている。
印	はい/いいえ	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設
刷		置し、適切に運転管理している。
ניווא	はい/いいえ	⑤損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料へのリサイク
		ル率が 80%以上である。
表面	はい/いいえ	⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。
加工	はい/いいえ	⑨損紙等(光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム)の製紙
ЛПТ		原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
製本	はい/いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
加工	はい/いいえ	⑪損紙等(製本工程から発生する損紙)の製紙原料へのリサイクル率が
カルユ		70%以上である。

備考) 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を 行うことができる

# 22-3 食堂

(1) 品目及び判断の基準等

#### 食堂

#### 【判断の基準】

- 〇庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂にあっては、次の要件を満たすこと。
  - ①生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。
  - ②繰り返し利用できる食器が使われていること。

- ①生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。
- ②生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミ と一緒にコンポスト処理されること。
- ③食堂で使用する食材は、地域の農林水産物の利用の促進に資するものであること。
- ④修繕することにより再使用可能な食器、又は再生材料が使用された 食器が使われていること。
- ⑤再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること。
- 備考) 1 会議等において提供される飲物等を庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店等の飲食店から調達する場合は、本項の判断の基準を準用する。
  - 2 配慮事項③における「地域の農林水産物の利用」とは、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(平成 22 年法律第 67 号)第 25 条の趣旨を踏まえ、国内の地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費すること及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。

# 22-4 自動車専用タイヤ更生

(1) 品目及び判断の基準等

# 自動車専用

## 【判断の基準】

- タイヤ更生
- ○次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ①第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ(ケーシング)に、 踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命に おける使用を可能にするものであること。
  - ②再生することなく再溝切り(リグルーブ)が可能であること。

#### 【配盧事項】

- ①ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化に配慮されていること。
- ②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び 廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 備考) 1 本項の判断の基準の「自動車専用タイヤ更生」において対象とするタイヤは、「小形トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」「産業車両用タイヤ」及び「建設車両用タイヤ」とする。
  - 2 JIS K 6329 (更生タイヤ) に適合する更生タイヤは、判断の基準①を満たす。

## 22-5 自動車整備

(1) 品目及び判断の基準等

#### 自動車整備

#### 【判断の基準】

- ①自動車リサイクル部品(リユース部品(使用済自動車から取外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。)又はリビルド部品(使用済自動車から取り外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。)をいう。)が使用されていること。
- ②エンジン洗浄を実施する場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
  - ア. 大気汚染物質(炭化水素及び一酸化炭素)がエンジン洗浄実施前後に おいて、20%以上削減されること。

なお、エンジン洗浄を実施すべき自動車の状態については、大気汚染物質の発散防止のために通常必要となる整備の実施後において、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による炭化水素及び一酸化炭素の測定結果が、表の区分ごとの値を超える場合とする。

イ. エンジン洗浄の実施直後及び法定12ヶ月点検において判断の基準の効果を確認し、通常必要となる整備が適切に実施されており、かつエンジン洗浄実施前の測定値から20%以上削減されていなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施する等の補償を行う体制が確保されていること。

- ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時 の負荷低減に配慮されていること。
- ②エンジン洗浄の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積が図られていること。また、エンジン洗浄に関する環境負荷低減効果や費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに、当該情報が開示されていること
- ③ロングライフクーラントの再利用に努めていること。
- ④自動車整備に当たって、使用するエネルギーや溶剤等の資源の適正使用 に努め、環境負荷低減に配慮されていること。
- 備考) 1 本項の判断の基準①は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行う ために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの(消耗品の交 換を除く。)を対象とする。
  - 2 本項における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車(ただし、二輪車 は除く。)をいう。
  - 3 部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合においては、新品部 品のみによる整備についても本項の集計の対象とする。
  - 4 本項の判断の基準②の対象とする「エンジン洗浄」は、炭化水素測定器及び一酸化炭素 測定器による測定を伴う定期点検整備等を行うため自動車整備事業者等に発注する役務で あって、表の基準を超える場合に実施する自動車のエンジン燃焼室の洗浄により内部に蓄 積されたカーボン・スラッジ等を取り除くものをいう。
  - 5 本項の判断の基準②については、ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽 自動車(2 サイクル・エンジンを有するこれらのものを除く)を対象とする。
  - 6 本項の判断の基準②アのエンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準は、大気汚染防止法 に基づく自動車排出ガスの量の許容限度(昭和49年1月21日環境庁告示第1号)による。

7 エンジン洗浄を実施していない自動車整備事業者や自動車販売事業者からの当該作業の依頼については、対応を図る体制が確保されていること。

# 表 エンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準

自動車の種類	一酸化炭素 (CO)	炭化水素(HC)
普通自動車、小型自動車	1%	300ppm
軽自動車	2%	500ppm

## 22-6 庁舎管理等

## (1) 品目及び判断の基準等

#### 庁舎管理

#### 【判断の基準】

- ①庁舎管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の 基準を満たしている物品が使用されていること。
- ②当該施設において実施すべき、次のアからエに関する措置等を選定するとともに、当該措置等に関連する設備・機器等の運転条件、計測頻度、保守・ 点検頻度、方法等の管理基準に基づき、実施状況を施設管理者に毎月報告すること。
  - ア、温湿度の適切な設定及び管理がなされていること。
  - イ、照明効率を維持するための措置が講じられていること。
  - ウ. 空気調和設備、熱源設備のエネルギー効率を維持するための措置が講 じられていること。
  - エ. 受変電設備、制御設備及び給排水衛生設備等について、適切な管理及 び措置が講じられていること。
- ③常駐管理にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量について施設管理者に毎月報告し、前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者に次の提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。
  - ア. エネルギー使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果 を踏まえた適切な省エネルギー対策(施設利用者と連携して行う省エネルギー対策を含む。)。
  - イ. 水の使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏ま えた適切な節水対策(施設利用者と連携して行う節水対策を含む。)。
  - ウ. 廃棄物の排出量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を 踏まえた適切な廃棄物排出抑制対策、省資源対策(施設利用者と連携し て行う廃棄物排出抑制対策、省資源対策を含む。)。
- ④常駐管理以外にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の 排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力してその要因分析を行ない、削減対策について提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。
- ⑤庁舎管理に空気調和設備、熱源設備の維持管理を含む場合にあっては、冷媒として用いられるフロン類の漏えいの防止のための適切な措置が講じられていること。

- ①エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年経済産業省告示第66号)」及び「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針(平成25年経済産業省告示第271号)」を踏まえ、建築物衛生法に基づく建築物環境衛生管理基準等に配慮の上、庁舎におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。
- ②施設のエネルギー管理、使用実態に関する分析・評価に当たっては、各種 管理・評価ツールの活用に努めていること。
- ③庁舎管理において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当

しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めていること。

#### 植栽管理

#### 【判断の基準】

- ①植栽管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の 基準を満たしている物品が使用されていること。
- ②病害虫予防として、適切な剪定や刈込みを行って通風をよくし、日照等を確保するとともに、適切な防除手段を用いて、害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病害虫・雑草管理を行う体制が確保されていること。
- ③農薬の使用の回数及び量の削減に努めているとともに、農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を、ラベルに記載されている使用方法(使用回数、使用量、使用濃度等)及び使用上の注意事項を守って、適正かつ効果的に使用されるものであること。

- ①灌水の雨水利用に配慮されていること。
- ②剪定・除草において発生した、小枝・落葉等の処分について、堆肥化等の環境負荷低減が図られていること。
- ③施肥に当たっては、植栽管理において発生した落葉等からできた堆肥(土壌改良材)が使用されていること。
- ④植替え等が生じた場合、既存の植栽を考慮し、病害虫の発生しにくい樹種 の選定等について、施設管理者への提案が行われること。
- ⑤植栽管理に当たり、使用する機材・器具等については、可能な限り環境負荷低減策が講じられていること。
- ⑥植栽管理に当たり、可能な限り、再使用又は再生利用可能であって、土の 代替となる植込み材の使用に努めていること。
- 備考) 1 「常駐管理」とは定められた時刻において、業務実施者が常駐し、常時施設の運転・監 視及び日常点検・保守等の業務にあたる管理形態をいう。
  - 2 庁舎管理に係る判断の基準②、③及び④については、契約の対象となる業務の範囲に当該基準に関連する内容が含まれる場合に適用するものとする。
  - 3 庁舎管理に係る判断の基準②の施設において実施すべき措置等は、当該施設の管理形態、 建物の規模、設備・機器等の利用状況を勘案し、施設管理者と協議の上、別表を参考とし て選定するものとする。
  - 4 「施設利用者」とは、入居者又は来庁者をいう。
  - 5 庁舎管理に係る判断の基準②、③及び④については、施設の改修、大規模な設備・機器 の更新・導入等の措置・対策は含まれないものとする。
  - 6 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年 法律第 64 号) 第 2 条第 1 項に定める物質をいう。
  - 7 本項の判断の基準の対象とする「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等 の管理とする。
  - 8 植栽管理に係る判断の基準②の「総合的病害虫・雑草管理を行う体制」とは、発生状況 等の調査、被害の早期発見、剪定や捕殺などの物理的防除も含めた防除方法の選択等、経 済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に講じる体制をいう。
  - 9 植栽管理に係る判断の基準②及び③については、農薬の使用に係る施設管理者や周辺地域への情報提供、農薬の飛散防止、適正使用の記録の保持等、「住宅地等における農薬使用について(平成25年4月26日付25消安第175号環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知)」に準拠したものであること。

#### 清掃

#### 【判断の基準】

- ①清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準 を満たしている物品が使用されていること。
- ②洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。
- ③ごみの収集は、資源ごみ(紙類、缶、びん、ペットボトル等)、生ごみ、 可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。
- ④資源ごみのうち、紙類については、古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されていること。また、分別が不徹底であった場合や排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力して改善案の提示がなされること。
- ⑤清掃に使用する床維持剤 (ワックス)、洗浄剤等の揮発性有機化合物の含有量が指針値以下であること。
- ⑥環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者であり、より環境負荷低減が図られる清掃方法等について、具体的提案が行われていること。

- ①清掃に用いる床維持剤、洗浄剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮 されていること。
- ②補充品等は、過度な補充を行わないこと。
- ③洗剤を使用する場合は、清掃用途に応じ適切な水素イオン濃度 (pH) のものが使用されていること。
- ④清掃に使用する床維持剤、洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質 を含まないものが使用されていること。
- ⑤清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に 努めていること。
- ⑥建物の状況に応じた清掃の適切な頻度を提案するよう努めていること。
- ⑦清掃において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること。
- 備考) 1 清掃における判断の基準④の紙類の排出にあたって、調達を行う各機関は、庁舎等における紙類の使用・廃棄の実態を勘案しつつ、清掃事業者等と協議の上、古紙排出に当たっての分類を定め、古紙再生の阻害要因となる材料の混入を排除して、分別を徹底すること。印刷物について、印刷役務の判断の基準を満たしたリサイクル対応型印刷物は、紙向けの製紙原料として使用されるよう、適切に分別すること。
  - 2 清掃における判断の基準⑤の揮発性有機化合物の指針値については、厚生労働省の定める室内濃度指針値に基づくものとする。
  - 3 清掃における判断の基準⑥の環境負荷低減が図られる清掃方法等とは、汚染度別の清掃 方法の採用、室内環境の汚染前に除去する予防的清掃方法の採用、清掃用機材の性能維持 による確実な汚染除去の実施等をいう。
  - 4 清掃の配慮事項③については、家庭用品品質表示法に基づく水素イオン濃度(pH)の区分を 参考とすること。なお、床維持剤及び床用洗浄剤については、原液で pH5~pH9 が望ましい。
  - 5 清掃の配慮事項④の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及 び管理の改善の促進に関する法律の対象となる物質をいう。

# 機密文書処

理

#### 【判断の基準】

- ①当該施設において排出される紙の種類や量を考慮し、施設の状況に応じた分別方法及び処理方法の提案がなされ、製紙原料として適切な回収が 実施されること。
- ②機密文書の処理にあたっては、排出・一時保管、回収、運搬、処理の各段階において、機密漏洩に対する適切な対策を講じたうえで、製紙原料としての利用が可能となるよう次の事項を満たすこと。
  - ア、古紙再生の阻害となるものを除去する設備や体制が整っていること。
  - イ. 直接溶解処理にあたっては、異物除去システムが導入された設備 において処理されること。
  - ウ. 破砕処理にあたっては、可能な限り紙の繊維が保持される処理が行われること。
- ③適正処理が行われたことを示す機密処理完了証明書を発注者に提示できること。

- ①機密文書の発生量を定期的に集計し、発注者への報告がなされること。
- ②紙(印刷・情報用紙及び衛生用紙)として再生可能な処理が行われること。
- ③運搬にあたっては、積載方法、搬送方法、搬送ルートの効率化が図られていること。
- ④可能な限り低燃費・低公害車による運搬が行われること。
- 備考) 1 調達を行う各機関は、廃棄書類の排出にあたって機密の度合や必要性を考慮し、可能な 限り機密文書として排出する量の削減に努めること。
  - 2 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
    - ア. 判断の基準②の破砕処理の発注にあたっては、裁断紙片の大きさについて確認を行うこと(古紙の再生においては、裁断した紙片が望まれる機密性の範囲において、より大きい方が望ましい。事業者による裁断紙片サイズの目安は10mm×50mm以上)。
    - イ. 庁舎等内におけるシュレッダー処理は、一般的に古紙原料としての利用適性が低下することから、機密の度合いや必要性を考慮して行うこと。シュレッダー屑は廃棄・焼却せず、紙の種類に応じて適切に製紙原料として使用されるよう、古紙回収業者や機密文書処理事業者等に回収・処理を依頼するよう努めること(古紙として再生に適した紙幅の目安は5mm以上)。
  - 3 判断の基準③の「機密処理完了証明書」とは、回収された機密文書が機密抹消処理後に 製紙原料として使用されたことを証明する書類をいう。なお、この証明書は溶解、破砕な どの処理を事業者に委託した場合に提示されるものであり、調達を行う各機関内でシュレ ッダー処理を行ったシュレッダー屑についてはこの限りではない。

#### 害虫防除

#### 【判断の基準】

- ①害虫防除において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の 基準を満たしている物品が使用されていること。
- ②殺そ剤及び殺虫剤の乱用を避け、生息状況等の調査を重視した総合的な防 除措置が講じられていること。
- ③害虫等の発生・侵入を防止するための措置が講じられていること。
- ④防除作業にあたり、事前計画や目標が設定されていること。また、防除作業後に、効果判定(確認調査、防除の有効性評価等)が行われていること。
- ⑤殺そ剤又は殺虫剤の使用に当たっては、薬事法上の製造販売の承認を得た 医薬品又は医薬部外品を使用し、使用回数・使用量・使用濃度等、適正か つ効果的に行われていること。

- 〇生息状況等に応じた適切な害虫防除方法等を提案するよう努めていること。
- 備考) 本項の判断の基準と対象とする「害虫防除」は、建築物における衛生的環境の確保に関する 法律を基本に、庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他人の健康を損なう事態を生じさせるお それのある動物等の防除とする。

# 庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例

		管理基準 (例)		① 日	② 利	③ 管
対象設備等	省エネルギー対策(例)	常駐管理	常駐管理以外	常・定期点検	者 の	理運用面
	受変電室の室内温度の見直し	季節ごとに実施				0
受変電設備	デマンドの状況により手動に よるこまめな調節	随時実施	_			0
	進相用コンデンサによる力率 管理の徹底(手動の場合)	随時実施	_	0		
	作業スペースの過剰照明、窓際 の間引き	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施		0	
	廊下・ホールの消灯、間引きの 徹底	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施		0	
	トイレ・給湯室不在時の消灯	毎日実施	_		0	
	空室・倉庫等の消灯	毎日実施	適宜実施			0
	昼休みの消灯	毎日実施	<del>_</del>		0	
	残業時間帯における部分消灯、 場所の集約化	毎日実施			0	
07 no =n./#	始業点灯時間の短縮・制限	毎日実施			0	
照明設備	器具の清掃による照明効率の 向上	年1回以上実施	年1回以上実施	0		
	定期的なランプ交換の実施	1回/2~3年	1回/2~3年			0
	間仕切りの取り止め	適宜実施			0	
	0A ルーバーの取り止め	適宜実施	_		0	
	机の配置、作業個所の適正化	適宜実施	_		0	
	ソーラータイマーのこまめな 調整	月1回以上実施	月1回以上実施			0
	局部照明の採用	随時実施			0	
	手動によるこまめな点消灯	随時実施			0	
	エレベータ・エスカレータの運 転間引き	毎日実施	_			0
搬送設備	階段利用の促進	毎日実施	_		0	
	停止階の間引き	毎日実施	_			0
	庁舎内配送共同化の実施	毎日実施	_		0	
給排水• 衛生設備	給湯時間の制限と給湯範囲の 縮小	季節・外気温に応 じ実施	季節ごとに実施		0	
	夏期における手洗い場等の給 湯の停止	当該期間毎日実施	当該期間適宜実施			0
	給湯温度の設定変更	季節・外気温に応 じ実施	季節ごとに実施			0
	使用上、支障の無い範囲で給 水・給湯の分岐バルブを絞込み	適宜実施	適宜実施			0

		管理基準	<b>進(例)</b>	① 日	② 利	③ 管
対象設備等  省	省エネルギー対策(例)	常駐管理	常駐管理以外	定期	カ	理運用面
	機械室、電気室、倉庫の換気量 の制限	随時実施	随時実施	0		
と と と と と と と は は は は は は は は は は は は は	不使用室の換気停止(倉庫、機 械室等)	適宜実施	適宜実施			0
THE IN WALK IN	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応 じ実施	_		0	
	ファンベルトの点検・交換	年1回以上実施	年1回以上実施	0		
	室内設定温湿度条件の変更	季節・外気温に応 じ実施	季節ごとに実施		0	
	運転時間の短縮など機器の起動・停止期間の最適化	毎日実施	季節ごとに実施	0		
	季節毎・室内負荷状況に応じた 運転方法の最適化	週1回以上実施	季節ごとに実施			0
	空調終了前に関連補機(外調機・熱源機器)などの停止の励行	毎日実施	_	0		
	インテリア・ペリメータの年間 冷暖房の取り止め	季節・外気温に応 じ実施	_			0
	温湿度センサの取付位置の適 正化	適宜実施	適宜実施	0		
	吹出し口の位置、方向の調整に よる温度分布均一化	適宜実施	適宜実施	0		
	冷暖房期間の短縮化	季節・外気温に応 じ実施	_		0	
熱源・空調	空室・倉庫等の空調換気の停止	適宜実施	適宜実施			0
設備共通	運転時間の短縮	毎日実施	_			0
	残業時間帯の空調制限	毎日実施	_		0	
	ブラインド・カーテンの休日前 の閉止による休日明けの空調 負荷の低減	毎日実施	_		0	
	早朝・深夜の清掃作業における 空調制限	毎日実施	_			0
	空調時間帯の扉・窓開放の禁止	季節・外気温に応 じ実施	_		0	
	空調の障害となる間仕切り・家 具の配置の変更	随時実施	_		0	
	共用部の温度設定を居室より も緩和する措置の実施	毎日実施	季節ごとに実施			0
	個人差による衣服の調整など 居室者に対する啓蒙活動の実施	季節ごとに実施	季節ごとに実施		0	
	夏季における屋上等への散水の 実施(気化熱による打ち水効果)	当該期間外気温に 応じ実施	_			0

対象設備等	省エネルギー対策(例)	管理基準(例)		① 日	② 利	③ 管
		常駐管理	常駐管理以外	常・定期点検	者	理運用面
	各種センサを含む自動制御装 置の適正保守の実施	随時実施	随時実施	0		
	エアーフィルタの定期清掃の 実施	年2回以上実施	年2回以上実施	0		
	冷温水フィンコイルの定期清 掃の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	0		
	空調の還気、吹出し口の障害物の撤去	随時実施	_	0		
	ウォーミングアップ制御の採用	毎日実施	_			0
	空調立ち上げ時に対し定常運 転後に設定温度を2℃~3℃ 上げる又は下げる措置の実施	季節・外気温に応 じ実施	_			0
個別空調機	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応 じ実施	_		0	
	ナイトパージの実施	季節・外気温に応 じ実施	_			0
	ショートサーキットの防止	随時実施	随時実施			0
	スケジュール運転の実施	随時実施	随時実施			0
	ダクトのエアー漏れ・水漏れ・ 保温材の脱落等について保守 管理の徹底	年1回以上実施	年1回以上実施	0		
	全熱交換器の清掃管理	年2回以上実施	年2回以上実施	0		
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応 じ実施	季節ごとに実施			0
	ゼロエナジーバンドの最適化	毎日実施	_			0
	省エネ温度管理の実施(冷水は 高め、温水は低め)	毎日実施	_			0
セントラル 空調システ	冷温水の大温度差運転の制御 運転の実施(ポンプの搬送動力 の低減)	随時実施	_			0
ム関連	冷温水・冷却水の定期的な水質 管理の実施(熱伝導率低下の防 止)	月 1 回以上実施	月1回以上実施	0		
	空調終了30分程度前での熱 源機器の停止	毎日実施	_			0
	空気比・排ガス温度等燃焼装置 の最適化の実施	随時実施	随時実施			0
	伝熱面の清掃・スケール等の除去	年1回以上実施	年1回以上実施	0		
ボイラ	熱交換器類の伝熱面の管理	月1回以上実施	月1回以上実施	0		
ハイフ 	ボイラーの水質管理	月1回以上実施	月1回以上実施	0		
	蒸気トラップの機能維持(ドレンの回収)の実施	月1回以上実施	月1回以上実施	0		
	機器の COP 値(効率)の管理	随時実施	_	0		

		管理基準	<b>準(例)</b>	① 日	② 利	③ 管
対象設備等	省エネルギー対策(例)	常駐管理	常駐管理以外	常・定期点検	用者の協力	理運用面
	冷凍機の運転圧力の適正管理	随時実施	随時実施	0		
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ 清掃などのチューブ内部洗浄 の実施	適宜実施	適宜実施	0		
冷凍機	温度計・圧力計などの計測機器 の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	0		
	マノメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	0		
	機器の COP 値(効率)の管理	随時実施	_	0		
	機内の機密の適正な維持管理	随時実施	随時実施	0		
冷温水発生	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ 清掃などのチューブ内部洗浄 の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	0		
機・吸収式 冷凍機	温度計・圧力計などの計測機器 の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	0		
	マノメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施	0		
	機器の COP 値(効率)の管理	随時実施	_	0		
冷却塔	充填材の汚れ、水質の汚れ等の 管理	随時実施	随時実施	0		
기기기급	冷却塔水槽の清掃	随時実施	随時実施	0		
	冷却水の薬注管理の実施	随時実施	随時実施	0		
	ニ次ポンプの起動・停止・圧 カ・流量の最適化の実施	随時実施	_	0		
ポンプ関連	グランドパッキン等の水量適正管理の実施	月1回以上実施	月1回以上実施	0		
	断熱材の状態管理	年2回以上実施	年2回以上実施	0		
	3管・4管式設備の場合、状況 に応じた運転停止などの実施	随時実施	_	0		
蓄熱槽	蓄熱槽における水・氷蓄熱量の 最適化運転の実施	随時実施	_			0
	槽内温度分布の適正管理	随時実施	_			0
	ペリメータ用ファンコイルの 運転最適化(時間帯・設定温度)	季節・外気温に応 じ実施	_	0		
ファンコイ	エアーフィルタの定期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施	0		
ル	冷温水フィンコイルの定期的 な清掃	年2回以上実施	年2回以上実施	0		
	空調の還気、吹出し口の障害物 の撤去	随時実施	_	0		

	省エネルギー対策(例)	管理基準 (例)		① 日	利	③ 管
対象設備等		常駐管理	常駐管理以外	常・定期点検	用者の協力	理運用面
	室外機フィンコイルの定期的 な洗浄	年1回以上実施	年1回以上実施	0		
	室内機フィンコイルの定期的 な洗浄	年1回以上実施	年1回以上実施	0		
   空冷ヒート   ポンプ	室内機のエアーフィルタの定 期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施	0		
(水グ)	運転圧力・運転電流などによる 運転状況の確認・管理	毎日実施	_	0		
	全熱交換器の清掃	年2回以上実施	年2回以上実施	0		
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応 じ実施	季節ごとに実施			0
	室内機フィンコイルの定期的 な洗浄	年1回以上実施	年1回以上実施	0		
	エアーフィルタの定期的な清 掃	月1回以上実施	月1回以上実施	0		
水冷パッケ ージ方式	運転圧力・運転電流などによる 運転状況の確認・管理	毎日実施	_	0		
	全熱交換器の清掃	年2回以上実施	年2回以上実施	0		
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応 じ実施	季節ごとに実施			0
	冷却水薬洗の実施	年1回以上実施	年1回以上実施	0		
その他	自動販売機の節電(照明を消 灯・夜間運転停止時)の実施	毎日実施	_			0
	OA 機器は昼休み等にスイッチ を OFF	毎日実施	_		0	
	ブラインド・カーテンの有効利 用	毎日実施	_		0	
	省エネに必要なエネルギーデ ータの把握	毎日実施	月1回以上実施	0		

\_\_\_\_\_\_\_注:「①日常・定期点検」は日常点検・定期点検業務で実施可能な項目

「②利用者の協力」は施設利用者 (入居者、来庁者) に協力を求めることにより実施可能な項目

「③管理・運用面」は設備・機器等の管理・運用面において実施可能な項目

# 22-7 輸配送

## (1) 品目及び判断の基準等

#### 輸配送

#### 【判断の基準】

- ①エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。
- ②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。
- ③大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備を実施していること。
- ④モーダルシフトを実施していること。
- ⑤輸配送効率の向上のための措置が講じられていること。
- ⑥上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑤については 実施の有無がウエブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確 認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。

#### 【配盧事項】

- ①エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準(経済産業省・国土交通省告示第7号(平成18年3月31日)」及び「貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針」(経済産業省・国土交通省告示第2号(平成26年1月17日)」を踏まえ、輸配送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。
- ②低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による輸配送が実施されていること。
- ③輸配送に使用する車両台数を削減するため積載率の向上が図られていること。
- ④輸配送回数を削減するために共同輸配送が実施されていること。
- ⑤エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。
- ⑥道路交通情報通信システム(VICS)対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム(ETC)等、高度道路交通システム(ITS)の導入に努めていること。
- ⑦販売されている宅配便、小包郵便物等の包装用品については、再生利用の 容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑧事業所、集配拠点等の施設におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。
- ⑨契約により輸配送業務の一部を行う者に対して、可能な限り環境負荷低減に向けた取組を実施するよう要請するものとする。
- ⑩自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年6月3日法律第70号)の対策地域を走行する輸配送にあっては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸配送が行われていること。
- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「輸配送」とは、国内向けの信書、宅配便、小包郵便物 (一般、冊子等)及びメール便をいう。
  - 1)「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。
  - 2)「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物

の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であって、重量 30kg 以下の一口一個の貨物をいう。

- 3)「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量な荷物を荷送人から引き受け、 それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスで あって、重量 1kg 以下の一ロー冊の貨物をいう。
- 2 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」(平成 24 年 10 月) に基づく運転をいう。

(参考) ①ふんわりアクセル『eスタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧不要な荷物はおろそう⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう

- 3 判断の基準②の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満たす ことをいう。
  - ア、エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
  - イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成(既存マニュアルの活用を 含む)、エコドライブの推進体制を整備していること。
  - ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。
  - エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。
- 4 判断の基準③の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両 法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環 境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施し ていることをいう。
- 5 「モーダルシフト」とは、貨物輸送において、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄 道貨物輸送・内航海運の活用により、輸送機関(モード)の転換(シフト)を図ることを いう。
- 6 判断の基準⑤の「輸配送効率の向上のための措置」とは、次の要件をすべて満たすこと をいう。
  - ア. エネルギーの使用に関して効率的な輸配送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。
  - イ. 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸配送経路を選択できる仕組みを有していること。
  - ウ. 輸配送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。
  - エ. 輸配送先、輸配送量に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分け、全体として輸配送 距離を短縮していること。
- 7 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成 16 年法律 77 号)第2条第4項に規定する環境報告書をいう。
- 8 配慮事項②の低燃費・低公害車とは、本基本方針に示した「13-1 自動車」を対象 とする。
- 9 「契約により輸配送業務の一部を行う者」とは、本項の役務の対象となる輸配送業務の 一部を当該役務の提供者のために実施するものをいう。

# 車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

#### 【点検・整備の推進体制】

- □ 点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残して いること。
- □ 点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを 有すること。

# 【車両の適切な点検・整備】

- 点検・整備を整備事業者に依頼するに当たっては、車両の状態を日常から把握し、その状況について伝えていること。
- 目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
- フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている(漏れている)と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。

## 【自主的な管理基準による点検・整備】

#### (エア・クリーナ・エレメント関連)

■ エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

## (エンジンオイル関連)

- エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走 行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
- エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参 考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

#### (燃料装置関連)

□ 燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を 参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

#### (排出ガス減少装置関連)

■ 排出ガス減少装置(DPF、酸化触媒)の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

#### (その他)

- タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
- □ トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考 に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
- □ トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走 行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
- □ デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、 走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
- □ デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行 距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

#### 注:「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目

「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

## 22-8 旅客輸送(自動車)

(1) 品目及び判断の基準等

#### 旅客輸送

#### 【判断の基準】

- ①エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。
- ②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。
- ③エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。
- ④旅客輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が 講じられていること。
- ⑤上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から④については 実施の状況がウエブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に 確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。

#### 【配盧事項】

- ①エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準(経済産業省・国土交通省告示第6号(平成18年3月31日)」及び「旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用旅客輸送事業者の指針(経済産業省・国土交通省告示第3号(平成26年1月17日)」を踏まえ、旅客輸送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。②低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による旅客輸送が実施されていること。
- ③エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。
- ④道路交通情報通信システム(VICS)対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム(ETC)等、高度道路交通システム(ITS)の導入に努めていること。
- ⑤事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。
- ⑥GPS-AVMシステムの導入による効率的な配車に努めていること。
- 備考) 1 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」(平成 24 年 10 月) に基づく運転をいう。

(参考) ①ふんわりアクセル『eスタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧不要な荷物はおろそう⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう

- 2 判断の基準②の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。
  - ア、エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
  - イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成(既存マニュアルの活用を含む)、エコドライブの推進体制を整備していること。
  - ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。
  - エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。

- 3 判断の基準③の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両 法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環 境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施し ていることをいう。
- 4 判断の基準④の「旅客輸送効率の向上のための措置」及び「空車走行距離の削減のための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。
  - 一般貸切旅客自動車にあっては次の要件ア及びイを満たすことをいう。
  - ア. エネルギーの使用に関して効率的な旅客輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。
  - イ、輸送人数、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。
  - 一般乗用旅客自動車にあっては次の要件ウを満たすことをいう。
  - ウ. 配車に無線を導入していること、あるいは他の通信・情報機器等を利用し運転者との 連絡が取れる体制を有していること。
- 5 配慮事項②の低燃費・低公害車とは、本基本方針に示した「13-1 自動車」を対象 とする。
- 6 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成 16 年法律 77 号)第2条第4項に規定する環境報告書をいう。

## 車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

# 【点検・整備の推進体制】

- □ 点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残して いること。
- □ 点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを 有すること。

#### 【車両の適切な点検・整備】

- 車両の状態を日常から把握し、環境に対して影響のある現象が確認された時には、直 ちに点検・整備を実施していること。
- ディーゼル車にあっては、目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
- フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている(漏れている)と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。

## 【自主的な管理基準による点検・整備】

#### (エア・クリーナ・エレメント関連)

■ ディーゼル車にあっては、エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、 メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管 理基準を設定し、実施していること。

### (エンジンオイル関連)

- エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走 行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
- エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参 考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

## (燃料装置関連)

□ ディーゼル車にあっては、燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

#### (排出ガス減少装置関連)

■ ディーゼル車にあっては、排出ガス減少装置 (DPF、酸化触媒) の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

#### (その他)

- タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
- □ トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考 に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
- □ トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走 行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
- デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、 走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
- □ デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行 距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

#### 注:「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目

「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

## 22-9 照明機能提供業務

(1) 品目及び判断の基準等

# 蛍光灯機能 提供業務

## 【判断の基準】

- ○次の要件を満たす機能提供型サービス(サービサイジング)であること。
  - ①使用目的に不都合がなく器具に適合する場合、蛍光ランプに係る判断の 基準(ランプ参照)を満たす蛍光灯が使用されていること。
  - ②回収した蛍光灯のうち成型品で回収されたものについては再資源化率が95%以上であること。
  - ③蛍光灯の適正処理終了を示す証明書を発行し、顧客に提示できること。

- ①使用済蛍光ランプの回収容器は、繰り返し使えるものを使用するなど、環境負荷低減に配慮されていること。
- ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び 廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ③使用済蛍光ランプの回収に当たっては、施設管理者と協力し、破損なく回収するよう努めていること。
- ④蛍光ランプの配送・回収に関し、定期ルート便や共同配送等の効率的な物 流網を構築していること。
- 備考) 1 本項の判断の基準の「機能提供型サービス(サービサイジング)」とは、蛍光灯の所有権を 業務提供者から移さず機能のみを提供し、輸送・回収・廃棄にかかる責任を業務提供者が負 う役務をいう。
  - 2 判断の基準③の「蛍光灯の適正処理終了を示す証明書」は、電子マニフェストや IT を活用したマニフェスト管理システムなど証明書に準ずるものでも可能とする。

# 22-10 小売業務

(1) 品目及び判断の基準等

# 庁舎等にお いて営業を 行う小売業

務

## 【判断の基準】

- 〇庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗 にあっては、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために、次のいずれ かの要件を満たすこと。
  - ①容器包装の過剰な使用を抑制するための独自の取組が行われていること。
  - ②消費者の容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組が 行われていること。

- ○店舗において取り扱う商品については、再使用のために容器包装の返却・ 回収が可能なものであること、又は簡易包装等により容器包装の使用量を 削減したものであること。
- 備考) 1 判断の基準①の独自の取組とは、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することその他の小売業者自らが容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。
  - 2 判断の基準②の独自の取組とは、商品の販売に際して消費者に容器包装を有償で提供すること、自ら買物袋等を持参しない消費者に対し繰り返し使用が可能な買物袋等を提供すること、容器包装の使用に関する意思を消費者に確認することその他の消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。

## 22-11 クリーニング

## (1) 品目及び判断の基準等

## クリーニング

#### 【判断の基準】

- ①ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の 環境負荷低減が図られていること。
- ②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。
- ③ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。

## 【配慮事項】

- ①揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。
- ②ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。
- ③事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。
- ④可能な限り低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。
- ⑤包装材(ポリ包装資材、袋等)の削減に努めていること。
- ⑥省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。
- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「クリーニング」は、クリーニング業法(昭和 25 年法律 第 207 号)に定めるクリーニング業をいう。ただし、毛布、ふとん、モップ等、他の品目 としてリース・レンタル契約により調達する場合、調達先事業者が行う当該製品のクリーニングには本項の判断の基準は適用しない。
  - 2 「ドレン」とは、蒸発してできた蒸気(飽和蒸気)が放熱や熱の利用により凝縮水へ状態変化したものをいう。
  - 3 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」(平 成 24 年 10 月) に基づく運転をいう。

(参考) ①ふんわりアクセル『eスタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧不要な荷物はおろそう⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう

- 4 「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。
  - ア、エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
  - イ. エコドライブに係る責任者の設置、マニュアルの作成(既存マニュアルの活用を含む) 等の取組を実施していること。
  - ウ. エネルギー使用実態を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用 の管理を行うこと。なお、その際は、車両の運行記録を用いることが望ましい。
- 5 「ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること」とは、次の要件を満た すことをいう。
  - ア. 回収が適切に行われるよう、ユーザに対し回収に関する情報(回収方法、回収窓口等) が表示又は提供されていること。
  - イ、回収されたハンガーを洗浄し、再使用すること。
  - ウ. 回収されたプラスチックハンガーについて、再使用できない場合にあっては可能な限 りマテリアルリサイクルをすること。
- 6 「低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「13-1 自動車」を対象とする。

# 22-12 自動販売機設置

(1) 品目及び判断の基準等

# 飲料自動販売機設 置

#### 【判断の基準】

①冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。

#### 【配盧事項】

- ①エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出 した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。
- ②表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。ま た、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト、環 境報告書等により公表され、容易に確認できること。
- ③使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされな い部分については適正処理されるシステムがあること。
- ④年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒(種類、 地球温暖化係数及び封入量)が自動販売機本体の見やすい箇所に表示さ れるとともに、ウエブサイトにおいて公表されていること。
- ⑤屋内に設置される場合にあっては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の 選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。
- ⑥屋外に設置される場合にあっては、自動販売機本体に日光が直接当たら ないよう配慮されていること。
- ⑦カップ式飲料自動販売機にあっては、マイカップに対応可能であるこ
- ⑧真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。
- ⑨自動販売機本体と併設して飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器 の分別回収及びリサイクルを実施すること。
- ⑩自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって低燃 費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物 流に伴う環境負荷の低減が図られていること。
- ⑪製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及 び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、包装材の回収及び再使用又 は再生利用のためのシステムがあること。
- 備考)1 本項の判断の基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、 紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし、次の いずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。
  - ①商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの
  - ②台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
  - ③車両等特定の場所で使用することを目的とするもの
  - ④電子冷却(ペルチェ冷却等)により、飲料(原料)を冷却しているもの
  - 2 本項の判断の基準は、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替え が発生しない場合には適用しないものとする。
  - 3 判断の基準①については、紙容器飲料自動販売機又はカップ式飲料自動販売機には適用 しないものとする。ただし、オゾン層を破壊する物質は使用されていないこと、かつ、可 能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていることとする。
  - 4 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年 法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。判断の基準①において使用できる冷媒は、

- 二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン(HFO1234yf)等。
- 5 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に 対する比で示した数値をいう。
- 6 配慮事項①については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社 会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものに ついては適用しないものとする。
- 7 「エネルギー消費効率基準達成率」とは、配慮事項①で算出した当該製品の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率(小数点以下を切り捨て)で表したものとする。
- 8 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
  - ア. 利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。
  - イ. 設置場所(屋内・屋外、日向・日陰等)によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。
  - ウ. マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面 の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じ た場合の責任の所在の明確化を図ること。

#### 表 1 飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分				
販 売 す る 飲料の種類		売機の種類	基準エネルギー 消費効率の算定式	
	コールド専用機又は	ホットオアコールド機	E=0. 218V+401	
	ホットアンドコール 400mm 未満のもの)	ルド機(庫内奥行寸法が	E=0. 798Va+414	
缶・ボトル飲料		電子マネー対応装置の ないもの	E=0. 482Va+350	
	寸法が 400mm 以上 のもの)	電子マネー対応装置の あるもの	E=0. 482Va+500	
		コールド専用機	E=0. 948V+373	
	A タイプ (サンプル を使用し、商品販	ホットアンドコールド 機 (庫内が 2 室のもの)	E=0. 306Vb+954	
紙 容 器 飲 料	売を行うもの)	ホットアンドコールド 機 (庫内が3室のもの)	E=0. 630Vb+1474	
	B タイプ (商品その	コールド専用機	E=0. 477V+750	
	ものを視認し、商 品 販 売 を 行 う も の)	ホットアンドコールド 機	E=0. 401Vb+1261	
カップ式飲料	<del>-</del>		E=1020[T≦1500] E=0. 293T+580[T>1500]	

表 2 飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

Г		T
目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
		オーバーホール、リニューアルへの配慮をし
		ていること。
   リデュース(省資源化)	製品の長寿命化	製品の分解・組立性への配慮・改善をしてい
リノユーへ(自身源化)		ること。
		修理・保守性への配慮をしていること。
		製品の消費電力量の抑制が図られているこ
	消費電力量の削減	と。設置条件、設定条件の適正化等の運用支
		援を行っていること。
	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し、
		共通化・標準化に配慮していること。
リユース (再使用化)	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮して
リュース (丹侯用に)	表明での記慮	いること。
	) 部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、与
	前品のラユ 八設計	寿命判定の容易性に配慮していること。
		リサイクル可能な材料を選択していること。
		プラスチックの種類の統一化及び材料表示
リサイクル(再資源化)	材料	を行っていること。
		リサイクル困難な部材の使用削減を図って
		いること。
	   分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮して
	77 件 古 勿 压	いること。

## 22-13 引越輸送

## (1) 品目及び判断の基準等

#### 引越輸送

#### 【判断の基準】

- ①梱包及び養生に使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。
- ② 反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材が使用されていること。
- ③引越終了後に梱包用資材の回収が実施されていること。
- ④自動車による輸送を伴う場合には、次の要件を満たすこと。
  - ア. エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。
  - イ、エコドライブを推進するための措置が講じられていること。
  - ウ. 大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備が実施されていること。

- ①環境負荷低減に資する引越輸送の方法の適切な提案が行われるものであること。
- ②梱包用資材及び養生用資材について、一括梱包や資材の使用削減を図るなどの省資源化又は再生材料の使用に係る取組がなされていること、また、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ③自動車による輸送を伴う場合には、次の事項に配慮されていること。
  - ア. エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準(経済産業省・国土交通省告示第7号(平成18年3月31日)」及び「貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針」(経済産業省・国土交通省告示第2号(平成26年1月17日)」を踏まえ、輸送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。
  - イ. 低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低 公害車による輸送が実施されていること。
  - ウ. 輸送効率の向上のための措置が講じられていること。
  - エ. エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。
  - オ. 道路交通情報通信システム (VICS) 対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム (ETC) 等、高度道路交通システム (ITS) の導入に努めていること。
  - カ. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における 総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域に おいて輸送する場合にあっては、可能な限り排出基準を満たした自動車 による輸送が行われていること。
- 備考)1 本項の判断の基準の対象とする「引越輸送」とは、庁舎移転等(庁舎・ビル間移転、庁舎・ビル内移動、フロア内移動を含む。)に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務及びこれに附帯する梱包・開梱、配置、養生等の役務をいう。ただし、美術品、精密機器、動植物等の特殊な梱包及び運送、管理等が必要となる品目は除く。
  - 2 判断の基準③は、段ボール等紙製の梱包用資材が業務提供者によって提供される場合に 適用し、発注者の求めに応じて回収を実施する。ただし、あらかじめ回収期限及び回数を 定めるものとする。

- 3 判断の基準④及び配慮事項③は、引越輸送の元請か下請かを問わず、自動車による輸送 を行う者に適用する。
- 4 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」(平成 24 年 10 月) に基づく運転をいう。

(参考) ①ふんわりアクセル『eスタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧不要な荷物はおろそう⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう

- 5 判断の基準④イの「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満た すことをいう。
  - ア、エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
  - イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成(既存マニュアルの活用を 含む)及びエコドライブの推進体制を整備していること。
  - ウ、エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。
  - エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。
- 6 判断の基準④ウの「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車 両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等 環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施 していることをいう。
- 7 配慮事項①の「引越輸送の方法の適切な提案」は、発注者に対し、具体的な提案が可能 となる契約方式の場合に適用する。
- 8 配慮事項③イの低燃費・低公害車とは、本基本方針に示した「13-1 自動車」を対象とする。
- 9 配慮事項③ウの「輸送効率の向上のための措置」とは、次の事項に配慮することをいう。
  - ア. エネルギーの使用に関して効率的な輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。
  - イ. 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸送経路を選択できる仕組みを有している こと。
  - ウ. 輸送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。
- 10 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
  - ア. 引越に伴い発生する廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を第三者に依頼する場合には、一般廃棄物については市町村又は一般廃棄物処理業者(廃棄物処理法施行規則第 2 条第 1 項及び第 2 条の 3 第 1 項に該当するものを含む)に、産業廃棄物については産業廃棄物処理業者(同法施行規則第 9 条第 1 項及び第 10 条の 3 第 1 項に該当するものを含む)にそれぞれ収集若しくは運搬又は処分を委託する必要がある。なお、一般廃棄物の収集又は運搬については委任状を交付した上で引越事業者に依頼することも可能である。
  - イ. 引越輸送業務と併せて廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を委託する場合には、委託 基準に従う必要があり、産業廃棄物については、収集又は運搬を委託する産業廃棄物 収集運搬業者及び処分を委託する産業廃棄物処分業者とあらかじめ契約し、運搬先で ある産業廃棄物処理施設の所在地及び処分方法を確認するとともに、最終処分される 場合には最終処分場の所在地の確認が必要である。また一般廃棄物についても、産業 廃棄物に準じた確認を行うことが望ましい。
  - ウ. 廃棄物の引渡しにおいて、産業廃棄物については、引渡しと同時に産業廃棄物管理票 (マニフェスト)を交付し、運搬及び処分の終了後に処理業者からその旨を記載した

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しの送付を受け、委託内容どおりに運搬、処分されたことを確認する必要がある。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行うことが望ましい。

# 車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

#### 【点検・整備の推進体制】

- □ 点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残して いること。
- □ 点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを 有すること。

# 【車両の適切な点検・整備】

- 点検・整備を整備事業者に依頼するに当たっては、車両の状態を日常から把握し、その状況について伝えていること。
- 目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
- フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている(漏れている)と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。

## 【自主的な管理基準による点検・整備】

#### (エア・クリーナ・エレメント関連)

■ エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

## (エンジンオイル関連)

- エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走 行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
- エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参 考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

#### (燃料装置関連)

燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

#### (排出ガス減少装置関連)

■ 排出ガス減少装置(DPF、酸化触媒)の点検に当たっては、メーカーのメンテナンス ノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施し ていること。

#### (その他)

- タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
- □ トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考 に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
- □ トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走 行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
- □ デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、 走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
- □ デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行 距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

#### 注:「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目

「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

# 22-14 会議運営

(1) 品目及び判断の基準等

#### 会議運営

#### 【判断の基準】

- 〇委託契約等により会議の運営を含む業務の実施に当たって、次の項目 に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件を満たすこと。
  - ①紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、 紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布 される用紙が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断 の基準を満たすこと。
  - ②ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する場合は、印刷に係る判断の基準を満たすこと。

### 【配盧事項】

- ①紙の資料、印刷物等の残部のうち、不要なものについては、リサイクルを行うこと。
- ②飲料等が提供される場合には、容器包装の返却・回収が行われていること。また、可能な限り、容器包装の再使用を行うこと。
- ③自動車により資機材の搬送、参加者の送迎等を行う場合は、可能な限り、低燃費・低公害車が使用されていること。また、エコドライブに 努めていること。
- ④会議の参加者に対し、公共交通機関の利用、クールビズ・ウォームビズの奨励等の環境負荷低減に資する取組に関する情報提供がなされていること。
- ⑤資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 備考) 1 「低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「13-1 自動車」を対象とする。
  - 2 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」(平成 24 年 10 月) に基づく運転をいう。

(参考) ①ふんわりアクセル『eスタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧不要な荷物はおろそう⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう